

西尾城跡保存活用計画



令和4年3月

西尾市

目 次

第1章 計画策定の経緯及び目的	1
第1節 計画策定の経緯	1
第2節 計画の目的	2
第3節 委員会の設置及び経緯	2
第4節 上位関連計画などとの関係	4
第5節 計画の実施	8
第2章 立地環境	9
第1節 自然的環境	9
第2節 歴史的環境	10
第3節 社会的環境	15
第3章 遺跡の概要	25
第1節 西尾城の概要	25
第2節 市史跡指定の現況	29
第3節 市史跡指定地の状況	32
第4章 遺跡の本質的価値	48
第1節 西尾城跡の本質的価値	48
第2節 新たな価値評価の視点	49
第3節 構成要素の特定	50
第5章 現状と課題	52
第1節 保存管理	52
第2節 活用	54
第3節 整備	55
第4節 運営・体制の整備	56
第6章 大綱及び基本方針	57
第1節 大綱	57
第2節 基本方針	58
第7章 保存管理	59
第1節 保存管理の方向性	59
第2節 保存管理の方法	59
第3節 周辺環境を構成する諸要素の保全など	69
第4節 追加指定	70
第5節 土地の公有化	70

第8章 活用	_____	71
第1節 活用の方向性	_____	71
第2節 活用の方法	_____	71
第9章 整備	_____	74
第1節 整備の方向性	_____	74
第2節 整備方針	_____	75
第3節 ソーン別整備計画	_____	77
第10章 運営・体制の整備	_____	83
第1節 運営・体制整備の方向性	_____	83
第2節 運営・体制整備の方法	_____	83
第3節 西尾城跡の管理運営体制の構築	_____	84
第11章 施策の実施計画の策定・実施	_____	85
第1節 施策の実施計画	_____	85
第12章 点検・経過観察	_____	87
第1節 点検・経過観察の方向性	_____	87
第2節 点検・経過観察の方法	_____	87
資料編		

第1章 計画策定の経緯及び目的

第1節 計画策定の経緯

西尾城跡は、西尾市街地中心部の碧海台地南西部に所在する中近世の城館遺跡である。西尾城は『三州幡豆郡西尾城主由来書』などによると承久年間（1219～1221）に足利義氏により築城されたと伝えられ、その後は吉良氏の居城となったが、戦国時代には徳川家康の家臣の酒井氏が入り、天正18（1590）年以降は田中吉政の城となった。江戸時代には代々譜代大名が城主となり、大給松平氏の時に明治維新を迎えた。その後、西尾城は廃城となり、土地や建物は民間に払い下げられた。

昭和55（1980）年3月、市のシンボルとなる西尾城を通じて、市民の心のよりどころと連帯のきずなをより強固なものにするふるさとづくりを願う市民の声を受けて「西尾城再建発起人会」（後に「西尾城再建友の会」と改称）が結成され、これまで西尾城再建のための募金活動、要望書の提出などが行われてきた。

このような市民の動きにあわせて西尾市は、平成6（1994）年に本丸、姫丸の一部、東之丸の一部を市史跡に指定し、平成7（1995）年に旧近衛邸書院の移築、平成8（1996）年には鑰石門及び本丸丑寅櫓の復元整備を行った。その後、西尾城再建に向けた活動は一旦停滞したが、平成23（2011）年12月に西尾市は、二之丸跡地周辺整備検討委員会を発足し、史跡公園として整備するための事業計画を策定し、平成26（2014）年3月に西尾城天守台、二之丸丑寅櫓台の石垣復元整備を完了させた。また、平成28（2016）年4月には西尾城跡総合整備検討委員会を発足し、平成30（2018）年3月『西尾城二之丸跡整備計画』を策定した。この計画に基づき、令和2（2020）年に二之丸丑寅櫓と土堀の復元整備を完了させた。

市教育委員会は指定地を含めた埋蔵文化財包蔵地において、昭和59（1984）年の西尾小学校運動場の拡張工事に伴う発掘調査を皮切りに、本丸、二之丸、東之丸などで調査を実施してきた。発掘調査面積は合計で約9,000㎡に及ぶ。確認された遺構は大きく弥生時代、中世、戦国時代～江戸時代初期、江戸時代の4時期に大別される。西尾城跡では、櫓建物の礎石、石垣、障子堀、土坑といった戦国時代以降の遺構が集中して検出されており、石材には三河湾沿岸部で産出する幡豆石と呼ばれる花こう閃緑岩が多く用いられていた。中世後期の遺物としては、陶器、磁器、土師器などが出土し、特に室町時代後期の遺物の中には土師器皿が高い割合で含まれていた。調査によって、近世以前の様相が明らかになるとともに、戦国期に屋敷地が造られ始め、これを変化させながら城郭を形成していく過程が確認された。

このように西尾城に関わる事業や調査の進展に伴い、市民の注目が高まる中で、西尾城跡全体の価値を明らかにし、市史跡の積極的な保存管理と整備活用の具体的な指針と方策を定めるために『西尾城跡保存活用計画』を策定することとなった。

第2節 計画の目的

西尾城跡の価値を確実に後世へ継承し、西尾城跡を地域への誇りや愛着を醸成する拠点として活用していくことを目的とし、新たに保存活用計画を策定する。西尾城跡が位置する地域特性を踏まえ、保存管理、整備活用、運営及び体制整備について地域住民、行政、専門家、諸団体などの関係者で検討し、あわせて市史跡指定範囲だけでなく、埋蔵文化財包蔵地として周知されている部分や総構えの範囲内となっている西尾城跡全体をも視野に入れた計画づくりを目指す。

第3節 委員会の設置及び経緯

本計画の策定にあたり、西尾城跡保存活用計画策定検討委員会を設置し、西尾城跡の保存と活用の基本方針及び構想に関する事、西尾城跡の保存活用計画の作成に関する事などについて、審議・検討を行った。

西尾城跡保存活用計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 西尾城跡及びその周辺の保存活用計画の策定について検討するため、西尾城跡保存活用計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 西尾城跡及びその周辺の保存活用計画策定に関する事。
- (2) その他必要な事項についての意見交換

(組織)

第3条 委員会は、15名以内で組織し、次に掲げるものから教育委員会が委嘱する。

- (1) 西尾市文化協会代表
- (2) 西尾市文化財保護委員会代表
- (3) 西尾商工会議所代表
- (4) 西尾市観光協会代表
- (5) 西尾ばらネット代表
- (6) 地元町内会代表
- (7) 有識者
- (8) 市関連部署職員
- (9) その他教育委員会が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じ招集し、開催するものとする。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴取することができる

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年9月11日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

表1-1 西尾城跡保存活用計画策定委員会 委員

所属団体	氏名	役職	備考
西尾文化協会	野々山幸和	西尾文化協会会長	～令和2年度
(一社)西尾市文化協会	天野 初男	(一社)西尾市文化協会副会長	令和3年度
西尾市文化財保護委員会	颯田 洪	西尾市文化財保護委員会委員長	
西尾商工会議所	小田井博茂	西尾商工会議所会頭	
(一社)西尾市観光協会	森 隆司	(一社)西尾市観光協会専務理事	
西尾ばらネット	犬塚 栄子	西尾ばらネット委員	～令和2年度
	坂部三枝子		令和3年度
地元町内会	高原 藤一	西小校区町内会長連絡会代表	～令和2年度
	碓井 順一		令和3年度
有識者	三浦 正幸	広島大学名誉教授	
	加藤 安信	西尾市史編集委員会委員	
	奥田 敏春	西尾市史執筆員	
	松井 直樹	西尾市文化財保護委員会委員	
市関係部署職員	杉山 直樹	商工観光課長	令和元年度
	石川 孝次	観光文化振興課長	令和2年度～
	伴野 広幸	都市計画課長	～令和2年度
	高須 清和		令和3年度
その他教育委員会が必要と認めた者	加藤 八重	吉良氏 800 年祭実行委員会代表	

第4節 上位関連計画などとの関係

本計画は、『愛知県文化財保存活用大綱』、『第7次西尾市総合計画』、『第2次西尾市文化振興計画』、『西尾市文化財保存活用地域計画』などを上位計画とし、『西尾城二之丸跡整備計画』、『西尾市都市計画マスタープラン』、『西尾市観光基本計画』、『第2次西尾市環境基本計画』、『西尾市緑の基本計画』などを関連計画に位置付ける。これらの計画との整合性を図りながら、景観、伝統文化、文化財の保護に関する総合的な取り組みを通じて、西尾市総合計画の将来都市像である「自然と文化と人々がとけあい 心豊かに暮らせるまち 西尾」の実現を目指すものとする。

(1) あいちビジョン2030

令和2（2020）年度に策定された『あいちビジョン2030』においては、基本目標である「暮らし・経済・環境が調和した輝くあいち～危機を乗り越え、愛知の元気を日本の活力に～」の達成に向けて愛知が一丸となって地域づくりに取り組むこととしている。

(2) あいち文化芸術振興計画2022

平成30（2018）年度に策定された『あいち文化芸術振興計画2022』においては、「文化芸術の力で心豊かな県民生活と活力ある愛知を実現」を目指すべき姿としている。文化財に関連するのは基本目標「愛知の文化芸術のポテンシャルを活かした地域力の向上」における基本課題「伝統芸能や文化財等の継承と発展」であり、主な施策として「伝統芸能の継承と発展」、「文化財等の継承と発展」を掲げている。

(3) あいちの教育ビジョン2025(第4次愛知県教育振興基本計画)

令和2（2020）年度に策定された『あいちの教育ビジョン2025』においては、「自らを高めること」と「社会の担い手となること」を基本とし、ふるさとあいちの文化・風土に誇りをもち、世界的視野で主体的に深く学び、かけがえのない生命や自分らしさ、多様な人々の存在を尊重する豊かな人間性と「知・徳・体」にわたる生きる力を育む、あいちの教育を進めることとしている。

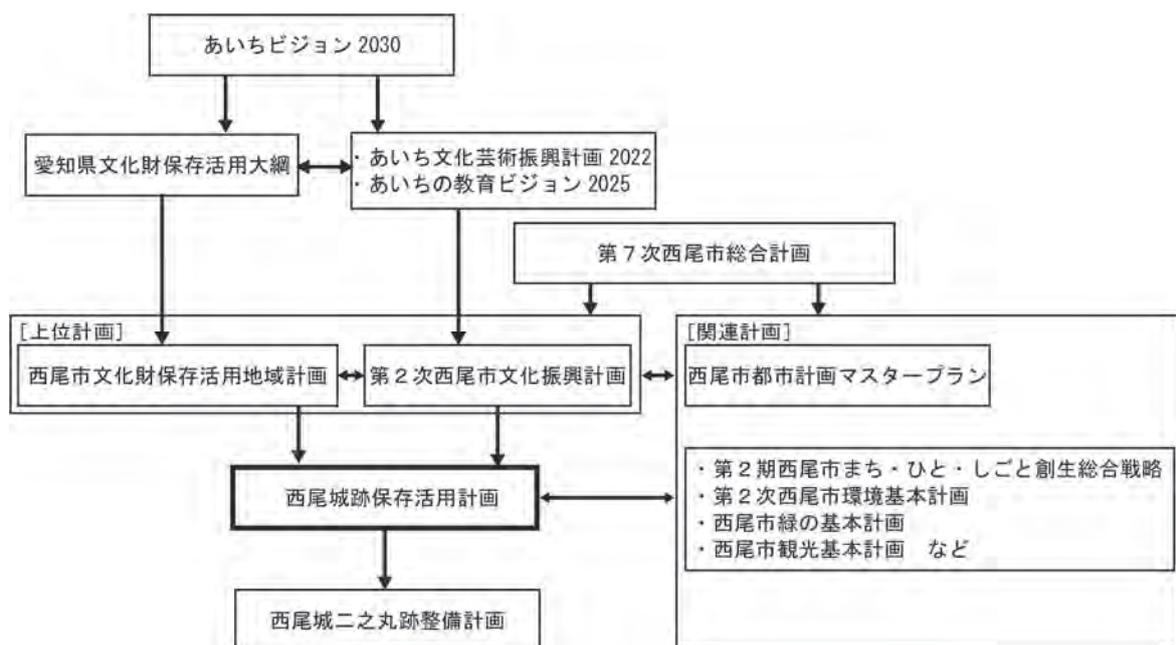


図1-1 上位関連計画などとの関係

(4) 愛知県文化財保存活用大綱

令和2（2020）年度に策定された『愛知県文化財保存活用大綱』においては、地域に支えられてきた有形・無形の文化財と先端産業が補完しあい「豊かな生活」を支えるとともに、「文化財を守り、伝え、生かし、人々の暮らしの中に歴史・文化と未来が共存する県」を目指すべき将来像としている。また、文化財の種類ごとに、現状の課題と今後の対応方針を示し、それぞれの文化財の種類・性質に応じて保存・活用を図ることとしている。

(5) 第7次西尾市総合計画 後期計画（表1-2）

平成25（2013）年度から令和4（2022）年度までを計画期間とする第7次西尾市総合計画を見直し、平成30（2018）年度に策定された『第7次西尾市総合計画 後期計画』においては、「活力・創造」「安心・便利」「自立・協働」の3つのまちづくりの考え方と、それらを結びつけつなぎ合わせる「融和」をまちづくりの基本理念、「自然と文化と人々がとけあい 心豊かに暮らせるまち 西尾」を将来都市像としている。この将来都市像の実現に向けて、6つの基本目標を設定しており、本計画に関わる基本目標は「地域を支える文化と人を育む環境づくり（子育て・教育・文化・スポーツ）」である。その目標の基本施策として「生涯学習の推進と歴史文化の継承（3.生涯学習）（4.歴史文化）」を設定しており、文化財を市民の協力のもとPRし、多くの市民が歴史に親しむことができるように史跡説明板の設置や学習の場の提供を進めることとしている。また、調査研究を行い、文化財の保護・活用を図ることとしている。

表1-2 『第7次西尾市総合計画 後期計画』における本計画に関わる施策の体系

将来都市像	自然と文化と人々がとけあい 心豊かに暮らせるまち 西尾
基本目標	地域を支える文化と人を育む環境づくり（子育て・教育・文化・スポーツ）
基本施策	生涯学習の推進と歴史文化の継承（3.生涯学習）（4.歴史文化）
施策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財・史跡の保全・活用 ・文化財の調査・保護
施策の詳細内容	<p>文化財・史跡の保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域を代表するような歴史遺産について、市民の協力を得て広くPRし活用します。 ・西尾城跡の保存と整備を観光にも考慮しながら進めます。 <p>文化財の調査・保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保護・活用を推進していくため、文化財の掘り起こしなど調査研究を行い、指定・保護を図ります。 ・多くの市民が歴史に親しむことのできるよう、史跡説明板の設置や学習の場の提供を進めます。

(6) 第2次西尾市文化振興計画（表1-3）

平成31（2019）年度に策定された『第2次西尾市文化振興計画』（目標年次：令和10（2028）年度）では、総合計画のコンセプトである「自然と文化と人々がとけあい 心豊かに暮らせるまち 西尾」を具現化するために「人と地域が文化芸術でつながるまち 西尾」を基本理念に定めている。

また、本計画に関わる取り組みの基本方針として「継承する（地域文化・生活文化の継承）」を掲げている。さらに、歴史文化が市民の誇りとなるよう、講座や講演会を開催するなど、文化財と文化財が置かれている自然環境や周囲の環境、文化財を支える人々の活動、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承など、文化財の周辺環境が一体となった歴史的魅力を次世代へ継承していくこととしている。

表 1-3 『第2次西尾市文化振興計画』における本計画に関わる施策の体系

基本理念	人と地域が文化芸術でつながるまち 西尾
基本方針	継承する（地域文化・生活文化の継承）
基本方針の内容	景観を活かした文化の継承
基本方針の詳細内容	歴史文化を継承する ・西尾市の歴史文化が市民の誇りとなるよう、講座や講演会を開催するなど、文化財とそれに関わるさまざまな要素が一体となった歴史的魅力を次世代へ継承していきます。

(7) 西尾市文化財保存活用地域計画（令和4年度策定予定）

令和4（2022）年度に策定される『西尾市文化財保存活用地域計画』において、西尾城跡は「総構の城下町にしお」というストーリーの中核に設定されており、本丸丑寅櫓や鎗石門などの関連文化財とあわせて継続性・一貫性のある保存・活用を推進することとしている。

(8) 西尾城二之丸跡整備計画

平成29（2017）年度に策定された『西尾城二之丸跡整備計画』においては、二之丸を史実に基づき、できる限り江戸時代の西尾城の姿に近づけるように整備することを目標としている。整備計画は、短期では（5年以内）「二之丸丑寅櫓と天守台までの土塀復元、西尾城跡保存活用計画書作成、西尾城跡総合整備計画書作成」を、中期（10年以内）では「二之丸鎗石門脇の土塀と土塁の復元、駐車場の整備、大手門跡の整備」を、長期（30年以内）では「天守の復元」をそれぞれ目指している。

(9) 西尾市都市計画マスタープラン（図1-2）

平成26（2014）年に策定され、平成30（2018）年に改定した『西尾市都市計画マスタープラン』（目標年次：令和6（2024）年）においては、将来都市像である「安全と潤いのある 歴史・文化が息づく創造快適都市 西尾」の実現に向け、景観の保全及び形成を図ることを掲げている。西尾城跡が立地する西尾・米津地区においては、「城下町の歴史・文化が薫る広域交流のまち」を都市づくりの方針とし、城下町の風情が漂う利便性と快適性の高い広域交流の都市づくりに向け、歴史・文化資源の活用と都市活動のニーズに応える人・財・サービスの集積する都市拠点の形成を推進することとしている。さらに、西尾城跡が立地する歴史保全エリアでは、西尾城跡一帯の史跡・名所や文化財を活用した歴史保全を図り、地区としての景観整備を行うこととしている。

(10) 第2期西尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和2（2020）年度に策定された『第2期西尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略』（目標年次：令和7（2025）年度）においては「地域の魅力を磨き、快適な暮らしができ、にぎわいのあるまちを形成する」を基本目標の一つとし、西尾市が有する豊富な歴史・文化資源を活用し、来訪者を増加させるために、市民が歴史文化に精通し、訪日外国人観光客や来訪者等に対して、「おもてなしの心」で接していくことができるように、観光交流機能の強化、充実を図ることとしている。また、市民が西尾市に誇りや愛着を感じつつ、居心地が良く、ワクワクするまちを形成していくことができるよう、官民が連携し、自然や歴史・文化を大切にした居住環境の整備を進めることとしている。

(11) 西尾市観光基本計画

平成26（2014）年度に策定され、平成31（2019）年度に見直した『西尾市観光基本計画』（目標年次：令和5（2023）年度）においては、「おもてなしの心で迎え入れる多彩な魅力と活力がつながる観光のまち 西尾」を基本理念とし、「市民・地域・事業者・行政が一体となって観光客をもてなす」を基本方針としている。基本施策として「西尾の観光を支える人づくり」を掲げており、西尾市の歴史や文化などを学ぶ機会を創出し、市民のおもてなし意識の醸成を図ることとしている。

(12) 第2次西尾市環境基本計画

平成29（2017）年度に策定された『第2次西尾市環境基本計画』（目標年次：令和8（2026）年度）においては、「海・川・山 豊かな自然と暮らしがつながり とけあう 潤いに満ちたまちを未来へ」を目指す環境像とし、「地域に誇りと愛着を感じられるまち」を環境基本目標としている。また、潤いのある美しいまちづくりの推進を図り、地域資源の活用として地域文化と密着した歴史ある緑を保全することとしている。市史跡指定地が含まれる西尾市歴史公園については、公園や社寺林の保全を図ることとしている。

(13) 西尾市緑の基本計画

平成26（2014）年度に策定された『西尾市緑の基本計画』（目標年次：令和6（2024）年度）においては、「海・川・山・歴史を活かし、市民とともに育む緑のまち」を緑の将来像とし、「海・山・川などの豊かな自然環境や由緒ある歴史と共生するまち」、「各地域の特性を活かした緑が息吹くまち」、「市民と一緒に育てる永続性のある緑」を計画の基本方針としている。市史跡指定地が含まれる西尾市歴史公園周辺については、整備の基本方針を「西尾市の歴史や文化を感じるまち中景観の創出」とし、西尾市の玄関口として歴史文化を活かした景観づくりやもてなしの緑の整備を進め、良好な都市環境の創出を図ることとしている。

第5節 計画の実施

本計画期間は令和4（2022）年度から令和14（2032）年度までの11年間とし、令和14（2032）年度に見直しを実施する。

第二章 立地環境

第1節 自然的環境

西尾城跡が立地する愛知県西尾市の地形は、茶臼山や三ヶ根山などの丘陵、地質の安定している台地、農耕に適した沖積低地、三河湾、東西に長く続く海岸地形、湾内に点在する佐久島や梶島などの島嶼に区分される。また、市域をほぼ南北に貫いて三河湾へと流れ入る矢作古川と矢作川が存在している。

市域西部に広がる標高6～16mの平坦な地形は、洪積世に形成され碧海台地と呼ばれる。この台地は、大雨や高潮、津波などの被害を受けることが少ない。沖積低地は、矢作古川や広田川、須美川などの河川の堆積作用によって形成された。沖積低地を形成する矢作川下流部のうち、米津町、小島町から下流部は、慶長10（1605）年に徳川家康により開削されたため、それ以前は三河湾の海岸線が安城市東端や油ヶ淵まで大きく湾入していた。

西尾市は、海、川、山の豊かな自然に抱かれたまちで、多様な植生が見られる。さらに、市域の約70%が緑で覆われており、水田や畑、西尾市の特徴である茶畑などの農地をはじめ、東部丘陵には樹林地が広がっている。

西尾城跡は、市域西側に北東から南西方向に延びている碧海台地が西尾市街地の中央部で東西二つに分かれたうちの、東側に突出した部分の南端に位置している。西尾城は、西、南、東の三方に低湿地を見下ろし、東西幅わずか200mの台地地形を利用して築城されている。その城郭域の中心部分は、現在の西尾市歴史公園、西尾小学校、錦城町の住宅地にあたる東西200m、南北400mの約80,000㎡に及ぶ。さらに城郭部分の北と東を囲むように城下町が形成されて、それらを堀と土塁で囲む総構えになっていた。西尾城跡が立地する台地の標高は約8.5mで、西、南、東側の三方を囲む住宅地との比高は約4mある。



図2-1 西尾市の地形

第2節 歴史的環境

市域では、平成 30（2018）年度時点で 566 か所の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が確認されており、そのほぼ半数を占める約 51%の遺跡は旧西尾地区に所在している。遺跡の種別からみると、縄文時代～近世までを通じて分布する集落遺跡は、沖積微高地や自然堤防あるいは台地上に、古墳や中世の城館跡は丘陵上に築かれる傾向がうかがえる。中世以降、西尾城跡が立地する西尾市西側に延びた碧海台地の一帯は、吉良荘西条と呼ばれ、吉良氏に統治され、近世には細長く尾根状に延びている地形から「西尾」と名付けられたともいわれている。

(1) 旧石器時代～縄文時代

市域で発見されている最も古い考古資料は、寄名山遺跡（吉良町）で発見された後期旧石器時代のナイフ形石器であり、これは今からおよそ 3.0～2.0 万年前に市域東側の丘陵の一角に狩採集民が住んでいたことを示している。これに続く古い遺物は、枯木宮貝塚（寺津町、巨海町）の片隅から出土した後期旧石器時代終末期の細石刃核と縦長剥片である。

早期末～前期初めの土器は、清水遺跡（中畑町）、釜田貝塚（上羽角町）で発見されている。釜田貝塚（上羽角町）は標高約 10mの丘陵裾に営まれた貝塚遺跡で、現在の三河湾の海岸線から 10.5 km も内陸に入った地点に所在している。

縄文時代前期の土器は、新御堂貝塚（八ツ面町）、荒子遺跡（南中根町）、居山遺跡（南中根町）で発見されている。いずれも海水準が高かった時代に碧海台地縁辺部に営まれた遺跡であり、人々が次第に地盤の安定した台地上に定住していった様子がうかがえる。

後期～晩期になると、八王子貝塚（上町）、続いて枯木宮貝塚という大きな貝塚遺跡が形成された。八王子貝塚は後期、枯木宮貝塚は晩期を中心とする遺跡で、三河湾沿岸地域の縄文時代後・晩期を代表する貝塚遺跡として著名である。八王子貝塚では、ハマグリ、カキ、アサリを中心とする貝塚が小高い台地の周りに馬蹄形に並ぶ居住形態が確認され、縄文時代人の精神生活の一面を示す人形土偶や分銅形板状土偶、ベンケイガイやフネガイ科の貝で作った貝輪などが多数出土している。晩期の枯木宮貝塚では円形をした平地式建物跡や人骨埋葬遺構、犬埋葬土壇などが多数検出され、後期末の寺津下層式、晩期初頭の寺津式を中心に前期～晩期までの多量の土器、磨製石斧・石鏃・石錘・敲石・凹石・石刀などの石器・石製品、骨角製尖頭器・骨鏃・釣針・貝輪などの骨角器と貝製品、人形土偶・分銅形土偶などが出土している。

(2) 弥生時代・古墳時代

矢作川流域においては、弥生時代中期中葉の瓜郷式土器の時期になってようやく集落の出現や展開が明らかになってくる。

岡島遺跡（岡島町、江原町）は、西尾地区で現在確認されている弥生時代遺跡の中で最も古い段階に位置付けられる遺跡で、広田川と旧二ヶ崎川下流域に展開しており、当該地域で本格的に稲作農耕が開始された遺跡とみられている。

中期末になると、矢作古川流域の農耕に適さない丘陵上や台地上にも集落や墓域が形成されるようになった。こうした中期末の市域の丘陵上での遺跡形成は、しばしば発生した河川の氾濫などの気候状況を反映した可能性が考えられる。

弥生時代後期～終末期になると、熊子山遺跡（八ツ面町）、西山遺跡（東浅井町）、不毛第 1・第

2遺跡（東浅井町）、岡島遺跡、中根山遺跡（吉良町）のような環濠集落や上畑山遺跡（東幡豆町）のような高地性集落が築かれた。中根山遺跡が、環濠集落であり高地性集落でもある点は注目される。

市域を含めた三河地域における古墳の築造は、4世紀の初め頃とみられている。吉良八幡山古墳（吉良町）は市域最古の古墳で、岡山丘陵の標高58.3mの頂上に築かれた墳丘長66mの前方後円墳である。出土遺物がなため時期比定に決め手を欠くが、丘陵頂位に築かれていることや埴輪がみられないことなどの特徴が認められる。

4世紀後葉になると、全長94mの大型前方後円墳である正法寺古墳（吉良町）が築造された。その墳丘規模から被葬者は三河湾の海上交通路を掌握していた人物とみられる。

中期中頃（5世紀中葉）には、岩場古墳（吉良町）が築かれた。

後期（6世紀）になると、幡豆、吉良、矢作古川東、佐久島の各地に盛んに横穴式石室を有する古墳が築造されるようになった。しかし、矢作古川西地区と佐久島を除く一色地区ではほとんど古墳が造られていない点は注意される。また、後期後葉までの長期にわたって県内でも最大級の群集墳である羽角山（最明寺山）古墳群（上羽角町・下羽角町・貝吹町）が東部丘陵の広い範囲に継続的に築造された。直径3～20m程度の小円墳が、100基以上も築かれたことが確認されている。

③ 古代・中世・戦国期

古代の律令制下においては市域のほとんどの範囲が「幡豆郡」域に含まれた。八ツ面山北側の碧海台地上の発掘調査により、7～8世紀までの集落はすべて竪穴建物で構成されていたが、9～10世紀になると掘立柱建物主体の集落へと変化したことが明らかにされている。また、9～10世紀になると、建物跡周辺から灰釉陶器や緑釉陶器、円面硯などの日常雑器ではない遺物が出土し、これらは、有力者層や識字層の存在を示唆している。

また、室遺跡（室町、駒場町）では、農業用灌漑施設として用いられた大型の木樋が3基発見され、特にヒノキ材で作られた木樋は、年輪年代測定法によって伐採年代が奈良時代中頃の750年と推定された。いわゆるサイフォンの原理を利用した揚水方法による水田への導水が、当該地域の古代の灌漑施設として利用されていた例として注目される。

室遺跡や八ツ面山北部遺跡（八ツ面町、中原町）で検出された平安時代末～中世の集落跡では、周りに溝を巡らせた正方形または長方形の幾つかの屋敷地でムラが構成され、2、3棟の掘立柱建物と井戸が設けられていたことが明らかにされている。

中世城館跡については、文書や文献史料、地籍図解析、縄張り調査、発掘調査などの方法によって実態解明が図られてきたが、発掘調査事例が少なく実態解明のための情報が乏しい。高橋氏が城主とされる赤羽根城跡（一色町）では、確認調査が行われ、山茶碗が出土している。13世紀代にはまだ城館ではなく、土豪の屋敷程度の施設であったようである。

承久年間（1219～1221）に足利義氏が築いたとされる東条城（吉良町）は、東条吉良氏の本拠地になった城で、16世紀前葉の土師器の鍋釜類が出土しており、それらは永禄4（1561）年の徳川家康による攻撃後に東条松平家が入城した時期以前の生活資料とみられている。

また、西浅井町の土豪屋敷跡は、櫓台と横矢構造が認められる城郭構造の構えを持ち、東西100m×南北90mの規模で、周りに高さ3m以上の土塁と幅10mの堀を巡らせている。松平清康（徳川家康の祖父）の弟康孝の城ともいわれ、浅井西城に比定されている。

このように様々な手法で追究されている中世城館跡は、地域の中世社会の仕組みや政治的な動きを理解する上で欠くことのできない資料となっている。

そして、西尾城跡（錦城町）は、かつての西条城があったと推定されている場所に造られたとされる。西条城は東条城と同じく承久年間に足利義氏が築いたとされる。義氏の子孫はのちにこの地の名称である吉良荘から吉良氏と名乗り、この地域を治めたとされる。発掘調査で確認されるのは応仁の乱以降の15世紀後半からで、二之丸、東之丸では溝で区画した屋敷地が確認できる。西尾小学校のグラウンド改修に伴う発掘調査では東之丸の台地端近くから幅7～7.5m、深さ2.1m以上の大型の堀跡が、校舎建設時の調査では幅5.5m、深さ2.5mの大型の堀跡が見つまっている。15世紀後半から築かれた方形の屋敷地に代わり、織豊期の曲輪に関わる堀遺構とみられている。さらに、本丸跡から二之丸跡へと入った地点で幅約5m、深さ2.5mの丸馬出の遺構、二之丸跡からは障子堀の遺構が検出されている。これらの織豊期の堀跡は、天正13（1585）年に行われた大改修に関わる遺構である可能性も指摘されている。

（4）江戸時代

天正18（1590）年徳川家康の関東移封に伴い、西尾城の支配を任された酒井重忠や当時の家臣団の大半は家康に従って関東に移った。この時、新たに豊臣秀吉によって岡崎城主に任ぜられたのが田中吉政であった。近世の史書には、同時に吉政が西尾城主を兼ねていたと記すものも多く、実際には、西尾城を含む幡豆郡は、秀吉の蔵入地（直轄領）か、秀吉の養子秀次の領地のいずれかであったらしい。西尾城が正式に吉政に預けられたのは文禄4（1595）年からであり、その間は吉政が代官として管理していたと考えられる。『慶長見聞記』によると、慶長5（1600）年頃は田中吉政が西尾城主で、吉政の子の吉次が岡崎城主となっている。

『鶴城記』をはじめとする近世史書や伝承は、天正18（1590）年に吉政によって西尾城三之丸が造成され、この城郭拡張のために町屋が移転され、寺社領が没収されたと伝える。これを裏付ける一次史料は知られていないが、慶長元（1596）年の古文書に「にしお町」の名があるので、遅くともこの頃までには西尾城に三之丸が造成され、城下町が形成されたと考えられる。関ヶ原合戦後には本多縫殿助俊康が下総小篠（千葉県佐倉市）から2万石で西尾城に入り、江戸時代には太田、井伊、増山、土井、三浦、大給松平と代々譜代大名が入っている。

寛永15（1639）年に西尾城主太田資宗が工事を始め、その後、井伊直之（直好）がそれを受け継いで城下町を囲む「総構え」を15年後に完成させた。これは、城下町の周りを堀と土塁で取り囲むもので、西尾城下町の特徴の一つとなっている。他の地域から西尾城下に入るには、西尾五ヶ所門と称された5つの門のいずれかを通らなければならないが、そのうち追羽門は東海道また池鯉鮒や岡崎に、天王門は藤川宿に、須田門は一色、吉田、横須賀や平坂湊に通じる門であった。丁田門と鶴ヶ崎門は、藩領の東部地区や西野町に通じていた。土井氏が城主時代の城下町には、侍、商人、百姓が混在して居住していたが、城下町として繁栄するのは大給松平氏が入城した明和元（1764）年頃からであった。

江戸時代の地震の記録については、五代将軍側用人の柳沢吉保の公用日記である『楽只堂年録』によると、宝永4（1707）年の宝永地震により西尾城の天守、櫓4か所、長蔵が大破し、太鼓門の二階が崩れ、侍屋敷26軒が破損したとされている。また、嘉永7（1854）年の安政東海地震により、太鼓門の石垣がたわみ、三之丸の冠木門、新門、姫丸門が大破したとされる。

文久2（1862）年の参勤交代の緩和以降には、江戸から藩士が戻ったことにより、新屋敷に武家屋敷が建てられた。また、新屋敷から登城の際に大きく迂回するために元治元（1864）年に馬場町の北に新たに門が開かれて木戸門がつけられた。この門の名は特に付けられなかったが、外郭の門は五ヶ所門と合わせて6つになった。

(5) 明治時代以降

明治維新以後西尾城は廃城となり、明治4（1871）年に大手門、新門、五ヶ所門が除却され、明治5（1872）年に城郭、藩主邸が入札売払いとなった。明治10（1877）年には城跡が完全に取り払われ、明治14（1881）年1月に二之丸跡に東本願寺大谷派の説教所が設置された。旧西尾町は本丸跡を公園として保存する方針を示していたが、徐々に堀跡や外堀が埋められ、二之丸跡には西尾幼稚園、錦城体育館が設置された。城下町の市街化とともに、かつての西尾城の景観は失われ、今日では、本丸跡周辺や西尾小学校周辺に堀跡や土塁遺構が一部残るのみである。



図2-2 『西尾城シンポジウム1 西条城から西尾城』における西尾城の残存遺構に加筆

〈文献〉

- ① 『西尾市埋蔵文化財発掘調査報告書第18集 西尾城Ⅰ－遺構－』西尾市2008
- ② 『西尾市埋蔵文化財発掘調査報告書第20集 西尾城Ⅱ－遺物1－』西尾市2010
- ③ 『西尾城シンポジウム1 西条城から西尾城』2014
- ④ 『西尾城シンポジウム4 西尾城と地震災害』2017
- ⑤ 『新編西尾市史 資料編1 考古』西尾市2019



图 2-3 周辺の遺跡分布図
 出典：『新編西尾市史 資料編 1 考古』2019

第3節 社会的環境

(1) 西尾市の沿革

明治2（1869）年の廃藩置県により西尾藩は西尾県となり、同年11月には三河全部と知多を併せた額田県となった。その後、額田県は愛知県に入り、幡豆郡の会所は西尾（錦城）におかれた。明治22（1889）年に至って市制・町村制が実施され、幡豆郡は西尾町のほか18村となった。その後、明治39（1906）年の町村大合併を経て、西尾市は、昭和27（1952）年に西尾町、福地村の一部を合併、翌年に平坂町の一部を合併し、同年12月15日に市制を施行して県下14番目の市として成立した。翌年には平坂町・寺津町・福地村・室場村、昭和30（1955）年には三和村と明治村の一部を合併した。平成23（2011）年には幡豆郡一色町、吉良町及び幡豆町と合併し、今日の西尾市を構成している。

(2) 人口

令和3（2021）年4月現在の西尾市の人口は171,173人、世帯数は66,132世帯である。西尾地区の人口は50,562人で市全体の約29.5%、西尾城跡が所在する錦城町の人口は255人で市全体の約0.14%を占めている。

表2-1 令和3（2021）年の人口と世帯

区分	人口（人）	世帯（世帯）
市全体	171,173	66,132
西尾地区	50,562	20,975
錦城町	255	118

令和3（2021）年4月1日現在

資料：『西尾市行政区別人口世帯数一覧表（全体）』

(3) 土地利用

西尾市の土地利用は右表のとおりである。農地が西尾市面積の約31.9%を占めており、次いで宅地が約19.5%を占めている。住宅地が北西部に、市域の外縁部にはまとまった工業用地が分布し、緑地・山林は市東部に集中している。西尾城跡周辺には、住宅や商業施設が立地している。

表2-2 西尾市における地目別土地利用

地目	面積（ha）	割合（%）
計	16,122	100.0
農地	5,150	31.9%
宅地	3,141	19.5%
水面・河川・水路	1,251	7.8%
森林	2,486	15.4%
原野など	0	0.0%
道路	1,406	8.7%
その他	2,688	16.7%

資料：『2020年版土地に関する統計年報』

愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課

(4) 文化財（表2-3・2-4、図2-4）

西尾市の指定及び登録文化財の件数は表2-3のとおりである。国指定重要文化財（建造物）は、金蓮寺弥陀堂、久麻久神社本殿（付鰐口・棟札2枚・厨子）、幡頭神社本殿（付棟札3枚）である。このほかに、実相寺釈迦堂、長圓寺肖影堂、八剣神社本殿、神明社本殿などが県指定有形文化財（建造物）となっている。また、長圓寺山門、若一神社旧本殿（付棟札7枚）、正法寺薬師堂拝殿、実相寺方丈などが市指定有形文化財（建造物）となっている。

西尾城跡の市史跡指定地内に所在する現在の御劔八幡宮本殿は、延宝6（1678）年に土井利長によって建立され、本殿、渡殿、拝殿の3棟及び付として石燈籠3対6基と陶製狛犬1対が市指定建造物となっている。石燈籠は、延宝6（1678）年と貞享4（1687）年に土井利意が、宝暦2（1752）年に三浦義理が、明和2（1765）年に松平乗祐が奉納したものである。そのほかに、永禄7（1564）年に西尾城の支配を任せられた酒井政家（正親）によって寄進された鰐口が、市指定工芸品となっている。

表2-3 西尾市内指定・登録文化財一覧表

文化財の種類		国指定	国登録	県指定	市指定	計
有形文化財	建造物	3	11	8	10	32
	絵画	—	—	5	22	27
	彫刻	1	—	11	35	47
	工芸品	—	—	7	20	27
	書跡・典籍・古文書	2	—	5	12	19
	考古資料	—	—	2	6	8
	歴史資料	—	—	—	17	17
民俗文化財	有形民俗文化財	—	—	1	4	5
	無形民俗文化財	2	—	2	8	12
記念物	史跡	1	—	4	16	21
	天然記念物	1	—	2	19	22
合計		10	11	47	169	237

令和3（2021）年4月現在
資料：西尾市教育委員会事務局文化財課

表2-4 西尾城跡周辺の文化財一覧表

国指定

種別	名称	員数	時代・その他	所蔵・所在
書跡	後奈良天皇宸翰般若心経（参河国）	1巻	室町時代	西尾市岩瀬文庫（亀沢町）

国登録有形文化財

名称	員数	時代・その他	所在および管理者
西尾市岩瀬文庫書庫	1棟	大正7（1918）年頃	亀沢町 西尾市
西尾市立図書館おもちゃ館（旧岩瀬文庫児童館）	1棟	大正14（1925）年頃	亀沢町 西尾市
鶴城丘高等学校正門門柱（旧愛知県蚕糸学校正門）	1基	大正14（1925）年頃	鶴城丘高校（亀沢町）

県指定

種別	名称	員数	時代・その他	所蔵・所在
書跡	紺紙金字長寿王経	1巻	平安時代末期 「神護寺」印	西尾市岩瀬文庫
書跡	安芸白井家文書	1巻 18通	室町時代	西尾市岩瀬文庫
考古資料	八王子貝塚出土品	586点	縄文時代後期	西尾市資料館

市指定

種別	名称	員数	時代・その他	所蔵・所在
建造物	御劔八幡宮 付石灯籠3対6基・陶製狛犬1対	3棟 (本殿・渡殿・拝殿)	江戸時代 延宝6(1678)年	御劔八幡宮(錦城町)
絵画	西尾城郭図	1冊	明治 辻太輔筆	個人蔵(錦城町)
絵画	仏涅槃図	1幅	江戸時代	盛巖寺(馬場町)
絵画	仏涅槃図	1幅	南北朝時代	康全寺(満全町)
彫刻	南無仏太子像	1軀	室町時代	善福寺(中町)
彫刻	木造大日如来坐像	1軀	平安時代	康全寺(満全町)
彫刻	木造釈迦如来坐像	1軀	南北朝時代	康全寺(満全町)
工芸品	康全寺の梵鐘	1口	室町時代	康全寺(満全町)
工芸品	魚鼓	1口	室町時代 天正12(1584)年	康全寺(満全町) 西尾市岩瀬文庫寄託
工芸品	鰐口	1口	室町時代 永禄7(1564)年	御劔八幡宮(錦城町) 西尾市岩瀬文庫寄託
考古資料	銅鐸形土製品	1点	弥生時代 岡島遺跡出土	西尾市資料館
考古資料	銅鐸形土製品	1点	弥生時代 住崎遺跡出土	西尾市資料館
考古資料	西尾市の旧石器資料	4点	旧石器時代	個人蔵 西尾市資料館保管
歴史資料	北条氏直軍勢催促状	1点	桃山時代 天正12(1584)年	個人蔵(伊文町) 西尾市岩瀬文庫寄託
歴史資料	田中長嶺「明治殉教絵史」	2冊	明治44年 大浜騒動の記録	聖運寺(中町)
歴史資料	西尾義倉会資料	153通	江戸時代～大正 貧民救済団体「義倉会」の記録	西尾市岩瀬文庫
歴史資料	三河万歳資料	170点	江戸時代～昭和	個人蔵 西尾市岩瀬文庫保管
有形民俗	中町の大屋形	1台	江戸時代 西尾祇園祭りの練り物	中町大屋形行列保存会
有形民俗	祇園(天王)祭りの神輿と御旅所	1基・1棟	江戸時代 西尾祇園祭りの中心	伊文神社(伊文町)
無形民俗	大名行列		西尾祇園祭りの練り物	肴町大名行列保存会
無形民俗	天王町の神楽獅子		西尾祇園祭りの練り物	天王町内会
史跡	義倉蔵		江戸時代末	伊文神社(伊文町)
史跡	西尾城跡	15,878,27㎡		錦城町
天然記念物	聖運寺のイブキ	1樹	ヒノキ科	聖運寺(中町)

令和3(2021)年4月現在
資料：西尾市教育委員会事務局文化財課



図2-4 指定及び登録文化財分布図

(5) 交通 (図2-5・2-6)

西尾城跡の周辺には、コミュニティバス「六万石くるりんバス」が運行しており、名鉄西尾駅前から停留所「歴史公園北」、「歴史公園西」までそれぞれ1時間に1本程度運行している。西尾駅からは、バスで約5分、徒歩で約15分である。

車でアクセスする場合は、西尾市歴史公園駐車場に駐車することができる。駐車場へは、東名高速道路岡崎インターチェンジから約40分、音羽蒲郡インターチェンジから国道23号を經由して約1時間に到着する。見学者は、西尾市歴史公園駐車場が手狭なため、隣接する西尾市文化会館の駐車場も利用している。

(6) 公園・緑地

本丸跡及び二之丸跡は西尾市歴史公園として整備されている。東之丸跡の一部は明治維新後に、西尾城が消えることを危惧した米穀商の大黒屋岩崎明三郎によって買い取られ、尚古荘(日本庭園)として整備された。西尾城跡の南側には、西尾公園が整備されている。

西尾市歴史公園には、西尾城跡を見学するための駐車場、トイレ、東屋、ベンチ、案内サインなどが整備されており、姫丸跡には西尾城に関する資料を展示した西尾市資料館がある。指定地周辺においても、西尾城の門跡や土塁跡には、解説板や標柱が整備されている。

(7) 公共公益施設

西尾市歴史公園の南側に西尾幼稚園、東側に西尾小学校、南東側に西尾市中央ふれあいセンター、南西には西尾市文化会館がある。また、西尾市歴史公園から東へ1.5km程離れた場所に西尾市役所が、北へ800m程離れた場所に西尾市岩瀬文庫がある。



図2-5 道路交通網広域図

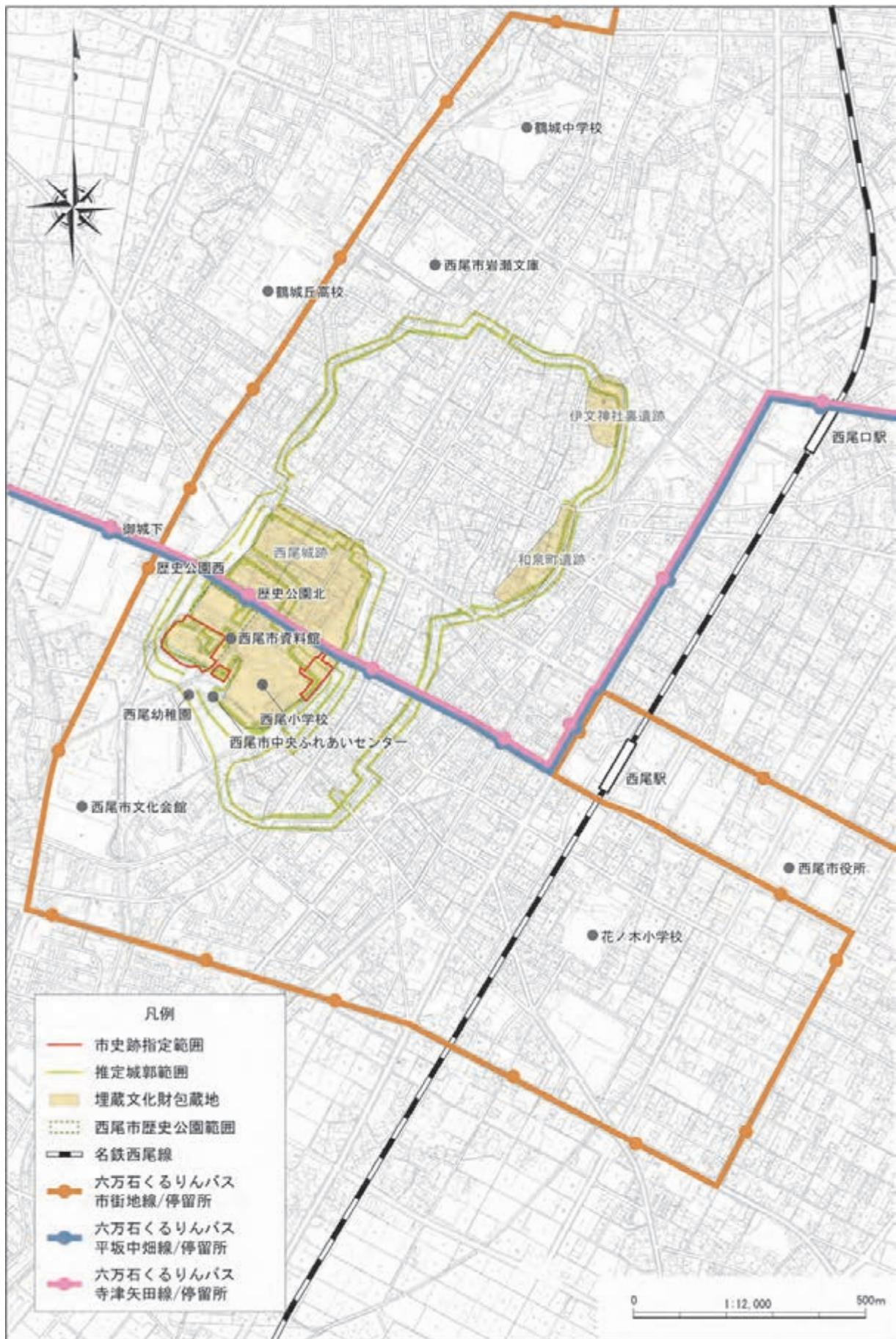


図2-6 道路交通網詳細図

(8) 観光

西尾市歴史公園内には旧近衛邸があり、茶室として利用され、西尾の抹茶を楽しむことができる。尚古荘には、茶室、伝想茶屋がある。また、城下町歴史小径散策マップを手に、寺社仏閣などの周辺観光資源を巡ることができる。

令和2年度における、西尾市資料館の入場者数は年間22,019人で一日あたり約85人、旧近衛邸の入場者数は年間14,604人で一日あたり約57人、尚古荘の入場者数は年間19,756人で一日あたり約77人であり、近年は減少傾向にある。西尾市歴史公園を含む西尾市街地で開催される西尾祇園祭の来訪者数は、令和元年において260,000人であった。

表2-5 西尾市資料館・旧近衛邸・尚古荘 入場者実績 単位：人

西尾市資料館	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間入場者数	31,944	33,051	29,637	25,143	22,019
一日平均入場者数	102	105	94	82	85

旧近衛邸	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間入場者数	46,266	31,133	27,864	20,673	14,604
一日平均入場者数	147	99	88	67	57

尚古荘	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間入場者数	28,155	27,760	35,911	25,622	19,756
一日平均入場者数	80	88	144	84	77

表2-6 西尾祇園祭観光客状況 単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
観光客数	280,000	290,000	280,000	260,000	西尾祇園祭開催中止

資料：『西尾の統計 2020年刊』
西尾市総合政策部企画政策課

(9) 祇園祭 (図2-7・2-8・2-9)

西尾の祇園祭は、伊文神社の神輿が御劔八幡宮まで渡御する祭りで、この神輿の渡御に随行するように表六ヶ町（天王町、肴町、須田町、本町、中町、横町（幸町））の氏子による大名行列や手踊りといった「ねり物」が祭りを盛り上げる。

祇園祭の歴史は古く、伊文神社の天王祭りを起源とする。旧西尾市史によると、本来、神輿の渡御は氏子の町々村々を巡行することをいい、享保年中までは城中への神輿行列のねり込みや御劔八幡宮への渡御も許されていなかったと考えられる。それが享保以後のいつの時代かは不明だが、藩主のはからいにより年に一度の神輿の城内へのねり込みが許され、神と神のあいさつ「御対面」が行われるようになった。そして、伊文天王の祭りの際の氏子町々への神輿巡行中の一



図2-7 祇園祭の様子

神事であった「御対面」は、いつのまにか祭りの「根本」とされ、反対に町々への渡御が付随行事のようにとらえられるようになった。

前述したように、祇園祭は代々の藩主の奨励を受けた祭りでもある。田中吉政は米銭を出して供物の費用を助け、本多康俊は剣旗や鉾を出して祭りを盛大にし、太田資宗は新たに神殿を建て神田を設け、土井利長は人に剣旗以下の諸武具を持たせて神輿を護送したという記録が残っている。



図 2-8 祇園祭の様子

現在は、西尾祇園祭として7月中旬に催され、伝統を守りつつ「踊ろっ茶・西尾!!」や「六万石フェス Nishio」などの現代的イベントを同時開催し、夏の風物詩として地元住民に親しまれている。

ア 町ぞろえ、手踊り

町ぞろえには、祭り本番に備えてまちに明かりを灯し、祭礼道具を揃えたり予行演習をしたりと祭りに向けての機運を高める役割がある。現在は、本町を中心に歴代受け継がれてきた貴重な祭礼道具を披露している。

手踊りとは、かつて須田町、本町、横町（幸町）、中町の四町が神輿の渡御の進行中や御旅所に安置された神輿のまわりで披露した各町独自の演舞のことをいう。現在は、三味線や鼓、笛などのお囃子に合わせた手踊りが祭りの始まりに華を添えている。

イ 祇園（天王）祭りの神輿と御旅所（市指定有形民俗文化財）

天正 19（1591）年、田中吉政の代に初めて白木の神輿が造られ、重さ百貫目（約 375 kg）の神輿の担ぎ手として大勢の若者が集められた。現在の神輿は、明和 4（1768）年に京都の神輿師桑島作右衛門によって造られた。同時期に御旅所（現在の指定のものとは別）と神楽殿も建造されたといい、明和元（1764）年に大給松平氏が西尾へ入城したのを期に、これらを一新し、祭りがより盛大になったと思われる。市指定の御旅所は、文政 2（1819）年に新調されたもので、棟木に墨書がある。

ウ 天王町の神楽獅子（市指定無形民俗文化財）

天王町には古くから「さんやれ獅子」があったが、神楽獅子となった。現在の獅子頭は宝暦 11（1761）年に作られたものである。古い町並みを背に神楽に合せて激しく舞う姿は祭りの見所の一つとなっている。

エ 大名行列（市指定無形民俗文化財）

肴町の名行列は江戸時代中期に始まったとされる。西尾藩主土井利長は、町衆に剣旗以下の諸武具を持たせて神輿を護送したと伝えられ、これが転じて町人の行列となったと考えられている。

オ 中町の大屋形（市指定有形民俗文化財）

祇園祭に中町から繰り出す屋形（山車）は、二階の踊り場を滑車で上下できるのが特徴である。これは、西尾城内の御八幡宮へ参詣する際に城門を通過するためといわれる。かつては他に船屋形など 2 台があったと記録されている。

(10) 周辺歴史文化資源（図2-9・巻末資料10）

西尾城跡は廃城後も市民に親しまれてきた。現在では、かつての西尾城の面影を残すものは限られているが、かつての道路線形や町割りが肴町などいたるところにみられ、順海町には黒壁が良好に残っている。西尾城とゆかりのある寺社も数多くあり、次にその例を示す。

ア 伊文神社

伊文神社は西尾城下の鬼門にあたり、天王門の脇を固めていた神社である。歴代西尾城主をはじめ一般町人の信仰が厚く、江戸時代には18石5斗の朱印地が与えられていた。御劔八幡宮は、もとは伊文神社とともに伊川津（田原市）の地より八条院宮に伴って現在の山下町に遷ってきたといわれ、その後、足利義氏が三河国守護職に任じられて、西条城を築くにあたり、本丸の東北に城内守護の神として奉遷されたと伝えられる。

イ 康全寺

康全寺は異国僧劫外乗空禪師が、応永5（1398）年に本丸の御劔八幡宮の近くにあった八幡六坊のうちの神宮寺釈迦堂と金剛王院大日堂を移し、吉良山満全寺として復興した。当時吉良荘の領主であった吉良氏も深く帰依していたという。その後、天正9（1581）年、徳川家康がこの寺に泊まった折に家康から一字をもらい、西尾山康全寺と寺名を改めたと伝えられる。

ウ 勝山寺

勝山寺は西尾城主三浦義理が、もとは上町森下にあったものを寛延元（1748）年に現在地に仮堂を建て、秋葉坊と称したのが始まりである。

エ 妙満寺

妙満寺は、永禄8（1565）年に富永忠安により鶉ヶ池村に建立された。西尾城主本多俊次の乳母の信仰厚く、その後、寛永2（1625）年に参詣の便を図って伊文天王下に移された。万治2（1659）年には、西尾城主増山正俊がこの寺を菩提寺と定め、現在地に移した。

オ 盛巖寺

盛巖寺は、大給松平氏六代の家乗が上野国那波城（栃木県伊勢崎市）に在城していた際、祖父と父の菩提を弔うために同地に建立したのが始まりである。元和元（1764）年に、11代乗佑が西尾藩主となった際に、現在地に移った。西尾藩主松平乗全の墓がある。

カ 縁心寺

縁心寺は、西尾城主本多康俊が、実父酒井忠次の追善のため慶長7（1602）年に建立した。元和3（1617）年、康俊の転封に従って近江国（滋賀県）膳所に移ったが、その子俊次が再び西尾城主となったため現在地に再建した。

キ 聖運寺

聖運寺は、もとは城内八幡宮六坊の一つ「宝光坊」といい、真言宗であったと伝えられる。楼門式の山門は大正8（1919）年に建立された。

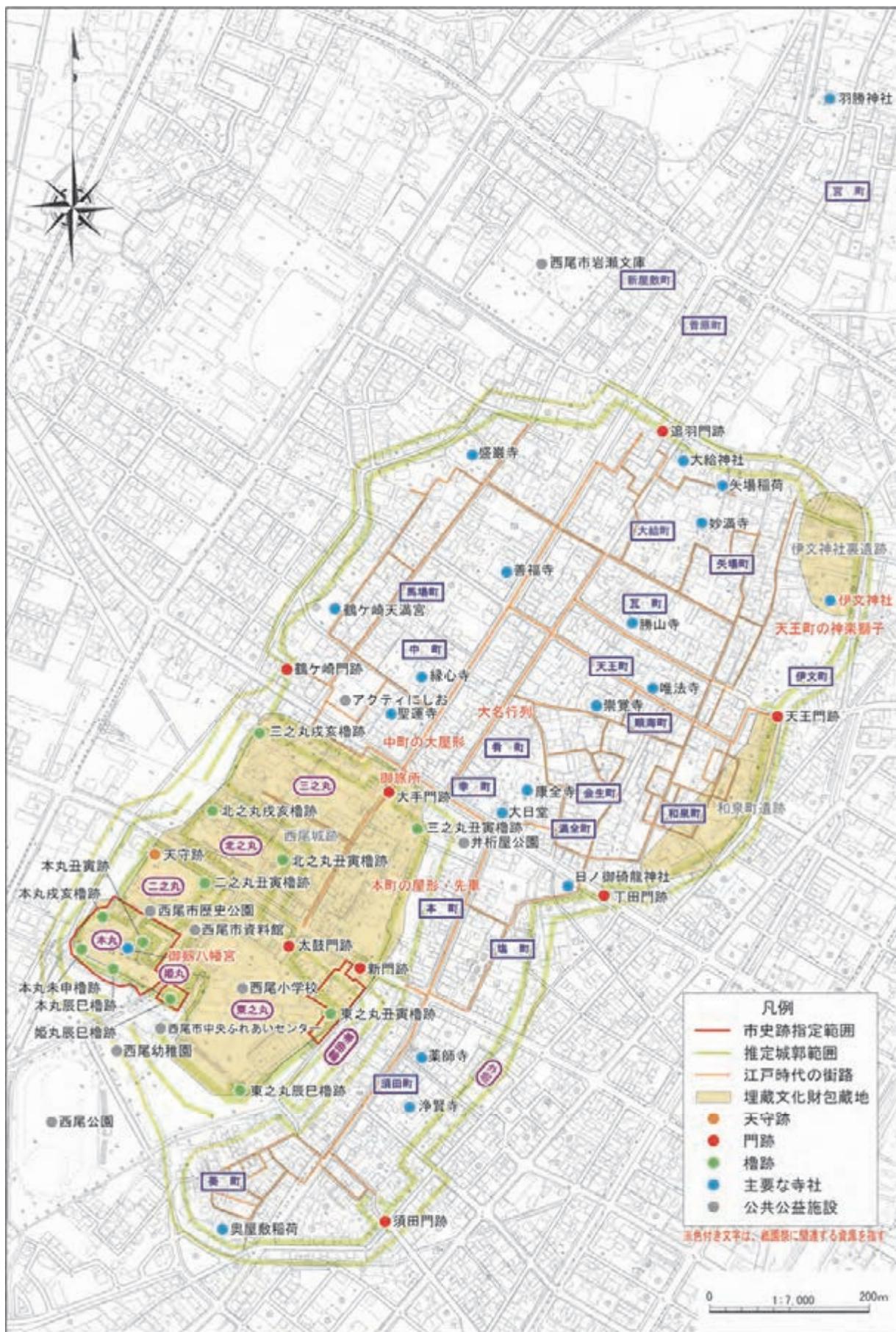


図 2-9 周辺歴史文化資源分布図



第3章 遺跡の概要



第1節 西尾城の概要

西尾城は、洪積台地の端に築かれた平城であり、江戸時代には二之丸に築かれた三重の天守のほかにも多くの櫓が立ち並び、別名鶴城、錦丘城などとも呼ばれた。

江戸時代の西尾城は、外郭の城下町まで含めると南北1 kmにも及ぶ大きな城で天守のほかにも三重櫓が2棟、二重櫓が10棟も建てられていた。特に三重櫓が天守のほかにも2棟もあり、多くの櫓が林立する特徴的な近世城郭であった。

西尾城の縄張は梯郭式で、台地の端に本丸と二之丸を配置し、本丸の前には馬出である姫丸を、その外には北之丸と東之丸を、さらにその外には三之丸と帯曲輪を築いていた。そして、その外に展開する城下町を堀と土塁で囲んだ総構えとなっていた。総構えには5つの門があったが、三之丸には大手門と新門の2つの門、東之丸には太鼓門が設けられ、本丸に近くなるにつれて門の数が絞られ、防備が厚くなる求心的な縄張りとなっていた。

総構えと呼ばれる外堀で囲まれた城下は、江戸時代に表六ヶ町と呼ばれた町を中心に6万石の城下町として栄えた。代々譜代大名が城主を務めた西尾城は、最終的には大給松平氏が城主となって明治維新を迎えた。

西尾城は、明治3(1870)年に廃城となり、明治4(1871)年には大手門と新門を常時開放するようになった。その後、明治6(1873)年以降には西尾城跡の敷地や建物が徐々に売払われていき、明治10(1877)年頃には西尾城の姿は、ほぼ失われてしまったと考えられている。明治14(1881)年には二之丸跡に、東本願寺大谷派の説教所ができた。本丸跡を公園として保存していく方針が旧西尾町で示されたが、その後も徐々に、堀は埋められていった。

戦後になると、二之丸跡に西尾幼稚園ができ、昭和40(1965)年には二之丸跡に錦城体育館が完成した。この頃より全国的に天守の再建ブームが起きて、西尾市においても昭和55(1980)年に、「西尾城発起人会」(後に「西尾城再建友の会」と改称)が結成された。そして、昭和60(1985)年に再建友の会により『西尾城天守再建基本設計—西尾城と茶の博物館構想—』が作成され、城跡の利用構想として天守・書院の復元、茶室の建設(旧近衛邸の移築)、西尾幼稚園の移転が打ち出された。平成6(1994)年には市教育委員会が、城郭都市西尾の再生と再現の核となる西尾城跡公園整備のための『西尾城跡公園整備報告書』を作成している。平成6年3月には、本丸跡を開発から守り、二之丸跡とあわせて活用していくため、本丸、姫丸の一部、東之丸の一部が市史跡に指定された。

その後、平成7(1995)年に京都から旧近衛邸書院が二之丸跡に移築され、平成8(1996)年に鎌石門と本丸丑寅櫓、平成26(2014)年には二之丸天守台と丑寅櫓台、そしてそれぞれを結ぶ土塁が復元された。令和元(2019)年より二之丸丑寅櫓及び土塀の整備が進められ、令和2(2020)年に完成した。

表 3-1 西尾城跡の整備経過

年	月	出来事
明治 3 (1870) 年	11 月	城郭の名称を廃止する。
		鑰石門の名称を廃止し、藩庁の表門とする。
4 (1871) 年	1 月	大手黒門、新門は常時開放となる。
	9 月	大手新門、五ヶ所門を廃止する。
	11 月	一般人に三階櫓の参観が許される。
5 (1872) 年	3 月	西尾城が額田県に引き渡される。
		西尾城郭、旧藩主邸が入札売払いとなる。
6 (1873) 年	12 月	西尾藩上級士族菅敦らが許可を得て、西尾城取り壊しに伴う跡地（帯曲輪）16 町歩余の払い下げをうけて、士族救済にあてた。
9 (1876) 年	12 月頃	西尾城外堀地を士族に 15 年間徴下年季で払い下げる。
10 (1877) 年		西尾城が完全に取り払われる。
14 (1881) 年	1 月	東本願寺大谷派説教所本堂が二之丸跡で起工される。
	4 月	旧西尾城跡を保存し、共園を開き、樹木植え付けを行うよう委員に委嘱する。
	10 月	真宗大谷派説教場の上棟式が行われる。
18 (1885) 年	4 月	戸長役場が西尾城外堀での釣獵を許可する。
24 (1891) 年		西尾幼稚園を康全寺（満全町）に設立する。
34 (1901) 年	2 月	東之丸丑寅櫓一帯を辻利八らが購入する。
大正 12 (1923) 年		西尾幼稚園を大谷派説教所（錦城町）に移転する。
昭和 3 (1928) 年		西尾幼稚園が町立西尾幼稚園としてリニューアルする。
6 (1931) 年		岩崎明三郎により尚古荘がつくられる。
40 (1965) 年	10 月	大谷派説教場跡に市民会館・錦城体育館が完成する。
52 (1977) 年	8 月	姫丸跡に資料館が完成する。
55 (1980) 年	3 月	西尾城再建友の会が発足する。
59 (1984) 年		西尾城再建友の会が『西尾城天守調査報告書』を作成し、天守の復元案を提示する。

年	月	出来事
59(1984)年	6～9月	運動場拡張工事に伴い、東之丸跡で第1次発掘調査を実施する。
60(1985)年	3月	西尾幼稚園が二之丸跡から移転する。
	9月	市教育委員会が『西尾城天守再建基本設計－西尾城と「茶の博物館」構想－』を策定する。
	10月	「西尾市歴史民俗資料館建設基金に関する条例」を制定する。
平成元(1989)年	4～6月	西尾小学校校舎建築に伴い、東之丸跡で第2次発掘調査を実施する。
2(1990)年	5～6月	西尾小学校体育館建設に伴い、東之丸跡で第3次発掘調査を実施する。
6(1994)年	1月	市教育委員会が『西尾城跡公園整備報告書』を作成する。
	3月	西尾城跡の一部が市史跡となる。
	5～10月	歴史公園整備に伴い、二之丸跡で第4次発掘調査を実施する。
7(1995)年	3月	京都にあった旧近衛邸書院・茶室を二之丸跡に移築する。
	11月	防災水槽設置工事に伴い、東之丸跡で第5次発掘調査を実施する。
		椿の庭「椿聴苑」を整備する。
8(1996)年	3月	鑰石門、本丸丑寅櫓が完成する。
	4月	西尾市歴史公園が開園する。
19(2007)年		錦城体育館、商工会議所が二之丸跡から移転する。
	11～12月	城郭跡確認のため、二之丸跡で第6次発掘調査を実施する。
20(2008)～ 21(2009)年	12～2月	歴史公園整備に伴い、二之丸跡で第7次発掘調査を実施する。
23(2011)年	11～12月	子育て支援施設建設に伴い、東之丸跡で第8次発掘調査を実施する。
24(2012)～ 25(2013)年	12～2月	歴史公園整備に伴い、二之丸跡で第9次発掘調査を実施する。
26(2014)年	3月	二之丸天守台、二之丸丑寅櫓台石垣が完成する。
30(2018)年	3月	市教育委員会が『西尾城二之丸跡整備計画書』を策定する。
平成31(2019)年	3月	保存活用計画策定のための基礎資料を得るため、本丸裏門跡で第10次発掘調査を実施する。
令和2(2020)年	7月	西尾城二之丸丑寅櫓及び土塀が完成する。
	12月	個人住宅建設に伴い、東之丸跡で第11次発掘調査を実施する。

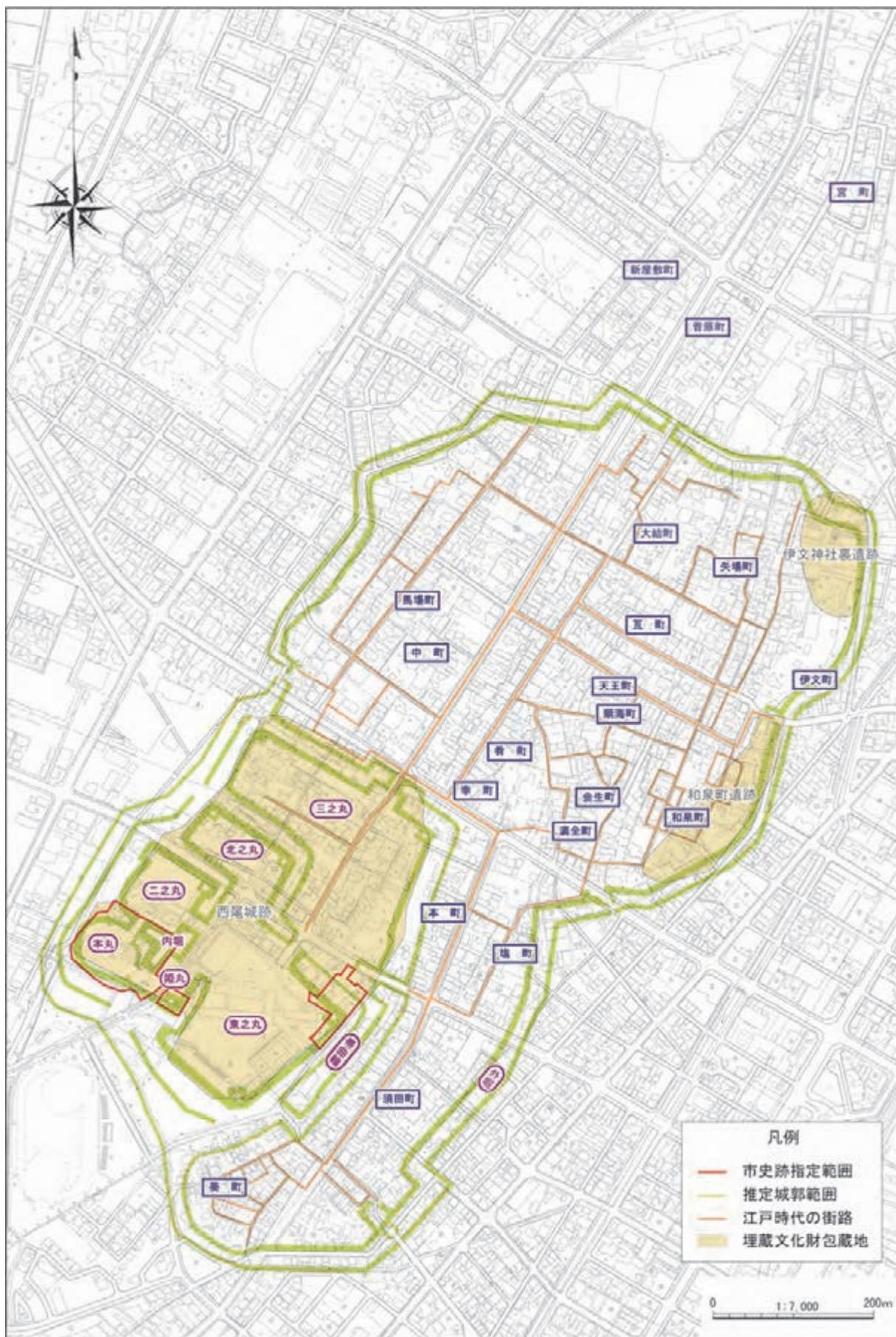


図3-1 西尾城跡の範囲

第2節 市史跡指定の現況

次に指定の範囲とその指定説明などを示す。



図3-2 市史跡指定範囲

表3-2 市史跡の指定調書

種別及び名称	史跡西尾城跡 (本丸・姫丸・尚古荘(建物含))
員数	1
所在の場所	西尾市錦城町 225, 227 他
所有者の氏名(名称)及び住所	西尾市 愛知県西尾市寄住町下田 22 番地
現状 (品質、形状、構造、重量、大きさ、地積等)	15,878.27 m ²

西尾城跡

西尾市錦城町に所在する中世から近世にかけての城館で、中世には西条城と称された。承久3（1221）年の承久の乱後、三河国守護となった足利義氏が造営し、長男足利（吉良）長氏をこの地に地頭として配して西条吉良氏の居城となったと伝わるが、その時期は明らかではない。弘治3（1557）年頃、今川氏の家臣牧野成定が入城し、永禄4（1561）年には徳川氏家臣酒井政家（正親）が入城した。その後、天正13（1585）年家康による東之丸増築、天正18（1590）年に田中吉政による三之丸増築と二度にわたる改修が行われ近世城郭の形態を形成するに至った。

明和元（1764）年以後、大給松平氏の居城であった西尾城は、明治4（1871）年の廃藩置県後、城郭の建造物などは取り壊された。その後、城跡は民間に払い下げられて徐々に姿を変え、今日では本丸土塁、表門と裏門石垣、御劔八幡宮、本丸跡と姫丸跡との間の内堀、姫丸跡の辰巳櫓跡、東之丸跡東側の土塁、丑寅櫓跡などわずかな遺構が残るのみである。また、西尾市は、西尾の城下町のシンボルである西尾城を中心としたまちづくりを推進し、城下町の街並みへの配慮などを行ってきた。

このような歴史の見地からしても西尾城跡の遺構を文化財として積極的に保存し、まちづくりに活かしていくことが重要である。

尚古荘は、せめて西尾城の隅櫓一棟でも破壊から守って保存しようという思いを抱いた岩崎明三郎によって昭和初期に造られた。この地は東之丸丑寅櫓周辺の土地1,000坪にあたり、旧地形を保護するために、日本庭園として整備した上で茶室と書院が設けられた。

市史跡指定地内に残る遺構

(1) 御劔八幡宮

社伝によれば、御劔八幡宮は、文徳天皇の皇子八条院宮が渥美郡伊川津に在住していた頃、屋敷に祀っていた神社であり、当地へ転住した際に松山（山下町か）へ移転したとされる。その後、西条城築城の時に足利義氏が城内に移し、北条政子より賜った源氏の宝劔「髭切丸」が納められたことにより、御劔八幡宮と呼ばれるようになったという。延宝6（1678）年に建築された本殿・渡殿・拝殿は、付石灯籠3対6基・陶製狛犬1対とともに、市の文化財建造物に指定されている。

(2) 本丸表門跡

本丸表門跡の北側に、幅が東西12m、高さが凸形の最高所3.1mの自然石で構築された野面積みの石垣が残る。石垣に接して平らな自然石の真中に方形の穴を穿った石と平らな石があり、表門の礎石であると推定される。また、野面積みの石垣西端の御劔八幡宮寄りに、丑寅櫓への通路であった石段が二段のみ残っている。

(3) 本丸丑寅櫓跡と土塁

御劔八幡宮の裏手の樹木や笹の生い茂った一段高い場所が本丸丑寅櫓跡で、平成8（1996）年、この遺構上に丑寅櫓が復元された。この櫓は土間の規模が東西、南北ともに三間二尺（6m）である。この櫓からそれぞれ表門、裏門までの土塁が残っている。

(4) 本丸未申櫓跡

南西隅の古井戸奥の周囲からやや高くなった場所が本丸未申櫓の跡である。4 m四方程度の櫓跡の中央付近に櫓の礎石と推定される石が残っている。

(5) 本丸戌亥櫓跡と土塁

西尾神社裏手の未申櫓跡から戌亥櫓跡周辺には土塁が残っている。本丸跡の北西の隅は高くなっており、櫓台が残る。

(6) 井戸

西尾神社南側に、石柵に囲まれた古井戸がある。城郭として機能していた時期の遺構と考えられる。織田信長が鷹狩りの際に西尾城に立ち寄り、この井戸の水を飲んだと伝えられる。

(7) 内堀

西尾市資料館の西にある鉤の手形の池が、本丸、姫丸、二之丸に挟まれた内堀である。かつては二之丸鑰石門の前まで延びていた。本丸跡からの樹木が池の面まで広がっている。

(8) 姫丸辰巳櫓跡

西尾市資料館から市道を挟んだ東側に、樹木の茂った場所がある。奥の狭い平坦な場所が辰巳櫓の跡である。姫丸と東之丸の間の堀跡は西尾小学校のビオトープ池として利用されている。

(9) 東之丸丑寅櫓跡と土塁

尚古荘の庭園内に一段と高く築かれた茶亭があり、これが丑寅櫓の位置である。しかし、これらは往時の櫓台ではなく、尚古荘の庭園を造る時に、櫓台に模して造られたものである。この櫓から南に向かって低い土塁が残っている。

第3節 市史跡指定地の状況

(1) 土地所有と公有化の状況（表3-3・3-4）

指定地内の本丸の一部、姫丸、東之丸は市有地、本丸の御劔八幡宮は民有地（境内地）である。

(2) 土地利用

指定地内は、公園と公共公益施設用地となっており、西尾市歴史公園、神社、西尾小学校の敷地の一部、尚古荘として利用されている。指定地周辺は、学校や宅地、道路、公共施設用地である。

(3) 管理の状況

指定地内には管理施設として西尾城跡、本丸表門跡、本丸丑寅櫓跡、姫丸辰巳櫓跡などの遺構解説板が設置されている。また、「西尾城址」、「本丸表門址」などの標柱がある。

指定地は、市有地と御劔八幡宮の境内地で構成されている。市有地のうち尚古荘を含む西尾市歴史公園は、西尾市からの委託を受けた指定管理者が維持管理を行っている。本丸跡の御劔八幡宮は、伊文神社が維持管理を行っており、西尾神社、神明社についてはそれぞれの神社が維持管理を行っている。

表3-3 指定地（本丸・姫丸）の土地所有状況

令和3（2021）年4月現在

No.	地番	面積（㎡）	地目	所有者	備考
1	西尾市錦城町 162-1	36,776.00	学校用地	西尾市	一部（姫丸）
2	西尾市錦城町 217-1	49.00	原野	西尾市	
3	西尾市錦城町 221-3	2773.55	宅地	西尾市	
4	西尾市錦城町 222-2	52.00	公衆用道路	西尾市	一部
5	西尾市錦城町 222-4	16.00	田	西尾市	
6	西尾市錦城町 222-5	294.00	公衆用道路	西尾市	一部
7	西尾市錦城町 223-1	82.00	山林	西尾市	
8	西尾市錦城町 224	1,451.00	山林	西尾市	
9	西尾市錦城町 225	819.00	山林	西尾市	
10	西尾市錦城町 226	314.00	山林	西尾市	
11	西尾市錦城町 227	1,130.00	境内地	御劔八幡宮	
12	西尾市錦城町 228	866.00	山林	西尾市	
13	西尾市錦城町 229	601.00	原野	西尾市	一部
14	西尾市錦城町 230-1	899.00	池沼・溜池	西尾市	
15	西尾市錦城町 231-1	5,333.00	学校用地	西尾市	
16	西尾市錦城町 231-3	271.00	学校用地	西尾市	一部
17	西尾市錦城町 231-4	211.00	学校用地	西尾市	
18	西尾市錦城町 231-5	59.00	学校用地	西尾市	
19	西尾市山下町城南 24	29.00	畑	西尾市	
20	西尾市山下町城南 30-1	365.00	雑種地	西尾市	一部
21	西尾市山下町城南 31	122.00	雑種地	西尾市	
合 計		52,512.55			

表3-4 指定地（尚古荘）土地所有状況

No.	地番	面積 (㎡)	地目	所有者	備考
1	西尾市錦城町 115-7	56.23	宅地	西尾市	
2	西尾市錦城町 115-16	54.34	宅地	西尾市	
3	西尾市錦城町 116-1	30.77	宅地	西尾市	
4	西尾市錦城町 123-2	39.17	宅地	西尾市	
5	西尾市錦城町 123-4	69.00	公衆用道路	西尾市	
6	西尾市錦城町 128-2	5.45	宅地	西尾市	
7	西尾市錦城町 128-4	10.24	宅地	西尾市	
8	西尾市錦城町 161-3	317.00	原野	西尾市	
9	西尾市錦城町 161-4	43.96	宅地	西尾市	
10	西尾市錦城町 161-5	29.00	原野	西尾市	
11	西尾市錦城町 161-9	9.91	公衆用道路	西尾市	
12	西尾市錦城町 170	18.99	宅地	西尾市	
13	西尾市錦城町 170-5	572.05	宅地	西尾市	
14	西尾市錦城町 171	20.56	宅地	西尾市	
15	西尾市錦城町 174	155.37	宅地	西尾市	
16	西尾市錦城町 174-1	80.33	宅地	西尾市	
17	西尾市錦城町 174-2	48.41	宅地	西尾市	
18	西尾市錦城町 174-3	21.38	宅地	西尾市	
19	西尾市錦城町 174-4	169.20	宅地	西尾市	
20	西尾市錦城町 175-1	199.76	宅地	西尾市	
21	西尾市錦城町 175-1-1	6.61	原野	西尾市	
22	西尾市錦城町 175-2	40.16	宅地	西尾市	
23	西尾市錦城町 176-1	947.40	宅地	西尾市	
24	西尾市錦城町 176-5	297.52	宅地	西尾市	
25	西尾市錦城町 176-7	16.29	宅地	西尾市	
26	西尾市錦城町 176-8	232.36	宅地	西尾市	
27	西尾市錦城町 176-16	44.29	宅地	西尾市	
28	西尾市錦城町 179-3	16.52	宅地	西尾市	
合計		3,552.27			



図3-3 市史跡指定地及び周辺の現況（平成30（2018）年撮影航空写真に加筆）

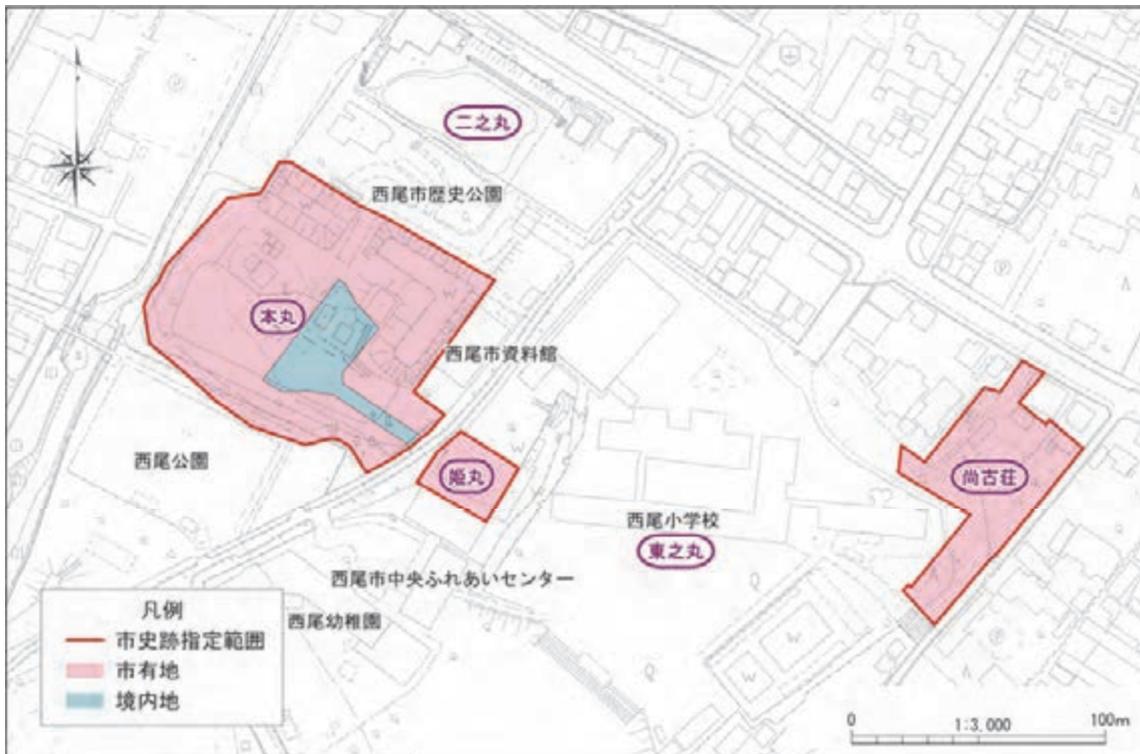


図3-4 市史跡指定地の土地所有区分図

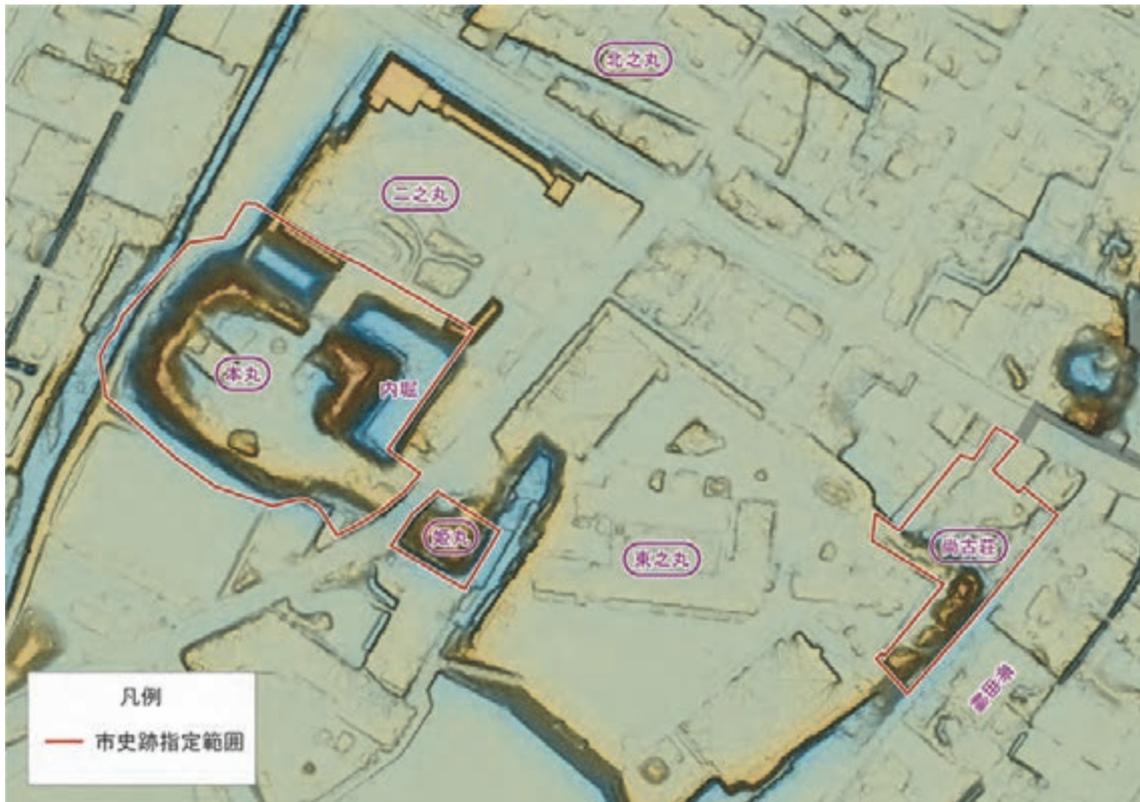


図3-5 市史跡指定地及び周辺の陰陽図（平成30（2018）年作成図に加筆）

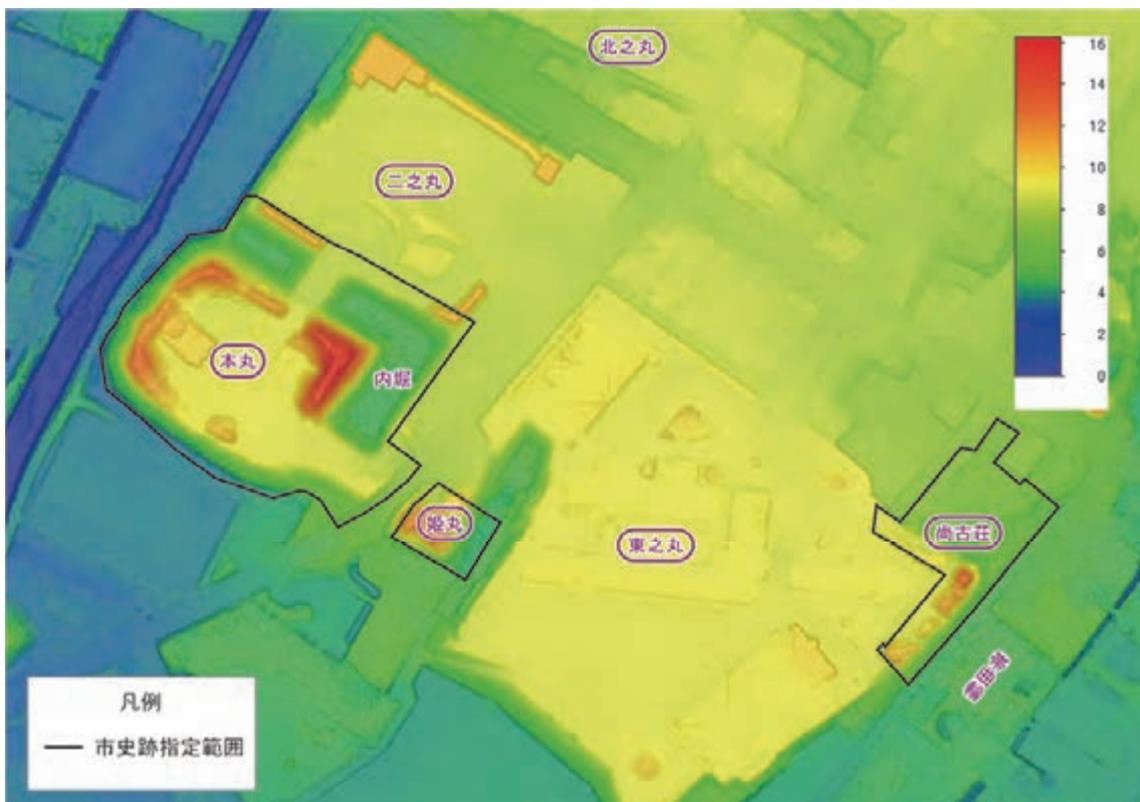


図3-6 市史跡指定地及び周辺の標高段彩図（平成30（2018）年作成図に加筆）

(4) 法適用現況 (図3-7)

指定地は、第一種中高層住居専用地域、近隣商業地域内に含まれている。第一種中高層住居専用地域の容積率は150%、建ぺい率は60%である。都市計画道路として指定地北側に碧南西尾線、東側に西尾本町線、西側に西尾環状線が通っている。本丸南側に接して整備済みの西尾公園がある。

(5) 建築物、工作物 (巻末資料5・6・7)

指定地内の建築物としては、西尾城本丸跡に西尾神社、御劔八幡宮、神明社、本丸丑寅櫓などがあり、尚古荘には大広間、和室、茶室などがある。神社についてはそれぞれの神社が維持管理を行っている。工作物としては、市が設置した解説板のほか、石碑が多く建っている。

(6) 地下埋設物 (図3-8)

指定地内に電線などの埋設管はない。本丸南東の市道から御劔八幡宮と本丸丑寅櫓に向かって水道管が埋設されている。尚古荘も同様に南東の市道からの大広間、和室、管理事務所に向かって水道管が埋設されている。

(7) 災害

指定地は碧海台地上に位置するため、大雨による矢作川や矢作古川の洪水想定区域、予測される東海地震・東南海地震・南海地震による津波浸水想定区域には含まれていない。大雨で台地下の二の沢川など小排水路から水が溢れ出る恐れがあるが、台地上までは及ばないと考えられる。しかし、大雨の際に台地斜面に崖崩れが生じることが懸念される。

(8) 樹木などの植生 (巻末資料8・9)

平成8(1996)年に本丸丑寅櫓や鎗石門が復元されるなど歴史公園としての整備が進む中で、城跡の景観は大きく変容した。歴史公園以外の錦城町や山下町にも昔を思わせる自然が残っていたが、現在は尚古荘北側の民家にクロガネモチなどが茂るのみで、多くは住宅地に姿を変えている。本丸跡、姫丸跡の樹木の多くは、廃城後に自生したり植栽されたりしたものである。

御劔八幡宮の南側にはサカキがあり、境内にはムクノキの巨木やクロガネモチ、モチノキ、シラカシ、エノキなどの樹木がよく繁茂している。境内のムクノキの巨木は、既に江戸時代からあった可能性がある。

隣接する西尾神社の北側には自生のクロガネモチの大木やタブノキ、エノキ、ムクノキ、クスノキ、イヌビワが見られるが、公園整備によりヒイラギの老木は消失した。南側にはアラカシやシラカシが混在している。

資料館周辺の内堀の法面には、自生のケヤキ、シラカシ、クロガネモチ、タブノキ、ムクノキなどがみられる。

西尾小学校内にはアベマキ、クスノキ、エノキの大木があり、資料館の東側にはクロガネモチ、シラカシ、カクレミノ、エノキ、ムクノキ、イスノキなどがよく茂っている。

また、旧西尾幼稚園にはヒザクラの老木やフジの大木2本があったが、現在は鎗石門前のフジの大木1本が残るのみである。

尚古荘にはクロマツにヒトツバが着生しており、ツブラジイの巨木やアラカシ、ウバメガシも茂っている。庭園内にはイヌビワ、ホソバイヌビワもみられる。

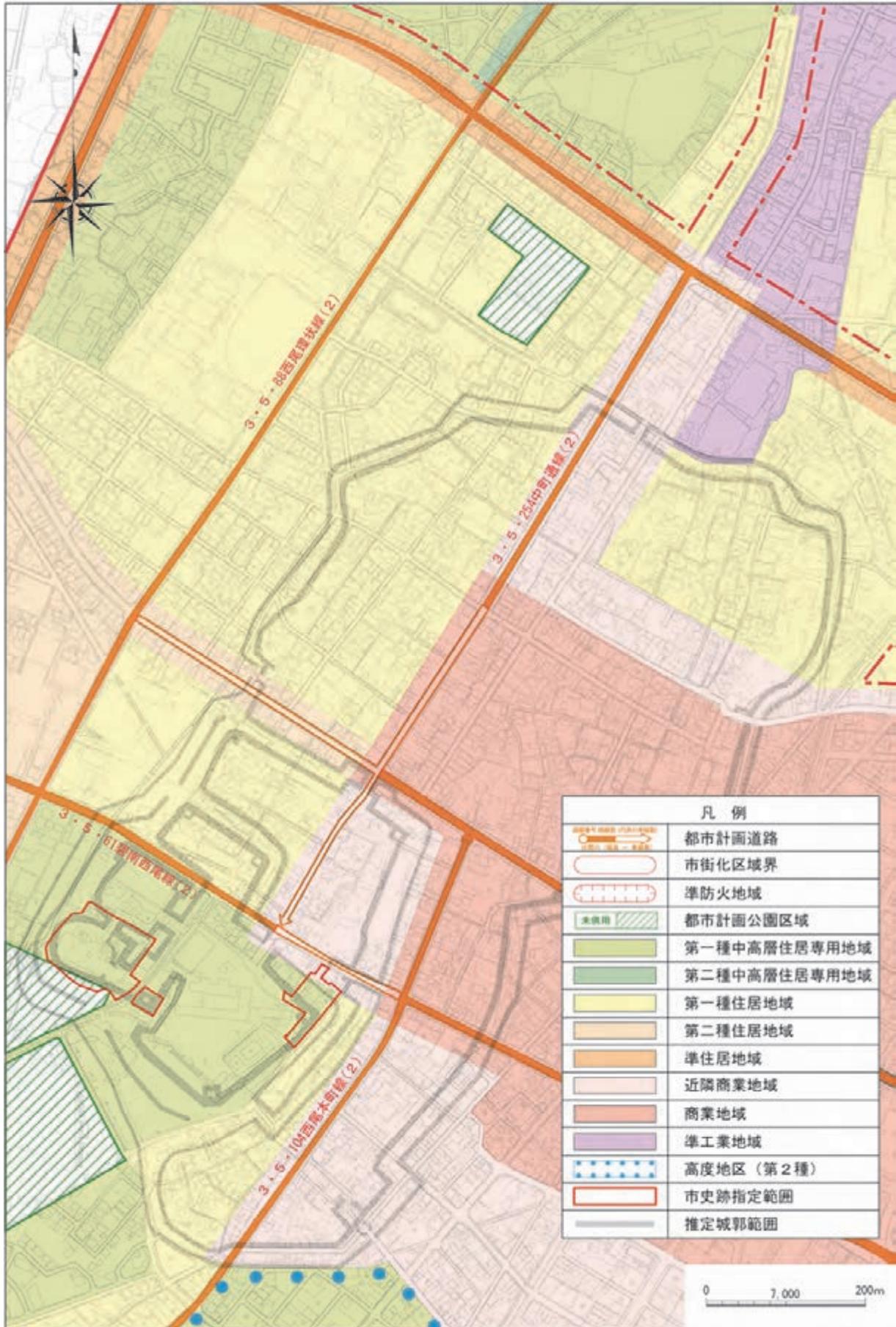


図3-7 法適用現況図

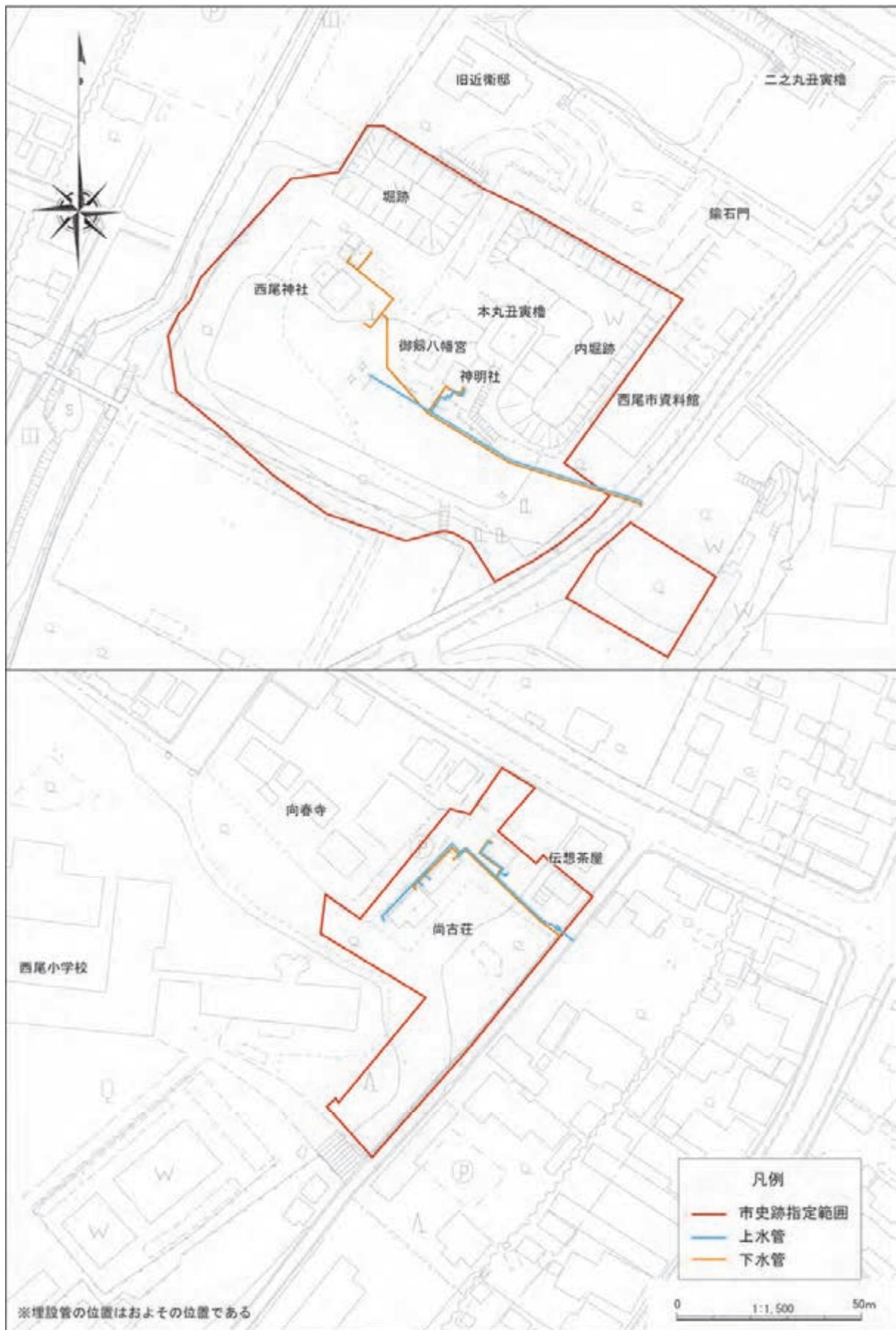


図3-8 地下埋設物現況図

⑨ 発掘調査の概要

これまでの西尾城跡の発掘調査歴とその位置は次のとおりである。

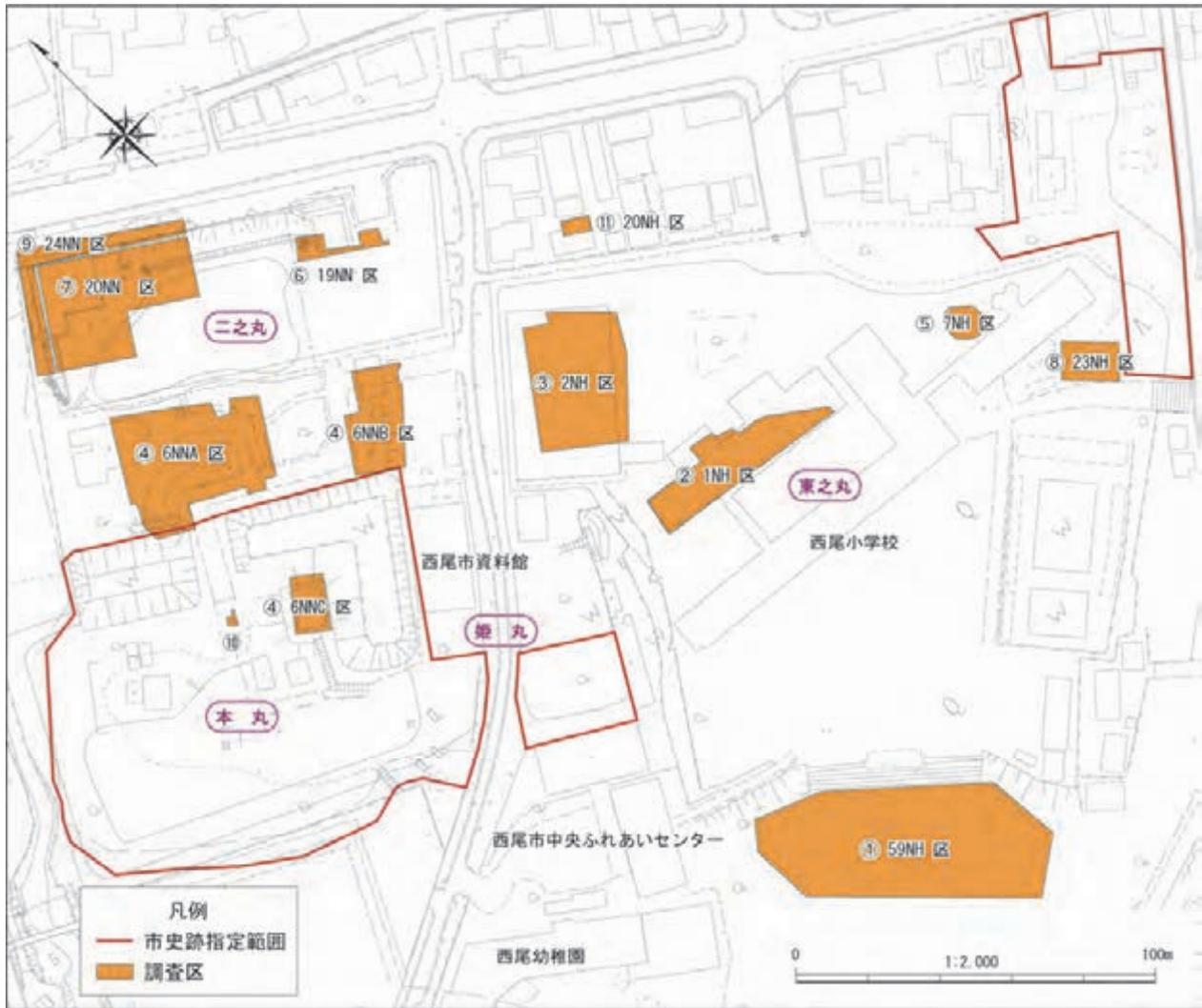


図3-9 調査区位置図と市史跡指定地の範囲

表3-5 発掘調査一覧

調査	調査期間	調査面積	調査事由	関連報告書・文献
①	昭和 59 (1984) 年 6 月～9 月	2,756 m ²	運動場拡張工事	西尾市史 2019
②	平成元 (1989) 年 4 月～6 月	600 m ²	西尾小学校校舎建築	西尾市史 2019
③	平成 2 (1990) 年 5 月～6 月	1,200 m ²	西尾小学校体育館建設	西尾市史 2019
④	平成 6 (1994) 年 5 月～10 月	2,550 m ²	歴史公園整備	西尾市史 2019
⑤	平成 7 (1995) 年 11 月	100 m ²	防災水槽設置工事	西尾市史 2019
⑥	平成 19 (2007) 年 11 月～12 月	150 m ²	城郭確認調査	西尾市史 2019
⑦	平成 20 (2008) 年 12 月～21 (2009) 年 2 月	1,000 m ²	歴史公園整備	西尾市史 2019
⑧	平成 23 (2011) 年 11 月～12 月	150 m ²	子育て支援施設建設	西尾市史 2019
⑨	平成 24 (2012) 年 12 月～25 (2013) 年 2 月	320 m ²	歴史公園整備	西尾市史 2019
⑩	平成 31 (2019) 年 3 月	30 m ²	保存活用計画策定のため基礎資料調査	概報
⑪	令和 2 (2020) 年 12 月	53 m ²	個人住宅建設	—



図3-10 参州幡豆郡吉良庄西尾城之図（部分）

ア 遺構

西尾城跡で確認された遺構は大きく弥生時代、中世、戦国時代～江戸時代初期、江戸時代の4時期に大別される。発掘調査では戦国時代以降の遺構が集中して検出されているが、戦国時代以前の構造については不明な部分が多い。

本丸跡では丑寅櫓の部分が発掘調査され（6NNC区）、一辺約6.5mの方形の櫓台上面から江戸時代のもと思われる礎石跡が8基検出された。櫓台上面の南側に基壇状の石積み、東側、西側には高さ約2.5mの石垣が存在し、北側には堀まで続く高さ6.5m以上の石垣が存在する。石材には三河湾沿岸部で産出する幡豆石と呼ばれる花こう閃緑岩が多く用いられている。

二之丸跡（6NNA区、6NNB区、19NN区、20NN区）では溝で区画された戦国時代の5つの屋敷地が確認された。また、本丸との連結部（6NNA区）で織豊期の丸馬出が、北西隅（20NN区、24NN区）では障子堀が検出された。6NNB区では、鑰石門跡に相当する部分で江戸時代の石垣の溝が確認された。19NN区では江戸時代の石垣の裏込めと、平行する細長い土坑内に胴木が埋設された建造物の基礎遺構が検出された。北西端部の24NN区では天守台盛土や石垣基礎遺構が確認された。

東之丸跡では南部（59NH区）と北西部（1NH区）、西尾小学校体育館の部分（2NH区）、北東部（7NH区・23NH区）で発掘調査が行われ、59NH区では屋敷地を区画していたとみられる戦国時代の溝が3条確認された。江戸時代の遺構は漆喰槽9基、井戸6基、土坑、溝などが確認された。このうち特に幅約30cmの浅い溝によって区切られた5区画は、侍屋敷であったと推測される。この区

画は、元治元（1864）年の『参州幡豆郡吉良庄西尾城之図』（図3-10）にみられる区画と合致している。1NH区では室町時代の掘立柱建物跡2基、戦国時代の溝と方形竪穴土坑、織豊期の大溝SD11と江戸時代の礎石建物が確認された。2NH区では、戦国時代の屋敷を囲む溝と塀、江戸時代の長蔵基壇の痕跡と溝、方形土坑が検出された。7NH区では戦国時代～江戸時代の遺構が検出され、このうち江戸時代の小溝は侍屋敷を区切る溝の可能性もある。23NH区では江戸時代の井戸などが検出された。

イ 遺物

戦国時代の遺構の下から13～14世紀中葉の土器が一定量出土している。

中世後期の資料は、瀬戸・美濃窯産陶器、土師器、常滑窯産陶器、中国産磁器などが多量に出土している。特に室町時代後期以降の遺物が多く、その中には土師器皿が高い割合で含まれている。

江戸時代の遺物には瀬戸・美濃窯産陶磁器、肥前窯産陶磁器、関西系窯産陶磁器、土師器、常滑窯産陶器などがある。なかでも染付製品が多くみられ、丸碗、端反り碗、箱型湯呑、広東茶碗、小杯、物飯具、丸皿など多様な器種が存在する。これらは18世紀後半～19世紀前葉に属する資料である。

また、江戸時代前期に比定される瓦も出土している。図3-11は24NN区で検出された石垣裏込めから出土した左巻三巴文に12珠文の軒丸瓦である。図3-12は右巻三巴文に12珠文の軒丸瓦で、図3-13は三子葉文二反転唐草文軒平瓦である。

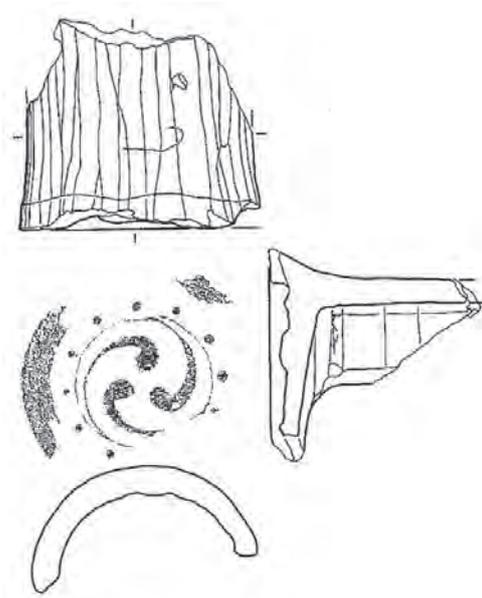


図3-11 出土瓦

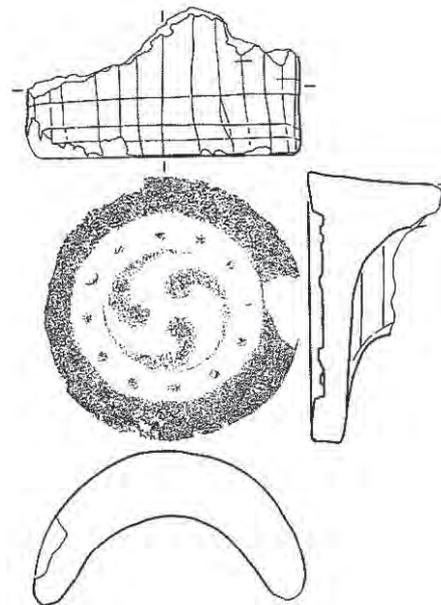


図3-12 出土瓦

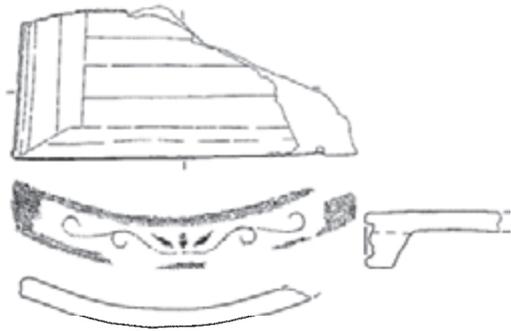


図3-13 出土瓦

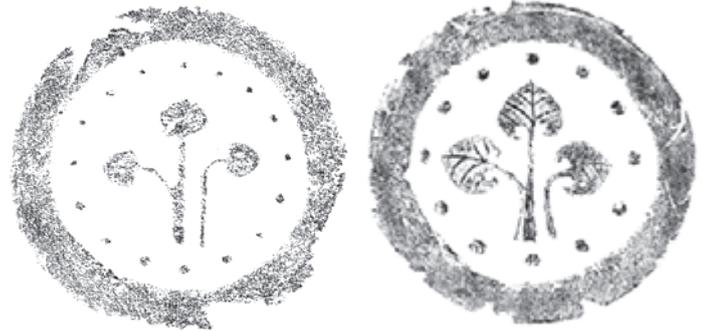


図3-14 出土瓦 (本多氏 立ち葵)



図3-15 出土瓦 (太田氏 桔梗)



図3-16 出土瓦 (増山氏)



図3-17 出土瓦 (土井氏 沢瀉)

ウ 戦国時代の遺構

戦国時代の遺構は、二之丸跡と東之丸跡で堀、溝、柵列などが確認された。二之丸跡南半部において、溝（6 NNA 区 SD02・06、6 NNB 区 SD07）で区画された屋敷地 A・B・E と、それらを破棄して構築された丸馬出に関連する堀が2条（6 NNA 区 SD03・04）確認され、屋敷地が展開したのは16世紀前葉～中葉、丸馬出が構築されたのは16世紀後葉とみられる。東側では区画溝 SD07 が検出された。北西端部（20NN 区、24NN 区）では障子堀、東之丸跡では大型溝3条（2NH 区 SD03、1NH 区 SD11、59NH 区 SD13）が確認されている。

東之丸跡の59NH 区 SD13 は幅7.5m・深さ2.1m以上、1NH 区 SD11 は幅5.5m・深さ2.5m以上で両者は規模や断面形が類似していることから、曲輪を囲む堀跡と考えられる。

二之丸跡の20NN 区、24NN 区の障子堀は、北東から南西方向に台地に沿うようにして検出された。幅約7m・深さ約3mの大きさで、従来からあった堀を拡張する際に、地山を削り残して障壁を築いている。

東之丸跡の59NH 区 SD13、1NH 区 SD11 は織豊期の遺構と推定される。2NH 区 SD03 と二之丸跡の丸馬出、障子堀は家康の命を受けた酒井重忠が天正13（1585）年の改修時に掘削または埋めて平坦面を築いた可能性もある。



図3-18 59NH 区 SD13 堀跡 (北から)



図3-19 20NN 区障子堀近景 (北から)

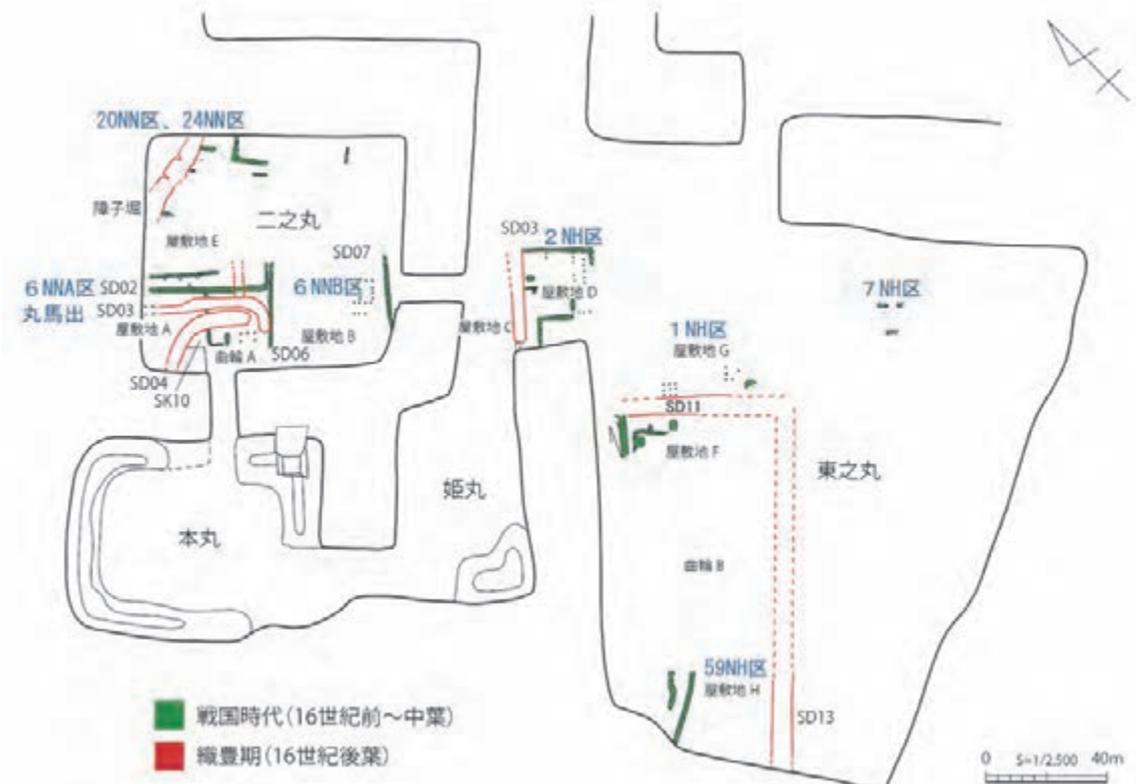


図3-20 戦国時代の遺構分布図

Ⅱ 江戸時代の遺構

本丸跡では丑寅櫓の櫓台と石垣遺構が確認された。また、本丸跡の整地は堀の掘削時に生じた地山土を用いて厚さ約70cmの盛土によって行われていることが判明した。一方、二之丸跡や東之丸跡では盛土が確認されていないため、本丸を高くする意図があったとみられる。

本丸丑寅櫓の櫓台は、北側と東側及び西側に石垣が積まれ、上面は一辺約6mの方形を呈している。上面8か所で礎石跡、北隅と西隅でも礎石らしい石材が確認された。礎石が2.15mの等間隔に配されていたとみられることから、櫓は2間×2間の礎石建物であったと推定される(図3-22)。櫓台の礎石跡は地固めの根石が残るのみで、礎石そのものは抜き取られ残存していない(図3-23)。

本丸丑寅櫓の石垣には若干の加工を加えた自然石が使用され、面を揃えるように配置されている(図3-24)。石垣は、自然石を用いた野面積みで、隅角部の石積みは破却されていた(図3-25・3-26・3-27・3-28)。

この櫓台北側の石垣は、標高13mのラインよりも上方はやや大きな石積み、下方は小さな石積みとなっている。下方の石積みは、目地を通さない落し積み状となっており、勾配は48度で、奥行き薄い石張り状の石積みとみられる。東端の幅約2mの範囲には、小型の幡豆石が使用されている(図3-29・3-30)。

本丸裏門跡の石垣では、盛土上に直接最下段の石材が積まれていることが確認された。石垣の積み方は、自然石の野面積みを基本としているが、一部人為的に割られた石材が含まれている。石垣の下段は石垣築造当初のままである可能性があるが、中段以上は積み直しが行われたと推定される(図3-31)。石垣に使用された石材は幡豆石(吉良～幡豆地区の丘陵から産出する花こう閃緑岩)、領家変成岩(東部丘陵で産出する珪質片岩、雲母片岩など)、佐久石(佐久島から産出する泥岩)の3種が確認され、西尾城では近隣から石材を調達していたことが判明した。幡豆石には矢穴のある石材が4個確認された。

二之丸跡の19NN区では、二之丸東側の堀跡と、丑寅櫓に関連すると考えられる遺構（胴木・裏込石）が検出された（図3-32）。また、台地西端部の24NN区で天守台と推定される盛土遺構と腰巻石垣と推定される石材が確認された。盛土と石垣の位置から天守台は、台地から張り出すように築かれたと推定される（図3-33）。石材は花こう岩類で、野面積みされている。石材の下には沈下を防ぐためマツ材の胴木（土台木）が敷かれていた（図3-34）。



図3-21 江戸時代の遺構分布図

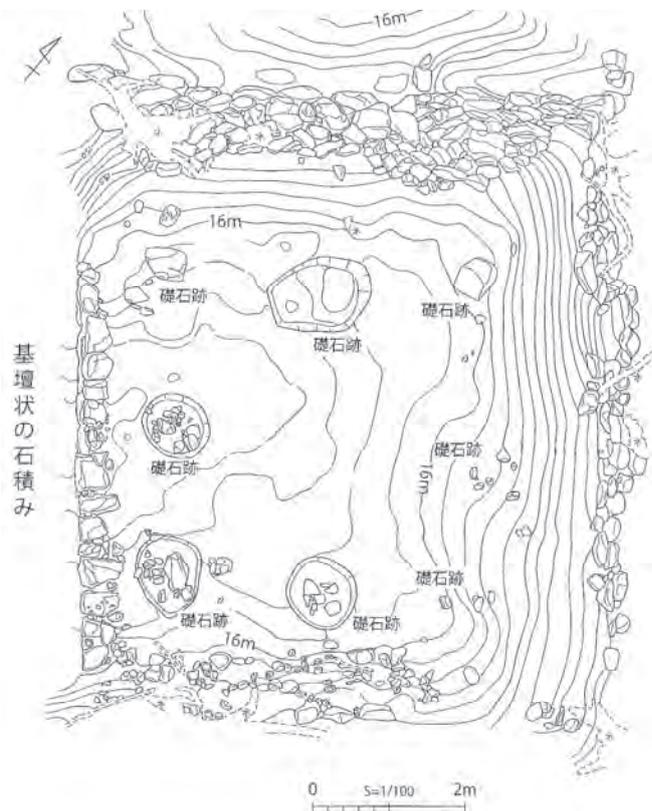


図3-22 本丸丑寅櫓台平面図



図3-23 本丸丑寅櫓台礎石跡（南から）



図3-24 本丸丑寅櫓台西側石垣（上から）

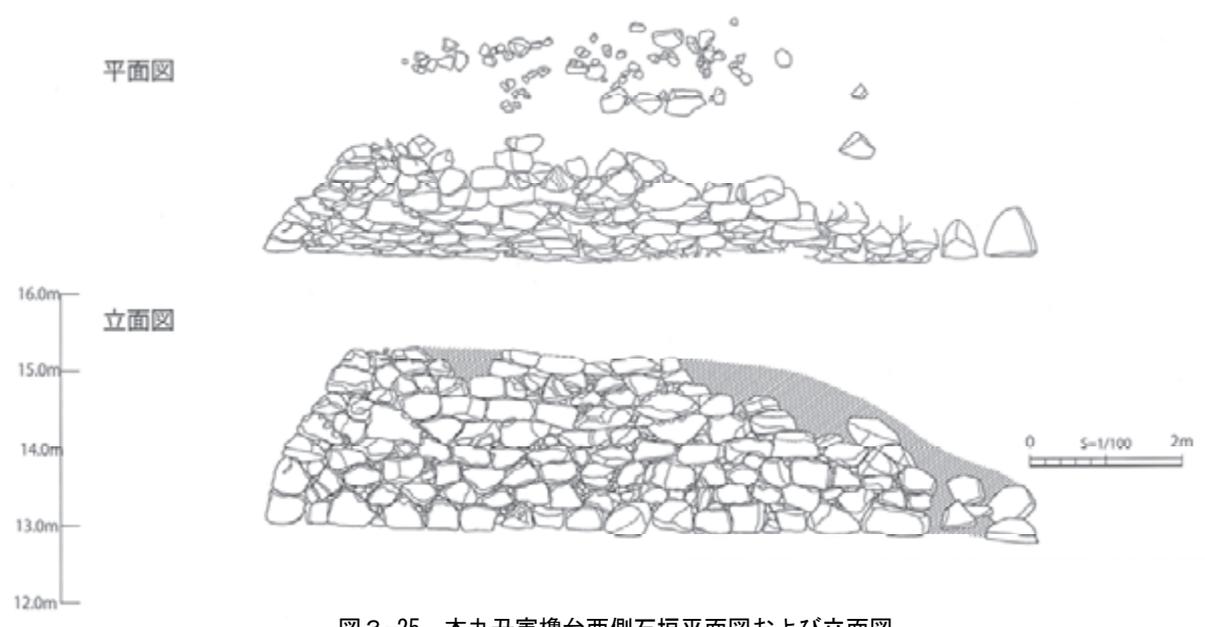


図3-25 本丸丑寅櫓台西側石垣平面図および立面図



図3-26 本丸丑寅櫓台西側石垣



図3-27 本丸丑寅櫓台西側石垣



図3-28 本丸丑寅櫓台東側石垣



図 3-29 本丸丑寅櫓台北側石垣（北から）

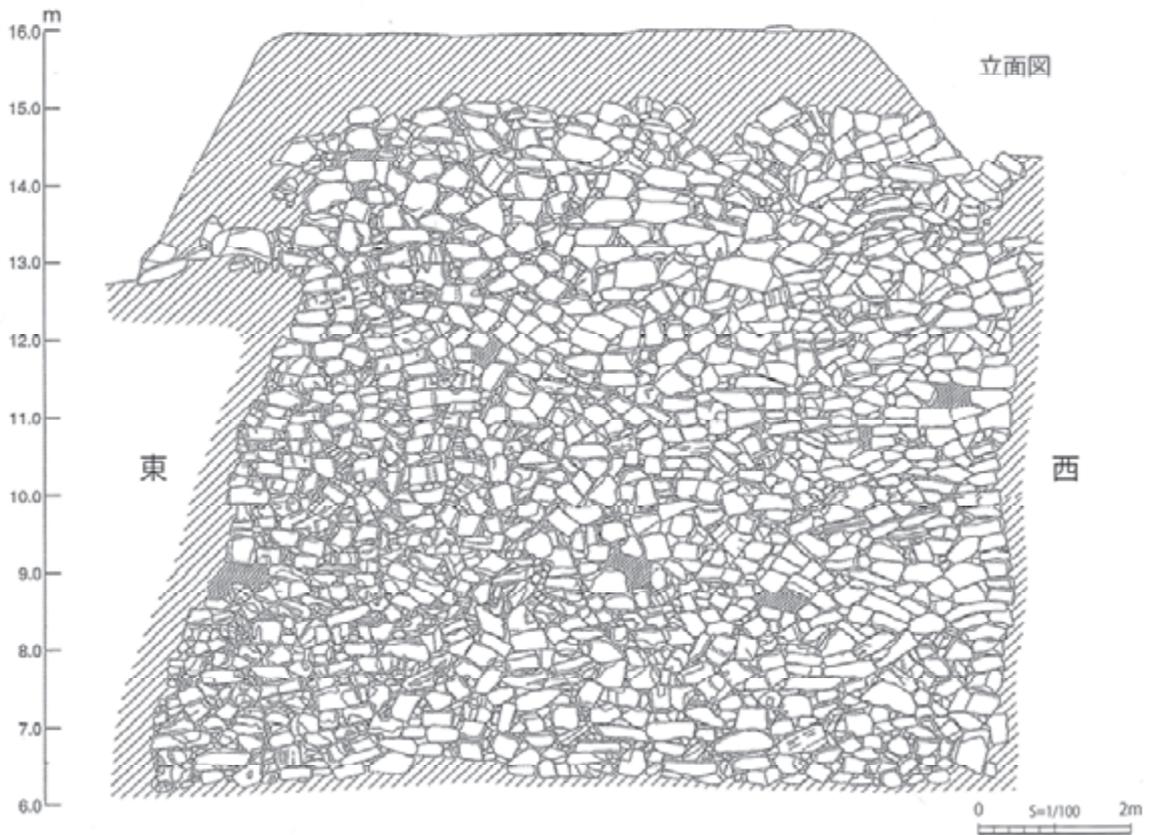


図 3-30 本丸丑寅櫓北側石垣立面図

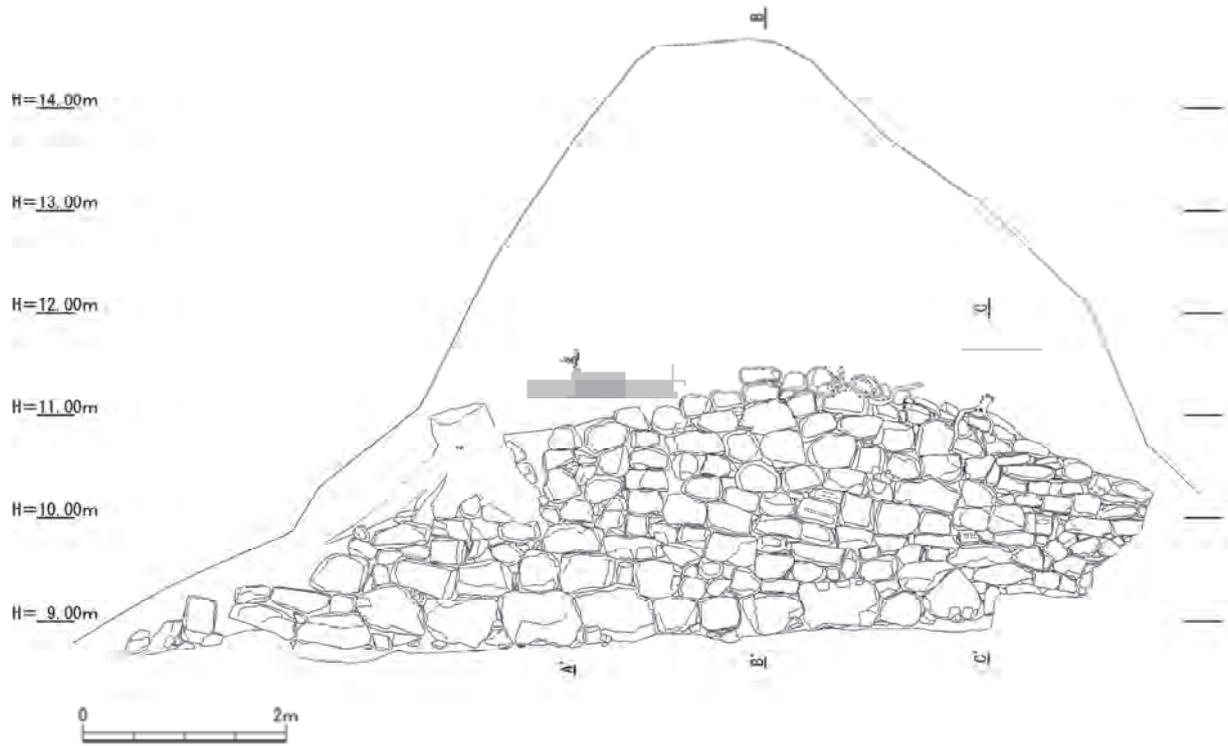


図3-31 本丸裏門石垣実測図



図3-32 19NN区石垣検出状況（北上空から）



図3-33 24NN区天守台盛土（西から）



図3-34 24NN区石垣検出状況（西から）

〈文献〉

- ①『新編西尾市史 資料編1 考古』2019
- ②『西尾市埋蔵文化財調査報告書第18集 西尾城Ⅰ－遺構－』2008



第4章 遺跡の本質的価値



第1節 西尾城跡の本質的価値

史跡の本質的価値とは「史跡に指定された土地に存在する「遺跡」が土地と一体となって有する我が国の歴史上又は学術上の価値」（『史跡等整備のてびきー保存と活用のためにー I 総説編・資料編』文化庁文化財部記念物課監修 2005）とされており、これまで記した西尾城及び西尾城跡に関する調査や歴史の概要を整理すると、西尾城跡の本質的価値は次のようになる。

(1) 城郭としての価値

近年の西尾城東之丸跡や二之丸跡の発掘調査の結果、鎌倉時代の遺構や遺物はほとんど見つかっていないため、地元には伝えられてきた現在の西尾城跡の場所に承久年中に城が築かれたという説は疑問視されている（『西尾市埋蔵文化財調査報告書第18集 西尾城Ⅰー遺構ー』2008）。むしろ、文献資料や発掘調査の結果により、戦国時代に吉良氏居城としての西条城から、近世譜代大名の居城としての西尾城へと変遷していった具体的なプロセスが明らかにされたという点で重要であるといえる。特に、二之丸跡では戦国時代の丸馬出や障子堀の遺構が確認されたことにより、戦国時代に徳川氏によって強化された様子がうかがわれ、『家忠日記』の天正13（1585）年2月5日の条に「惣国人足にて吉良之城つき上候」とある記述と符合するとみられる点は、特筆すべきことである。

西尾城の近世城郭としての整備は、天正18（1590）年の徳川家康の関東移封に伴って岡崎城に入城した豊臣秀吉の家臣の田中吉政に始まったと推定される。三之丸の造成は、田中吉政によるものと伝わっているが、立証できる裏付け資料は残されていない。

江戸時代になると、本多康俊をはじめ代々の譜代大名が入部して、西尾城の整備が進められる。寛永15（1638）年太田資宗の時に城下を囲む総構えが計画されて、明暦3（1657）年井伊直之（直好）の時に完成した。この時代の西尾城の城郭は、本丸を中心に二之丸、姫丸、東之丸、北之丸、三之丸を配置する梯郭式の縄張りであり、その外側に外堀で囲まれた城下町を持っていた。また、櫓の数は、三重の天守のほか、二重櫓が10棟、三重櫓が2棟あり、6万石の城としてはかなり多い。また、現在も城下町内に残る古い通りや町割り、地形の高低差は、江戸時代の絵図とほぼ対照できることから、総構え内部に大きな改変が加えられず現在に至っていることがわかる。

本丸に鎮座する御劔八幡宮は、西尾城の創建前から現在の場所にあったといわれ、歴代の城主に崇敬されてきた。江戸時代の半ば頃より、城下の産土である伊文神社の祇園祭において御劔八幡宮への神輿の渡御が始まり、今日まで続いている。

また、本丸内は近世段階から御劔八幡宮の境内地となっていて、宗教的な求心地として利用されていたとみられる一方で、二之丸が天守と御殿を有する政治的な中心地の役割を果たしていた点は、西尾城の大きな特徴のひとつといえる。

これらをまとめると西尾城及び西尾城跡の本質的価値は次のようになる。

○中世の西条城の時代から近世城郭としての西尾城への変遷が明らかな城跡である。

○三重の天守のほか、櫓が12棟、中でも三重櫓が天守も含めて3棟あり、6万石譜代大名の城としては規模の大きな城であった。

- 本丸が御劔八幡宮の建つ宗教的な中心となっている一方で、二之丸には御殿と天守が置かれていて政治的な中心を担う、特徴的な構造を持っていた。
- 城郭部分だけでなく、城下町も堀で囲んだ総構えの構造であり、城下町の肴町や矢場町などには古い通りや町割りがそのまま残っている。

(2) 西尾城跡を構成する価値

これまでに示してきた西尾城跡の価値を構成する主要な要素としては、次の4点が挙げられる。

ア 建造物

本丸に鎮座する御劔八幡宮には、延宝6(1678)年に建立された檜皮葺きの本殿が現存しており、西尾城跡で唯一現存する城郭建造物であるともいえる。御劔八幡宮は市の文化財に指定されている。

イ 遺構

西尾城の中心部にあたる本丸、姫丸には、地上・地下部分に江戸時代の堀や土塁、櫓台、石垣が残されている。二之丸や東之丸では地下に中世の西条城の遺構が包蔵されている。

ウ 遺物

西尾城跡の発掘調査で、江戸時代前期に比定される瓦が出土し、城郭建造物に用いられた歴代城主の家紋瓦が確認されている。西尾市資料館にはこれら遺物や西尾城関係品とみられる鯨瓦が展示されている。

エ 地形

西尾城は、碧海台地と沖積低地が接する位置に自然地形の高低差を利用して築かれた城郭である。強固な防御機能を持っていた本丸土塁外側の急斜面地は、この台地の最南端部にあたり、外堀が埋め立てられた現在も城内外で約4mの比高を有している。

第2節 新たな価値評価の視点

廃城後の西尾城跡に付加されたもののうち、城郭そのものの価値にはあたらないが、それらを補足し、より価値を高めていると評価される要素について次に示す。

(1) 市民の手による城郭の保存と整備

明治維新後に西尾城が廃城になると、天守や櫓、御殿などは破却され堀もほとんどが埋められたが、西尾城が消えるのを惜しんだ米穀商の大黒屋岩崎明三郎(1896~1983)は、城跡の一部を買い取り、尚古荘という庭園を造って西尾城の面影を残した。

その後も、市民の西尾城再建を望む思いは続き、昭和55(1980)年からは有志によって結成された西尾城再建友の会による募金活動などが行われきた。平成の初期に、本丸が開発による破壊の危機にさらされた際、関係者の尽力によって市史跡として保存されることになった。

その結果、尚古荘の堀跡地形は状態よく残され、西尾市歴史公園には本丸丑寅櫓、鑿石門、二之丸丑寅櫓及び土塀、二之丸天守台が復元整備されてきた。

これら復元建造物や石垣などは、城郭の縄張りや城の景観を理解する上で重要な役割を果たしており、またその活用は城郭の保存を促進するものとして、積極的に評価することができる。

(2) 西尾市歴史公園と自然

西尾市歴史公園は西尾城跡に整備された西尾市のシンボルとなる公園で、二之丸跡には市民が憩い集う芝生広場や観光の拠点施設である旧近衛邸が整備されている。東之丸の一部は尚古荘の庭園となっている。本丸内や尚古荘には往時を感じさせるクロガネモチやムクノキの巨木など多くの在来の樹木が繁茂している。

西尾市歴史公園とその自然は、憩いの場や歴史教育の場、観光の拠点、市民の誇りや郷土愛のよりどころとなる西尾城跡の多面的な活用を促進する空間として積極的に評価することができる。

第3節 構成要素の特定

本節では、西尾城の総構え内の要素を抽出し、第1節、第2節に示した価値に照らして、現在の法的規制状況や土地利用状況、各要素が付加された年代などに基づき城跡を地区区分する。

保存活用の原点となる年代については、西尾城の主要な門や櫓などの建造物が整備され総構えが完成した江戸時代前期を基準とし、総構え内に存在する要素を、市史跡指定地内（本丸・姫丸・尚古荘）、市史跡指定地外の埋蔵文化財包蔵地、それ以外の範囲の3地区に大別する。

市史跡指定地内は、城郭の中でも最も良好に遺構が保存されており、文化財保護法及び西尾市文化財保護条例に基づき必要な保護の措置をとることができる。指定地内を構成する要素を、「遺跡を構成する要素」と定義し、これをさらに「本質的価値を構成する諸要素」と「本質的価値を補足する諸要素」、「その他の諸要素」に区分する。

指定地内の「本質的価値を構成する諸要素」には、江戸時代前期の西尾城の姿を現代に伝える御劔八幡宮の建造物、本丸の土塁や石垣遺構、瓦などの出土遺物などが該当する。「本質的価値を補足する諸要素」は、廃城後に城跡に付加された要素のうち、城郭の理解と保存に資する要素で、本丸丑寅櫓などの復元建造物や西尾市歴史公園内に植栽された樹木、神社の社叢林などが該当する。「その他の諸要素」は、廃城後に城跡に付加された要素のうち、西尾城の本質的価値と直接関わりのない要素である。この中には、西尾城跡の保存管理や活用に必要な案内・解説施設、公園の管理施設・便益施設のほかにも、城跡の景観にそぐわないため今後取扱いを検討すべき施設も含まれている。

指定地の周辺地域を構成する要素については、「遺跡に関する要素」と「その他の諸要素」に区分する。このうち、西尾城跡（二之丸・北之丸・三之丸・東之丸など）、伊文神社裏遺跡、和泉町遺跡の周知の埋蔵文化財包蔵地内については、開発事業などにあたり事前に市教育委員会などへの届出が義務付けられているため、文化財等が失われる前にその取扱いについて検討することが必要な範囲となっている。一方、それ以外の範囲にある要素については、文化財保存のための法的措置をとることができない状況にある。

総構え内の城下町における「遺跡に関する要素」とは、西尾城跡を構成する価値を持つ要素で、西尾城主にゆかりのある寺社のほか、部分的に残存する土塁や堀の遺構、城下町の道路線形や町割り、出土品を保存展示する西尾市資料館などが該当する。「その他の諸要素」は、西尾城跡の利活用や管理運営に関わる要素で、公共公益施設や観光拠点などが該当する。

以上の諸要素を整理すると次表のようになる。

表4-1 構成要素の分類（市史跡指定地内を構成する要素）

分類	内容	構成要素				
		本丸	姫丸・尚古荘			
遺跡を構成する要素	本質的価値を構成する諸要素	建造物	・御劔八幡宮			
		遺構	・堀 ・土塁 ・曲輪	・石垣 ・井戸 ・地下遺構 ・礎石	・堀 ・土塁 ・曲輪	
		遺物	・瓦（本丸出土） ※ただし、本丸以外の調査地点から、瓦のほか土器・陶磁器・銅器（仏飯具・銭貨など）が出土している。			
		立地する地形	・碧海台地南端に位置し、西・南・東は沖積低地を見下ろす地形			
	本質的価値を補足する諸要素	復元建造物など	・本丸丑寅櫓及び土塀 ・御劔八幡宮の付属建造物			
		公園・自然	・古木、社叢林	・尚古荘		
	その他の諸要素	案内・解説施設	・解説板、標柱			
		管理施設 便益施設	・柵、車止め ・照明	・ベンチ、東屋 ・電柱、分電盤	・水堀のポンプ施設	
		今後取扱いを検討すべき施設	・西尾神社 ・神明社	・公衆電話、ポスト ・東屋 ・コンクリート製の橋		
			・様々な記念碑、句碑、巨石 ・植栽（記念樹）			

表4-2 構成要素の分類（周辺地域を構成する要素）

分類	内容	構成要素			
		埋蔵文化財包蔵地内	それ以外の範囲		
遺跡に関する要素	本質的価値を構成する諸要素	遺構	・堀 ・土塁 ・曲輪 ・地下遺構		
		道路線形町割り	・城下町の道路線形、町割り		
	本質的価値を補足する諸要素	復元建造物	・二之丸天守台 ・二之丸丑寅櫓及び土塀 ・鍬石門		
		建造物		・城主ゆかりの寺社（康全寺、縁心寺など）	
	活用に資する諸要素	公開・活用のための施設	・西尾市資料館		
案内・解説施設		・解説板、標柱			
その他の諸要素	石碑など 歴史的要素		・康全寺前の常夜燈 ・西尾町道路元標		
	公共公益施設など	・西尾市歴史公園、トイレ ・西尾小学校	・西尾幼稚園 ・西尾市中央ふれあいセンター ・アクティにしお ・井桁屋公園		
	観光拠点	・旧近衛邸 ・伝想茶屋			

第5章 現状と課題

第1節 保存管理

西尾城跡は、本丸と姫丸の一部、東之丸の一部が市史跡に指定されており、二之丸を中心とした部分が、西尾市歴史公園として一般開放されている。

これまでに埋蔵文化財包蔵地内で調査が行われており、そのうち2回は指定地内で行われているが、本丸中枢部分の調査は行われていない。ここでは、西尾城跡に残る遺構の保存管理についての現状と課題の抽出を行う。

表5-1 保存管理の現状と課題

(1) 本質的価値を構成する要素（市史跡指定地内）

種別	現 状	課 題
建造物	<ul style="list-style-type: none"> 江戸時代の御劔八幡宮が現存し、市指定文化財建造物になっている。 御劔八幡宮の敷地は民有地（境内地）となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 御劔八幡宮は文化財建造物としての調査が行われているが、城郭内の神社建築としての価値が正しく評価されていない。 神社の灯籠などが老朽化し、見学者の安全性が確保されていない。 御劔八幡宮の保存活用には、土地所有者である神社関係者の理解が必要である。
遺構	<ul style="list-style-type: none"> これまでの発掘調査により、本丸丑寅櫓の櫓台と石垣の遺構、裏門石垣、本丸の地盤造成（盛土）などが確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 本丸表門や神社建物地下、本丸戌亥櫓、本丸未申櫓などの遺構の調査が不十分である。
	<ul style="list-style-type: none"> 土塁上に樹木が繁茂している。 	<ul style="list-style-type: none"> 土塁上の工作物や樹木が遺構に影響を与えている可能性がある。
	<ul style="list-style-type: none"> 本丸の石垣が露出して残っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 石垣の保存と安全性を確保する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> 水堀が整備されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 水堀の水質を維持する必要がある。

(2) 本質的価値を補足する諸要素（市史跡指定地内）

種別	現 状	課 題
復元建造物など	<ul style="list-style-type: none"> 本丸丑寅櫓及び土塀、御劔八幡宮の付属建造物や工作物などが存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> 御劔八幡宮の塀が老朽化し、見学者の安全性が確保されていない。
公園・自然	<ul style="list-style-type: none"> 本丸には、廃城後に植樹された記念樹や神社社叢林、実生の樹木などが生えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の繁茂により、堀や石垣、復元建造物の見通しがきかない部分がある。
	<ul style="list-style-type: none"> 御劔八幡宮内に江戸時代から城内にあった可能性のあるムクノキの古木がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 古木の存在が知られていない。
	<ul style="list-style-type: none"> 東之丸が尚古荘として利用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺構保存を第一に考慮した上で利用する必要がある。

(3) その他の諸要素（市史跡指定地内）

種別	現 状	課 題
案内・解説施設	・本丸に「西尾城址」、「表門址」の標柱、遺跡の解説サインなどが設置されている。	・サインの表記が統一されていない。
管理施設	・指定地界を示す境界杭や柵がない。	・指定地の境界が不明確である。
今後取扱いを検討すべき施設	・西尾城と直接関係ない建造物が存在する。	・西尾神社や神明社などの近現代の建築物、公衆電話やポスト、記念碑や石碑などの工作物で西尾城跡の本質的価値の顕在化を妨げているものもある。
	・公園の休憩施設として東屋が設置されている。	・遺構保存を第一に考慮した上で、施設を維持管理する必要がある。

(4) 遺跡に関する要素（市史跡指定地外）

種別	現 状	課 題
遺 構	・指定地が3か所に分散しており、指定範囲も城郭の一部にすぎない。	・城郭の市史跡指定が部分的で、未指定地との一体的な保存活用が困難である。
	・二之丸跡と東之丸跡の一部の発掘調査で、中世から江戸時代の城郭遺構が確認されている。市史跡指定地外の城郭範囲は市街化されており、一部に土塁などが残存する部分もあるが、ほとんどは未調査である。	・民有地にある遺構は今後の開発などにより滅失する可能性があるが、指定地外の城郭遺構の状況はほとんど把握されていない。 ・埋蔵文化財包蔵地外の遺構は保存のための法的担保が存在しない。
	・西尾小学校敷地内にビオトープ池として、堀跡地形が残されている。	・小学校としての利用と堀跡の保存の両立が必要である。
	・三之丸大手門跡（市有地）の遺構の状況が不明である。	・発掘調査を実施して状況を把握するとともに、市史跡と一体的な保存・活用を図る必要がある。

第2節 活用

西尾城跡の一部は西尾市歴史公園として整備されており、西尾駅から徒歩15分の距離にある。名鉄西尾駅からコミュニティバスでも来訪できる。また、復元建造物の整備により、市内外での西尾城への関心が高まっている。しかし、西尾城総構えについてはそのほとんどが市街地化しているため、西尾城跡としての価値を、市史跡指定地と同じように共有できる状況にない。

表5-2 活用の現状と課題

種別	現 状	課 題
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 西尾市の上位関連計画では、西尾城跡などの歴史文化資源を活用した広域交流拠点づくりが期待されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史公園整備と中心市街地のまちづくりとの緊密な連携が必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> 市街地には土塁や堀跡、寺社などの西尾城に関わる歴史文化資源が数多く残されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地に点在する西尾城に関連する歴史文化資源などに関する情報発信はなされているが、来訪者の認知度が低い。
	<ul style="list-style-type: none"> 市教育委員会による標柱や解説板が各所に設置されている。 案内看板にQRコードがあり、多言語の案内に対応している。 西尾観光案内所に電子看板が設置されている。 西尾城復元AR、城周辺パノラマVR、城内散策VRを体験できるアプリが配信されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 公開している案内情報の整理・統合が不十分である。
教育・学習	<ul style="list-style-type: none"> 周辺小学校では郷土学習を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 郷土学習などの成果を発信できる機会が少ない。
	<ul style="list-style-type: none"> 平成26(2014)年度から5年間、西尾城シンポジウムが開催された。 西尾市資料館では西尾城跡の出土遺物や城郭の古絵図を展示公開している。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の歴史・文化について継続的に学ぶことのできる機会が必要である。
観光・まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 西尾市歴史公園が整備され、多くの利用者が訪れている。ここを拠点に西尾祇園祭などの催しが開催されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 祇園祭開催期間以外で祭りについて知る機会が少ない。
	<ul style="list-style-type: none"> 西尾市観光協会が発行している「城下町歴史小径散策マップ」により城下町を散策できる。 西尾市観光協会でレンタサイクルを運用している。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域歴史文化資源との連携が不十分である。
	<ul style="list-style-type: none"> 観光文化振興課主催で西尾の観光名所を学ぶ「おもてなし大学」を実施している。 生涯学習課主催で「西尾歴史マイスター認定試験」を実施している。また、試験に向けて「学習会」も開催している。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史文化資源の紹介ボランティア育成事業と連携し、西尾城下町全体で来訪者をもてなす仕組みづくりが必要である。

表5-3 西尾市歴史公園で開催される行事

開催時期	行事名
7月中旬	西尾祇園祭
10月頃	西尾の抹茶の日、にしお産業物産フェア
2019年11月開催	西尾の抹茶博

第3節 整備

西尾城跡は二之丸を中心に歴史公園としての整備が行われ、復元建造物、西尾市資料館、解説板、標柱、駐車場、トイレ、ベンチなどが設置されている。来訪者に対して日本庭園のある公園という印象を与えてしまう場所もあり、城跡としての価値や魅力が十分に伝えられていない可能性がある。

西尾城跡の活用をより一層進めるために、見学者が快適に西尾城跡を訪れ、近世城郭としての価値を十分に理解できるような整備を行う必要がある。

表5-4 整備の現状と課題

種別	現 状	課 題
遺構保存のための整備	<ul style="list-style-type: none"> ・本丸、姫丸、尚古荘の市史跡指定範囲を示す標示がない。 ・本丸の表門、裏門などの石垣は平成8(1996)年に測量調査が行われた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地に行っても西尾城跡の市史跡指定範囲が確認できない。 ・本丸の一部は神社として利用されているため、学術調査を行うことができない。 ・本丸の土塁内側基底部や姫丸辰巳櫓の櫓台などの石垣の現状把握が不十分である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・現存する土塁や石垣遺構上に樹木や建造物が存在する。 ・樹木によって、内堀に面した本丸丑寅櫓の櫓台石垣が見えない。 ・二之丸跡から本丸丑寅櫓への見通しがきかない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木や建造物により城郭遺構が傷められている箇所がある。 ・廃城後に設置された建造物や、江戸時代の城郭に生えてはいなかった樹木などにより、城郭らしい景観や雰囲気失われている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・西尾城跡の価値が十分に周知されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発の方法を見直す必要がある。
江戸時代前期の景観の再現	<ul style="list-style-type: none"> ・尚古荘と日本庭園は西尾城の堀跡地形を保存するため昭和初期に整備された施設である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地で西尾城との関わりが分かりにくい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・復元された本丸丑寅櫓の登り口の石段によって、現存する表門の野面積み石垣の半分が隠されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現存する江戸時代の石垣が目立たない。新しく整備された部分と本来の石垣との区別が付きにくい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・本丸表門と南側石垣、及びこれに続く土塁の一部が滅失している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土塁で囲まれた江戸時代の本丸の様子が分かりにくい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・二之丸跡では整備計画に基づき、復元建造物の整備が計画的に進められているが、地下遺構は現状保存の措置のみである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・二之丸御殿の様相が現地で分からない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・西尾市資料館で西尾城に関する展示・公開を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイダンス施設としての解説及び案内機能の向上が必要である。
歴史公園の魅力向上	<ul style="list-style-type: none"> ・城跡の各所に標柱や解説板が整備されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・デザインや表示内容が統一されていない。解説板の板面が経年劣化している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・二之丸跡の駐車場が手狭である。 ・二之丸東側の市道山下錦城線の交通量が多い。 ・西尾市資料館脇の指定地内に駐車している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・城郭を見学する歩行者にとって通過車両が危険である。 ・動線計画、アクセス計画が不十分である。

第4節 運営・体制の整備

西尾城跡の保存及び活用については、保存管理を担保した上で、多角的な活用を展開していく必要がある。そのため、保存、活用、整備を三位一体のものとして捉え、地域住民やボランティア団体、行政組織、教育機関、研究機関、民間企業などとの連携をとる必要がある。

表 5-5 運営・体制の現状と課題

種別	現 状	課 題
委員会の継続	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 (2016) 年に「西尾城跡総合整備検討委員会」が発足し、継続的に開催されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門家、有識者、観光、商工、教育などと連携し、西尾城跡の保存・活用を推進することが求められる。
庁内体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 本丸は財政課、姫丸は西尾小学校、尚古荘は観光文化振興課が所管している。 西尾市歴史公園と尚古荘は指定管理者が維持管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> 西尾城跡の一体的な管理体制が存在しない。
多様な主体の参画	<ul style="list-style-type: none"> 西尾城再建友の会の活動やふるさと納税の寄付をもとにした基金により、天守の復元を最終目標に復元建造物の整備が進行している。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の西尾城跡に対する、より一層の認識の向上が求められる。
	<ul style="list-style-type: none"> にしお観光ボランティアガイドの会が、旧西尾市内を中心とした案内を事前申込制で実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 西尾城跡を案内する観光ボランティアの育成及び常駐場所が必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> 「西尾おもてなし大学」や「西尾歴史マイスター検定」といった市域歴史文化資源の紹介ボランティア育成事業が実施されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアだけでなく、市民や地元町内会など地域で活動する団体関係者との連携をより強固にする必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> 御劔八幡宮は伊文神社、西尾神社は西尾神社奉賛会が管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> 所有者と管理者の連携が求められる。

第6章 大綱及び基本方針

第1節 大綱

西尾城は、戦国期の城郭を拡張整備する過程で、江戸時代前期に本丸の一部機能を二之丸に移転させる形で二之丸天守が設けられて、江戸時代前期に城郭の姿がほぼ完成し、明治維新で廃城を迎えている。かつては、三重の天守の他に櫓が12棟、中でも三重櫓は天守も含めて3棟あり、6万石譜代大名の城としては規模の大きな城であったが、現在の西尾城跡には、御劔八幡宮以外に江戸時代の建造物は現存していない。

広大な城郭の一部が市史跡として保存されているが、発掘調査によって江戸時代の姿が明らかになった部分は少ない。しかし、現在も城下町内に残る肴町や矢場町などの古い通りや町割り、地形の高低差は、江戸時代の絵図とほぼ対照できることから、総構え内部に大きな改変が加えられず現在に至っていることがわかる。

本丸に鎮座する御劔八幡宮は、西尾城の創建前から現在の場所にあったといわれ、この神社は歴代の城主に崇敬されてきた。また、江戸時代の半ば頃より、伊文神社の祇園祭において御劔八幡宮への神輿の渡御が始まっている。祇園祭に行われるねり物や町ぞろえなどの催しは、西尾城下の町人の祭りとしての側面を持っており、「西尾祇園祭」は、信仰と祭りを通じた西尾城と地域の人々との密接な関わりを今日に伝えている。

既に近世段階で本丸は、御劔八幡宮の境内地となっていて宗教的な求心地として利用されていた。他方で本丸の代わりに二之丸が天守を有する政治的な中心の役割を果たしていた点は、西尾城の大きな特徴のひとつといえる。なおかつ、このような本丸の機能の変遷を物語る御劔八幡宮が今日に至るまで同じ場所に鎮座しており、江戸時代から引き継がれた祇園祭が行われ続けている城郭であることに、重要な価値を見いだすことができる。

このような状況の中で、西尾市においては市民の寄付金をもとにして、城跡に本丸丑寅櫓や二之丸天守台などの復元建造物が整備されており、市民からは西尾城やその歴史文化を活かしたまちづくりへの期待も高まっている。

明治時代以降今日に至るまで、市民が西尾城跡に見出し、維持してきたこれらの本質的価値を、今後も市民や来訪者により分かりやすく顕在化させて、合併後の新しい西尾市のシンボルとして共有化し、次世代に確実に継承していくために、次のとおり保存活用の大綱となる将来像を示す。

～歴史を紡ぐ～

城下町の歴史と祭りを次世代につなぐ西尾城跡

第2節 基本方針

西尾城跡が位置する地域的特性と本質的価値、課題を踏まえ、市史跡としての指定範囲だけでなく、埋蔵文化財包蔵地として周知されている部分や総構えの範囲内となっている西尾城下町の全体を視野に入れ、西尾城跡の特徴を顕在化させるために、次のとおり基本方針を示す。

保存管理

- 城郭遺構の計画的な調査と研究
- 城郭遺構の確実な保存と追加指定
- 現在の土地利用と調和する保存管理の推進

活用

- 調査研究の推進と情報発信
- 学校教育・生涯学習への活用
- 観光・まちづくりと一体となった活用

整備

- 御劔八幡宮、石垣や土塁遺構の保存のための整備
- 西尾城が整備された江戸時代前期の景観の再現
- 西尾市歴史公園の魅力の向上

運営・体制

- 調査研究と西尾城跡総合整備検討委員会の継続
- 庁内の体制整備
- 多様な主体による保存・活用の推進



第7章 保存管理



第1節 保存管理の方向性

西尾城跡の保存管理にあたっては、城跡の調査研究を継続し、遺構・遺物を確実に保存することを前提に周辺の環境との調和を図ることによって、重要遺構・遺物の恒久的な保存に努める。保存管理の方向性を次のとおり示す。

保存管理の方向性
○ 城郭遺構の計画的な調査と研究
○ 城郭遺構の確実な保存と追加指定
○ 現在の土地利用と調和する保存管理の推進

(1) 城郭遺構の計画的な調査と研究

西尾城跡では、これまで開発や整備に伴う発掘調査が行われ、発掘調査報告書や市史、西尾城シンポジウムなどで継続的にその調査・研究成果が公表されてきた。しかし、西尾城跡の遺構は未調査の部分が多く残されており、今後は、地下遺構を解明するための計画的な調査と研究を継続し、新たな知見をもとに遺跡の本質的価値の向上に繋げていくことが必要である。

(2) 城郭遺構の確実な保存と追加指定

現在の指定地は、道路や宅地などによって制限され、3ヶ所に分かれて指定されており、市史跡としての一体性に欠けた状態にある。点と点からなるそれぞれの城郭遺構の確実な保存管理を推進するために必要に応じて追加指定を検討する。市史跡指定地以外の埋蔵文化財包蔵地においても積極的に発掘調査を進め、良好な遺構が発見された場合は現状保存と追加指定を検討する。

(3) 現在の土地利用と調和する保存管理の推進

指定地の一部は、神社や尚古荘の敷地として利用されている。これら現在の土地利用との調和を図りながら、土地所有や土地利用ごとに指定地内を区分し、その特徴に合わせた保存管理を進める。

第2節 保存管理の方法

(1) 地区区分（表7-1、図7-1・7-2）

「第4章 遺跡の本質的価値」に示した構成要素の分類に基づき、西尾城の総構え内を、A地区（市史跡指定地）、B地区（市史跡指定地外の埋蔵文化財包蔵地）、C地区（その他）に区分する。

A地区は、「本質的価値を構成する諸要素」が存在する市史跡指定地である。文化財保護法、西尾市文化財保護条例に基づき、厳格な現状変更手続きを適用し、文化財建造物や遺構の保存を優先する地区とする。

さらに、A地区を本丸部分のA1地区と、姫丸・尚古荘部分のA2地区に細分する。A1地区は、城郭建造物や土塁、石垣遺構が良好に残されている。江戸時代前期から御劔八幡宮が鎮座し続け、現

在も神社境内地として利用されている。また、本丸丑寅櫓や土塀といった復元建造物の整備も行われている。神社としての利用を維持しながら、現存する遺構の厳格な保存を行う地区と位置付ける。

A2地区は姫丸及び東之丸の一部である。江戸時代に、姫丸には本丸の馬出としての機能があったと考えられるが、現在は小学校敷地の一部となっており、姫丸辰巳櫓跡が残されている。東之丸跡は、武家屋敷や作事小屋があった場所で、北東部に東之丸丑寅櫓跡と土塁の高まりが残されている。現在東之丸跡のほとんどは西尾小学校となっており、一部堀跡地形が尚古荘（日本庭園）として利用されている。遺構の保存と現状の土地利用との調和を図る地区と位置付ける。

B地区は市史跡指定地外の埋蔵文化財包蔵地（西尾城跡・和泉町遺跡・伊文神社裏遺跡）である。姫丸、二之丸、東之丸、北之丸、三之丸の範囲が含まれ、城主の居館（御殿）や藩庁、武家屋敷など城の中核的な施設が立地していた。現在は、西尾市歴史公園や西尾小学校、住宅地として利用されている。重要な遺構が存在する可能性があることから、調査を行い、保存、展示公開を目指す地区と位置付ける。

C地区は、市史跡指定地外で埋蔵文化財包蔵地外の部分である。江戸時代は総構え内の城下町であった部分で、現在はほとんどが住宅地となっているが、江戸時代の道路線形や町割り、寺社が残されている。将来的な追加指定も視野に入れつつ歴史文化資源の活用を検討する地区と位置付ける。

表 7-1 地区区分の説明

地区区分		土地利用の方針
市史跡指定地内	本丸	A1：地上、地下に存在する城郭遺構の適切な保存を行う地区
	姫丸・尚古荘	A2：遺構の保存と現状の土地利用との調和を図る地区
市史跡指定地外	埋蔵文化財包蔵地	B：遺構の調査、保存、展示公開を行う地区 現在の土地利用に配慮しながら埋蔵文化財包蔵地の発掘調査を行い、将来的に追加指定の可能性を検討する。 二之丸跡は地下遺構の保存を担保しながら、西尾城跡の保存活用の拠点としての活用を増進する。 土地改変を行う場合は、市教育委員会に対して文化財保護法に基づく手続きを要する。追加指定の可能性も視野に入れて対応する。
	その他	C：歴史文化資源の活用を検討する地区 現在の土地利用の維持を基本としつつ、将来の調査の進展により新たに歴史的価値が明らかとなった箇所については、条件などを整理し、追加指定の可能性も視野に検討する。 城下町の寺院、神社、町屋などの建造物も含めた西尾城下町周遊性の要素として活用する。



図7-2 地区区分図（拡大図）

(2) 各構成要素の保存管理方法

市史跡指定地内の A1 地区、A2 地区における各構成要素の保存管理の方法を示す。

表 7-2 遺跡を構成する要素の保存管理の方法

ア 本質的価値を構成する諸要素

種 別	地区	主な構成要素	保存管理の方法
建造物	A1	・ 御劔八幡宮	・ 御劔八幡宮の江戸時代の姿を把握するための調査を行う。 ・ 御劔八幡宮、石灯籠などは、市指定文化財として、定期的な修理と適切な維持管理を行う。
遺構	A1	・ 堀 ・ 土塁 ・ 曲輪 ・ 石垣 ・ 石段 ・ 礎石 ・ 井戸 ・ 地下遺構	・ 遺構の保存を第一とする保存管理を厳格に行う。 ・ 土塁の保護のため、土塁上の樹木、工作物などの撤去を進める。 ・ 削られた土塁の補修を検討する。 ・ 石垣保護と崩落の危険性のある箇所について適切な修理を行う。 ・ 水堀の水質の維持管理を行う。
	A2	・ 堀 ・ 土塁 ・ 曲輪	・ 遺構の保存を第一とする保存管理を厳格に行う。 ・ 削られた土塁の補修を検討する。
遺物	—	・ 瓦（本丸出土）・ 鰐口 ・ 土器・ 陶磁器・ 銅器（仏飯具・ 銭貨など）	・ 西尾市資料館での公開を念頭に出土遺物の適切な保存を行う。
立地する地形	A1, A2	・ 碧海台地南端に位置し、西・南・東側の沖積低地を見下ろす地形	・ 地形の改変は原則として行わない。 ・ 斜面地の崩落の危険がある部分に、適切な処置を行う。

イ 本質的価値を補足する諸要素

種 別	地区	主な構成要素	保存管理の方法
復元建造物など	A1	・ 本丸丑寅櫓及び土塀 ・ 御劔八幡宮の付属建造物	・ 地下遺構の保存に配慮しながら日常の維持管理を適切に行い、公開に供する。 ・ 老朽化した築地塀の安全性確保のための指導を行う。
公園・自然	A1	・ 古木、社叢林	・ 社叢林は管理者に適切な管理を促す。 ・ 竹や雑木は伐採する。 ・ 遺構に影響を与える樹木については、所有者と管理者との調整のもと個別に対応を検討する。 ・ 御劔八幡宮のムクノキを保存する。
	A2	・ 尚古荘（日本庭園）	・ 今後も公園施設、日本庭園として利用を継続することから、建造物などは現状維持を基本とする。 ・ これら施設の修繕、建替えなどにあたっては、既存施設の規模を超えない範囲で、地下遺構への影響を及ぼさないことを原則とする。

ウ その他の諸要素

種 別	地区	主な構成要素	保存管理の方法
案内・解説施設	A1 A2	・ 解説板、標柱	・ 定期的な点検に基づき、計画的な維持管理を行う。今後は解説板、案内板の統一を図っていく。
管理施設 便益施設	A1 A2	・ 柵、車止め ・ ベンチ、東屋、照明など ・ 電柱、分電盤 ・ 水堀のポンプ施設	・ 定期的な点検に基づき、計画的な維持管理を行う。 ・ 市史跡指定範囲が不明確な部分については、関係者と協議して明確化させ、境界杭を設置する。
今後取扱いを検討すべき施設	A1	・ 西尾神社 ・ 神明社	・ 神社に関わる建造物などの修繕、建替えなどにあたっては、既存施設の規模を超えない範囲で、地下遺構への影響を及ぼさないことを原則とする。新規の増築は認めない。 ・ 西尾神社のコンクリート塀など、老朽化して安全上問題のある施設については、管理者への安全確保を促し、場合によっては福祉課を通じて撤去を促す。 ・ 西尾神社、神明社は、長期的に指定地外への移設を検討する。
		・ 公衆電話、ポスト	・ 市史跡整備の進捗に合わせて撤去を含めた取扱いを検討する。
	A2	・ 様々な記念碑、句碑、巨石 ・ 植栽（記念樹）	・ 城郭に直接関わりがないものは、所有者・管理者への確認を行い、合意できたものについて、指定地外への移設、移植を進める。
・ 東屋 ・ コンクリート製の橋		・ 土塁や地下遺構に影響を与えない範囲で、現状維持を基本とする。	

(3) 西尾城跡全体の日常的な維持管理

西尾城跡の管理者・所有者は、西尾城跡を適切な状態に保つため、日常的に土地や建物の維持管理を行う。次に市教育委員会への現状変更許可などを要しない維持管理行為の例を示す。

日常的な維持管理行為の例
<p>以下に示す建造物などの設置、修繕、更新については掘削を伴わないこと、従前と同規模・同素材・同色彩のものを前提とする。</p> <p>〔宗教活動関連〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宗教活動に伴う、祭祀などに係わる行為で臨時的に仮設の工作物などを設置する行為 ・ 建築物の部分的な破損箇所の補修 ・ 柵、手すりなどの利用者の安全管理上必要な小規模改修や従前仕様などによる更新、除却（ただし更新に伴う掘削は従前の掘削範囲内であるものに限る） ・ 参道などの小規模破損箇所の復旧など ・ 境内の木竹の剪定

日常的な維持管理行為の例	
〔市史跡や公園など公益的施設〕	
<ul style="list-style-type: none"> ・既存の建造物の補修、小規模なものの撤去、更新（ただし更新に伴う掘削は従前の掘削範囲内であるものに限る） ・管理用柵の修繕・更新、解説板などの更新（ただし更新に伴う掘削は従前の掘削範囲内であるものに限る） ・道路、石積み擁壁及び付属施設の清掃、小規模修繕（掘削を伴わないもの） 	
〔所有者、管理者が行う日常的な維持管理行為〕	
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保存管理・活用施設の見回りなど点検 ・病虫害防除のための薬剤散布、清掃・除草など日常的行為 ・景観木などの定期的な剪定・刈込剪定、施肥、枯枝・枯死木・危険木の除去など 	

(4) 建造物などの取扱い

本丸丑寅櫓、尚古荘といった建造物を長く安全に使い続けるために、適切な管理を継続的に実施する。

ア 日常的な管理

建造物のき損の原因になりうる経年劣化（屋根葺材の損耗、接合部の緩みなど）、自然災害（地震、風水害、虫害など）、人為的災害（過失、事故、落書、失火や放火など）を防ぐために日常的な管理を実施する。

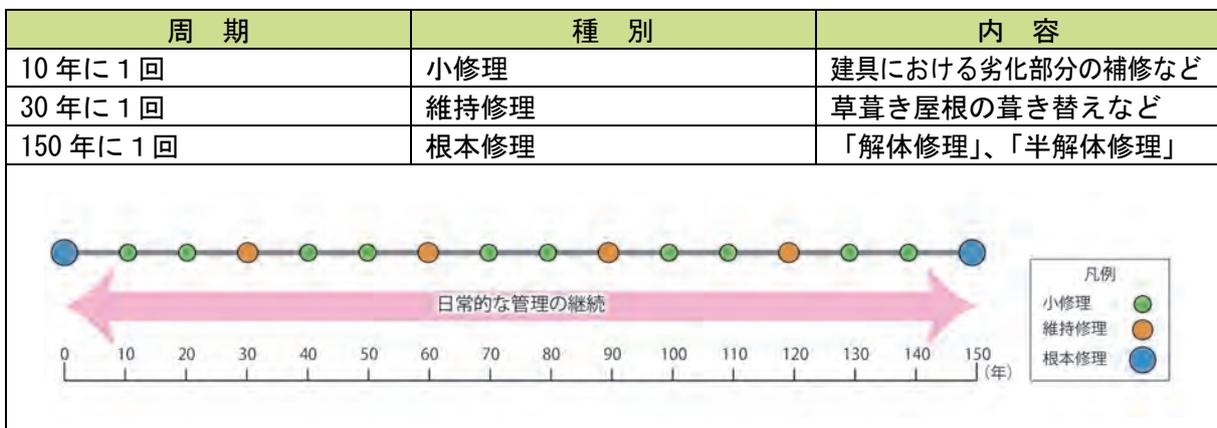
日常的な管理の内容

種 別	内 容
日常の手入れ	清掃、建造物内外の整理整頓により、建造物とその周辺環境を良好な状態に保ち、建造物の劣化や設備などの機能低下の進行を防ぐ。
点 検	定期的な点検を行い、異常や問題を早期に発見する。
維持の措置・応急措置	防蟻、防虫など建造物の性能を維持するための措置を講じる。
防 災	防火や耐震対策をとり、災害の予防や被害軽減に努める。

イ 定期的な保存修理

日常的な管理だけでは改善が難しい劣化部分について、定期的に保存修理を実施する。

〈参考〉文化財建造物の保存修理の目安



ウ 防火対策

火災の予防、火災の早期発見・通報、初期消火を確実にを行うために、警報設備、消火設備、避雷設備などの設置とその管理・点検及び緊急時の連絡体制について関係者間で検討し、防災計画を作成する。また、防火訓練を定期的実施し、有事の際に備える。

(5) 地下埋設物の取扱い

指定地内のA1及びA2では、新たな地下埋設物の設置は原則として行わない。水道管の更新、修理なども現状変更の許可が必要であるため、あらかじめ市教育委員会に相談し、遺構に影響を与えないことを確認して許可を受けなければならない。緊急時の応急的措置についても事前協議が必要である。

(6) 樹木などの取扱い

市史跡指定地内の樹木、植物、竹木、花木など（以下、「樹木など」という。）は、西尾市歴史公園や尚古荘の緑を構成するものとして、維持保全を原則とする。個々の樹木などの取扱いについては、地区ごとに植栽管理の方針を立て、次の項目に留意して計画的に維持管理を行う。

- ・遺構に影響を及ぼすおそれのある樹木や、見学者に対して危険な樹木などは、必要性や安全性を十分考慮した上で、伐採、剪定、枝打ちなどを行う。
- ・土塁上や内堀の斜面、石垣付近に自生している樹木については、遺構を保護するため順次伐採を行う。伐採にあたっては、樹根を掘り起こしての撤去は行わない。樹木の根が石垣の崩落を食い止めている場合もあることから、樹木ごと個別に取扱いを検討する。
- ・神社の社叢林は、社叢景観の維持のため、所有者、管理者に対して日常的に適切な管理を促す。
- ・御八幡宮や西尾神社の社叢林の範囲が不明確なため、周辺の樹木などの取扱いにあたっては、あらかじめ神社管理者と確認を行うことが必要である。
- ・二之丸から本丸丑寅櫓や内堀、土塁などへの見通しを確保し、遺構の理解や西尾城跡の歴史的景観を際立たせるため、樹木の樹冠カット、枝打ち、伐採や草刈などを定期的に行う。
- ・記念植樹は廃城後に植栽されたものであるため、設置者または管理者との協議を行い、合意のものとれたものについて、指定地外への移植などを進める。新たな記念樹などは認めない。
- ・急傾斜地の樹木は、城郭の立地する地形の保護に重要な役割を果たしているかどうかを慎重に検討して、適正な管理を行う。
- ・市民の憩いの場を演出する花木については、日常的な手入れを行う。

(7) 自然災害などへの対応

西尾城跡では、これまで大きな災害に見舞われたことがなかったため、特定の災害への対応は考慮してこなかった。しかし、想定を超えるような台風や大雨などによって被害を受ける恐れがあることも考慮し、見学者や利用者の安全確保のために、市教育委員会は被災時の関係団体などへの連絡・対応体制を整備する。

(8) 市史跡指定地における現状変更等の取扱い

市史跡指定地における現状変更の対象行為と、その取扱い基準を示す。

ア 現状変更等の取扱いの基本方針

市指定史跡西尾城跡（A1 地区、A2 地区）において現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）を行う場合は、あらかじめ市教育委員会の許可を得る必要がある。

市史跡指定地内の現状変更等については、市史跡の価値を損なう行為、及び市史跡の価値の回復・向上に係わるもの以外の行為は認めないことを原則とする。ただし、市史跡指定地内には市民の信仰のための施設、公園施設などの公共・公益的施設、一定の手入れが必要な樹木などがあることから、これらに関わる行為については市史跡の価値に影響を与えない範囲で認めることとする。

土地や建物の所有者、管理者などが市史跡指定地内で行うことが想定される現状変更行為は、次のとおりである。

- ① 建造物（建築物・工作物）の新築、増築、改築、改修、除却
- ② 掘削、切土、盛土などによる土地の形状の変更
- ③ 樹木などの伐採、移植、植栽
- ④ 地下埋設物の設置、改修
- ⑤ 公益上必要な施設などの設置、補修など
- ⑥ 発掘調査など各種学術調査、市史跡の保存管理・整備活用にかかわる行為（①～④も含む）

イ 現状変更等の取扱い基準

西尾城跡における現状変更の許可申請の対象となる具体的な行為を次に示す。

- ① 以下の建造物（建築物・工作物）の新築、増築、改築、改修、除却
 - ・市史跡の保存管理と整備活用上必要な建造物（復元建造物、柵、市史跡標柱、境界標柱、解説板など）
 - ・既存の公園施設、公園整備にかかわる施設、城跡の特徴を伝える施設や観光振興に係わる施設
 - ・市民の日常生活や信仰行為などに必要な建造物（神社施設など）
 - ・遺構の保存や市史跡の景観を阻害する建造物の移転、撤去（石碑、石など）
- ② 掘削、切土、盛土などによる土地の形状の変更
 - ・市史跡の保存管理と整備活用に伴う土地の形質の変更
 - ・城郭を構成する曲輪、石垣、土塁や遺構と一体となった土地のき損、衰亡箇所への復旧
 - ・埋没した石垣などの遺構上の土砂の除去
- ③ 樹木などの伐採、移植、植栽
 - ・遺構の保存や市史跡の景観を阻害する樹木などの伐採、枝打ち、樹冠カットなど
 - ・歴史的景観の復旧や保存管理・整備活用のための植栽
 - ・城郭と直接の関わりのない記念植樹の指定地外への移植

④ 地下埋設物の設置、改修

- ・水道管、電線、ガス管などの地下埋設管類の改修、整備
- ・上記行為に伴う工作物の設置、改修、除却、土地の形状の変更、木竹の伐採、植栽

⑤ 公益上必要な施設などの設置、補修など

- ・既存の道路施設の補修、舗装、修繕（掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る）
- ・斜面崩落防止などに必要な防災関連施設の整備、修繕
- ・上記行為に伴う工作物の設置、改修、除却、土地の形状の変更、木竹の伐採、植栽

⑥ 発掘調査など各種学術調査、市史跡の保存管理・整備活用に関わる行為（①～④も含む）

ウ 現状変更等の許可が不要な行為

西尾城跡における現状変更の許可申請の必要がない行為を次に示す。なお、以下①、②の措置を行った場合、所有者及び管理者は、市教育委員会に報告を行うものとする。

① 維持の措置

維持の措置については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」の第4条に維持の措置の範囲を準用し、以下のように定める。

- ・史跡などがき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡などの原状に復するとき。
- ・史跡などがき損し、又は衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき。
- ・史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

〔維持の措置の例〕

- ・病害虫に罹患した植物の被害拡大防止のための伐採及び除去
- ・降雨などで小規模な土砂の流出が発生した地表面の埋め戻しによる原状復旧
- ・石垣の天端石の転落、移動、石段の石材の不安定箇所の原因位置への据え直しや、破損箇所の仮補強など

② 非常災害のための必要な応急措置

地震・風水害などの災害時に市史跡の管理者や土地の所有者・管理者などが行う応急的な措置をいう。

〔応急的な措置の例〕

- ・遺構と一体となった土地の崩落防止・養生のための、土のう・簡易な土留め杭の設置、立入禁止柵などの仮設物の設置
- ・倒壊工作物など・流木・土砂などの除去

③ 土地などの日常的な維持管理行為

西尾城跡の管理団体、公益的施設の管理者、及び土地所有者が行う管理行為、西尾城跡や公園の周知、普及などのために管理運営の一環として行うイベントなど行催事、及び指定地内の土地所有者である宗教団体の行事などに伴う仮設物の設置などもこれに含むものとする。維持管理行為の例をP.64「(3) 西尾城跡全体の日常的な維持管理」に示す。

第3節 周辺環境を構成する諸要素の保全など

西尾城跡における市史跡指定地外の埋蔵文化財包蔵地をB地区、それ以外の範囲にC地区を設定する。

B地区は、必要に応じて調査を行い市史跡の追加指定を行うとともに、保存活用の拠点として整備を検討する地区とする。このうち二之丸跡は、中世から近世の城郭遺構が確認されており、これら地下遺構の保存を前提に活用の拠点として二之丸跡整備計画に沿って市史跡整備を進める。東之丸跡は西尾小学校となっており、現状の土地利用を維持しながら堀跡や地下遺構の保存を継続する。三之丸跡、北之丸跡は、住宅地となっており、土地や建物の所有者、管理者に遺構の調査、保存への理解と協力を働きかける。B地区内で開発事業などを行う場合は、あらかじめ市教育委員会に届出が必要となっており、特に必要な箇所については、市の文化財担当職員が調査を行うものとする。

C地区は、住宅地の中に城郭遺構が点在し、城下町の歴史を伝える寺社や道路、町割りなどが残る地区となっている。これらの歴史文化資源やまち並みについて、土地所有者の協力・理解のもと、市史跡と一体的に保存、活用を図る。また、城下町内の回遊性を高めるために、絵図をもとにポイントになる各所主要な寺社仏閣や町屋に解説板を設置するなどして、西尾城に関わる歴史的資源の顕在化を図る。

西尾城跡の外側には、西尾市岩瀬文庫や文化会館などの公共公益施設、鉄道・バスなどの公共交通機関、観光施設、商店街などが立地しており、城内の構成要素と連携した活用を進めるものとする。

これら諸要素の保存管理の方針については、表7-3、表7-4に示す。

表7-3 遺跡に関する要素

種別	地区	構成要素	保存管理の方針
建造物	C	・城主ゆかりの寺社（康全寺、縁心寺など）	・歴史的要素の発掘、保存に努め、分かりやすい表示手法を検討する。
遺構	B	・堀 ・土塁 ・曲輪 ・地下遺構	・調査研究を行い、西尾城跡の本質的価値の解明を進める。 ・確認されている遺構の保存に努める。 ・土地や建物の所有者、管理者に、遺構の調査と保存への理解と協力を求める。
	C	・堀 ・土塁 ・曲輪 ・地下遺構	・土地や建物の所有者・管理者に西尾城に関わる歴史的景観の保存への理解と協力を働きかける。

種 別	地区	構成要素	保存管理の方針
復元建造物 など	B	・ 二之丸天守台 ・ 二之丸丑寅櫓及び土塀 ・ 鍬石門	・ 日常の維持管理を適切に行い、公開・活用に供する。
公開・活用 のための 施設	B	・ 西尾市資料館	・ 西尾城跡を出土遺物と関連付けて理解させる展示公開に向け、出土遺物の保存を継続する。
案内・解説 施設	B, C	・ 解説板、標柱	・ 定期的な点検に基づき、計画的な維持管理を行う。

表 7-4 その他の諸要素

種別	地区	構成要素	保存管理の方針
石碑など 歴史的要素	C	・ 康全寺前の常夜燈 ・ 西尾町道路元標	・ 現状維持を基本とする。
公共公益 施設など	B	・ 西尾歴史公園、トイレ ・ 西尾小学校	・ 文化・教育、コミュニティ施設と連携し、西尾城跡を地域学習や生涯学習へ活かす。
	C	・ 西尾幼稚園 ・ 西尾市中央ふれあいセンター ・ アクティにしお（西尾市民活動センター） ・ 井桁屋公園	
観光拠点	B	・ 旧近衛邸 ・ 伝想茶屋	・ 西尾城跡への理解が促進するような効果的な利活用と情報発信を行う。

第4節 追加指定

西尾城跡では、今後の発掘調査などでB、C地区において新たな遺構や遺物が確認される可能性があるが、そのほとんどが民有地であるため開発などにより遺跡が消滅してしまう恐れが多分にある。市教育委員会は、これらの遺跡の保存について土地所有者や管理者の理解が得られるように働きかけるとともに、関係者の所有権や財産権を尊重しつつ、市史跡の追加指定について検討する。西尾城跡の重要遺構が良好に残されている可能性があり、城跡の保存活用に資すると考えられる次の土地については、あらかじめ発掘調査を実施して地下遺構を確認し、追加指定に向けて関係機関や部署との協議を行う必要がある。特に二之丸跡については優先的に追加指定の検討を進める。

- ・ 二之丸跡
- ・ 東之丸跡
- ・ 姫丸跡（未指定部分）
- ・ 姫丸と東之丸の間の堀跡（西尾小学校ビオトープ池）
- ・ 三之丸大手門跡

第5節 土地の公有化

土地所有者の同意により追加指定が可能となった土地のうち、市史跡の保存活用を進めるために必要と考えられる土地や、土地所有者からの譲渡の申し出などがあつた土地については、関係機関と協議の上、予算の範囲内において随時公有化を進める。

第8章 活用

第1節 活用の方向性

西尾城跡の歴史的価値の理解には、市史跡指定地だけではなく、総構え全体との一体的な認識が必要である。市史跡指定地外の総構えのほとんどは市街地化されているものの、町割りや道路線形からは往時の西尾城の姿をしのぶことができる。西尾城跡は市民生活とともにあり、西尾城跡を地域一体となって継承し、活用していくために、活用の方向性を次のとおり示す。

活用の方向性
○ 調査研究の推進と情報発信
○ 学校教育・生涯学習への活用
○ 観光・まちづくりと一体となった活用

第2節 活用の方法

前節で掲げた活用の方向性に基づき、活用の方法を次のとおり示す。

(1) 調査研究の推進と情報発信

指定地内における未調査箇所を発掘調査だけでなく、西尾地区の歴史についても一体的に調査研究を継続して行う。調査成果を市民と共有し、遺構と絵図に基づき西尾城天守復元に向けた機運の醸成を図る。

情報発信にあたっては、市民が西尾城跡に関心を持てるように工夫する。例えば、現在の西尾市街地の地図と西尾城の縄張りを重ねた図や調査研究成果を広報などを用いて周知することによって、どの地点からどのような成果が出ているのか市民が現地を訪れて参照できるようにする。また、イルミネーションやプロジェクトマップなど市民が往時の西尾城天守の姿を想像できるようなイベントを企画する。

さらに、観光文化振興課や西尾市観光協会、情報政策課などと連携し、現在運用しているガイドブック・パンフレット・広報・ウェブサイト・SNSなどを活用して、調査研究成果情報が広く行き渡る体制をつくる。将来的に、現在公開している情報を整理・統合し、利用者が簡単に必要な情報にアクセスできるような情報システムの構築を検討する。

(2) 学校教育・生涯学習への活用

の価値を市民に対して十分に示すために、普及啓発を推進する。

西尾城跡に関する教材の作成及び配布や出前授業の実施など、学校教育と連携することで、子どもたちが地域の貴重な文化財や歴史を理解できる環境を整える。特に西尾小学校では、東之丸に立地しているという特性を踏まえた授業の企画を検討する。例えば、まちあるき学習などを通して子



図8-1 既設の電子看板とパンフレット
(西尾観光案内所前)

どもたちが、寺社などの周辺歴史文化資源に親しむことによって、西尾城跡や地域への愛着を育む機会を創出する。そして、このような体験から学んだことを子どもたち自ら発信し、実際のまちづくりに活用することによって自身が地域振興を担う一員であるという実感を醸成する。例えば、市内では西野町小学校の児童が作成した「西野町抹ッ」が実相寺に設置されており、同様の試みが西尾城跡でも検討できる。



図8-2 西野町小学校の児童が作成した「西野町抹ッ」

また、生涯学習への活用については生涯学習課と連携し、西尾市岩瀬文庫、西尾市資料館、西尾市文化会館などの社会教育施設における各種講座や展示、自主活動などに対して情報提供を行う。特に西尾市資料館は、ガイダンス施設としての機能の充実と、来訪者の理解促進を図る展示手法を検討する。

また、学校教育と生涯学習の機会を創出・促進する中で、親子、祖父母と孫といった世代を越えて一緒に西尾城跡や祇園祭について学ぶことのできる企画を検討し、祇園祭後継者の育成を図る。例えば、親子教室を開催して、親世代からの教わったことを子世代がさらに次の世代へ教え継いでいけるような機会を創出する。

(3) 観光・まちづくりと一体となった活用

西尾城下町の魅力をより高めるため、住民が快適に暮らせるまちであるとともに、観光客が訪れて満足できるまちとなるように西尾城跡の観光・まちづくりと一体となった活用を検討する。

そのためにまず、西尾城と密接な関わりを持つ「祇園祭」をより積極的にアピールするための展示・公開方法を検討する。祭礼道具を展示したり、動画で祭りの様子を発信したりすることによって、開催期間外に祭りの歴史や経緯、御劔八幡宮（指定地内）と伊文神社、城下（表六ヶ町）との関わりについて来訪者が知る機会を設けると同時に、地域住民が祇園祭の文化や祭りに対する町衆の思いを継承していくためのきっかけづくりを行う。

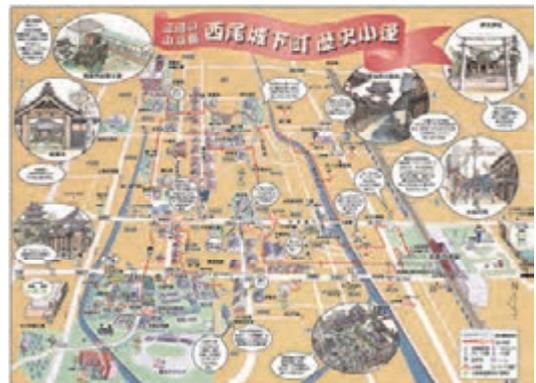


図8-3 既存の城下町散策マップ

二点目に、寺社などの周辺の歴史文化資源や西尾市資料館、西尾市岩瀬文庫での展示などとの連携を強化し、関連スポットの広域的な回遊性を高めて、地域一帯の魅力向上を図る。西尾城総構え内の歴史文化資源巡りコースを設定し、ガイドツアーの企画を検討する。観光関連部署や西尾市観光協会と連携し、徒歩だけでなくレンタサイクルを活用して、五ヶ所門跡や西尾城跡の遺構などを巡り、来訪者が西尾城跡の範囲を体感する仕掛けづくりを行う。

三点目に、旧近衛邸や伝想茶屋などの観光拠点から来訪者を西尾城下町へと誘導し地元住民と来訪者の交流機会の創出を図り、まち全体で来訪者をもてなす仕組みづくりを検討する。観光関連部署や城下町の商店と連携し、周辺の歴史文化資源の情報だけでなく、地元ならではの情報を提供してくれる商店を紹介した周遊マップの作成・配布を検討する。また、「西尾おもてなし大学」や「西尾歴史マイスター検定」といった市域の歴史文化資源の紹介ボランティア育成事業とも連携し、日本人だけでなく外国人来訪者にも対応できるよう案内ガイドを充実させていく。

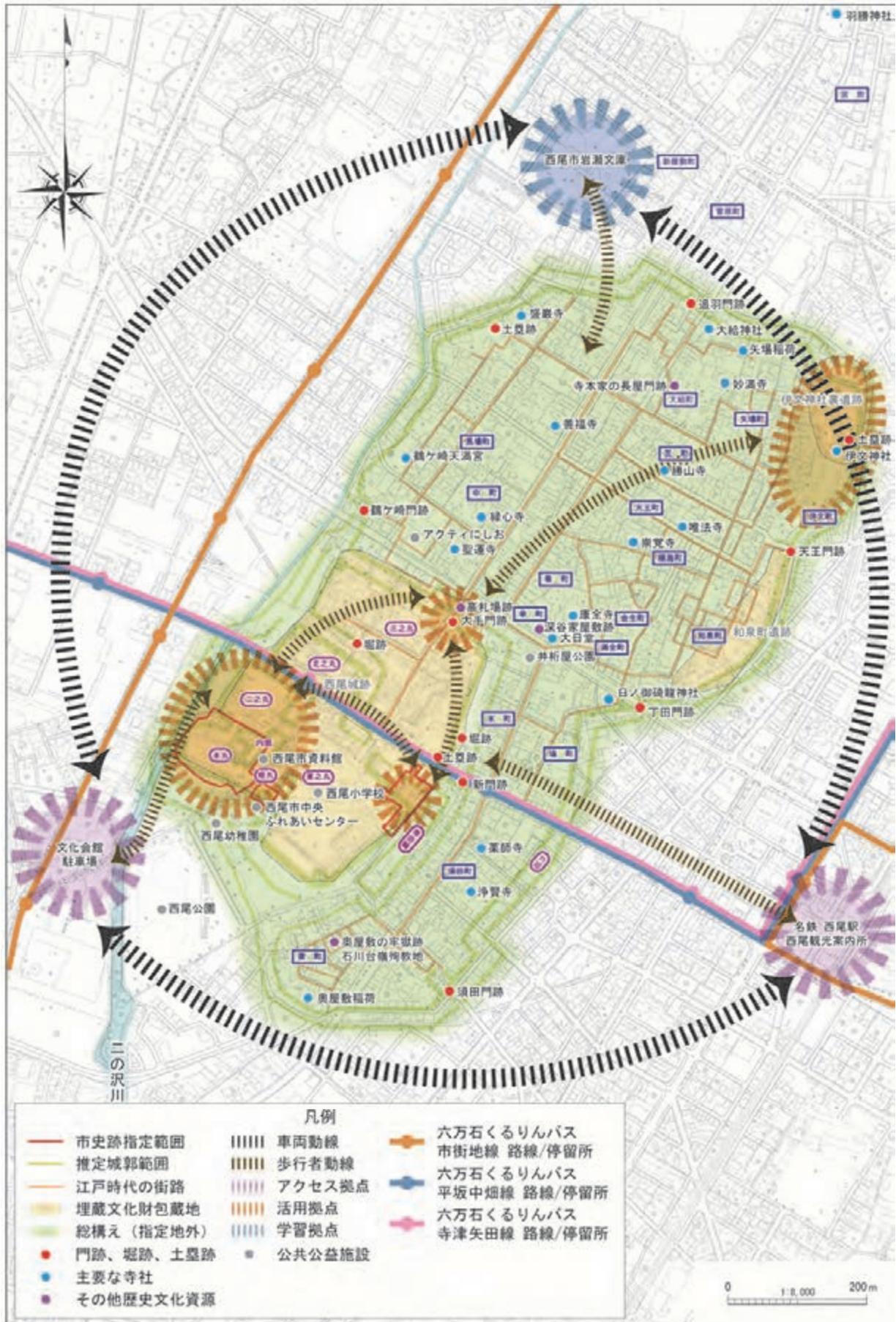


図8-4 総構え整備活用ネットワーク図



第9章 整備



第1節 整備の方向性

西尾城跡の整備にあたっては、調査研究及び追加指定を推進していくとともに、来訪者に対して西尾城の価値を分かりやすく伝えていくことが大切である。整備の方向性を次のとおり示す。

整備の方向性
○ 御劔八幡宮、石垣や土塁遺構の保存のための整備
○ 西尾城が整備された江戸時代前期の景観の再現
○ 西尾市歴史公園の魅力の向上

(1) 御劔八幡宮、石垣や土塁遺構の保存のための整備

市史跡指定地内で石垣や建物跡などの重要な遺構の存在が推定され、保存に関わる情報が希薄な箇所については発掘調査を行い、その調査結果に基づいて計画的な整備を行う。

御劔八幡宮本殿は、屋根の葺替など定期的な修理を行う。き損している土塁や石垣の修復を図り、それらを傷つけているおそれのある樹木の伐採及び工作物の移転・撤去を検討する。

市史跡指定範囲を明確に示すために、現地に境界標などを設置する。

(2) 西尾城が整備された江戸時代前期の景観の再現

整備の時代設定を江戸時代前期とし、重厚な守りで櫓が林立していたかつての西尾城の姿を見学者が体感できるように遺構の顕在化整備と、ガイド機能の充実を図る。

見学者が城の構造と防御機能を理解できるように、本丸と二之丸の間の見通しを遮る樹木の剪定・伐採、滅失した櫓や門・土塁の可能な範囲での復元を検討する。

また、城郭らしい雰囲気高めるために、西尾城と直接関わりのない工作物や植栽などについても設置者・寄贈者の理解を得て段階的に整理していく。

西尾城の総構え内については、江戸時代から残る町名を今後も保存するとともに、地番図上で総構えの範囲を復元し、それを解説板の内容や平面表示整備、周遊遊歩道整備に反映させることで往時の西尾城の姿と現在の姿とを見学者が対比できるようにする。

(3) 西尾市歴史公園の魅力の向上

市民や観光客が歴史に親しみ、楽しみ、憩える場としての西尾市歴史公園の魅力高める整備を継続する。

サイン整備やFree Wi-Fi スポットの拡充などにより、歴史公園の案内・解説機能の充実を図る。また、西尾市文化会館駐車場から西尾市歴史公園への動線整備やレンタサイクルサービスの充実、ビューポイント（ベラビスタ・ポイント）の整備などにより多くの市民や来訪者が訪れやすく楽しめる環境を整備する。市街地の中の快適な緑地空間を守るため、神社社叢林や貴重な樹木の保存と維持、適切な緑陰の確保を行う。

第2節 整備方針

市史跡指定範囲だけでなく、現在住宅地や商店街として利用されている総構え全体も整備対象範囲とする。城跡ではあるが、現在市民生活が営まれていることを十分に考慮し、市民の理解を得ることを前提として、大綱及び基本方針と、前節にあげた整備の方向性に基づき、西尾城跡の価値を分かりやすく伝えるための整備方針を次のとおり示す。

個別整備の詳細は「第3節 ゾーン別整備計画」に示す。

(1) 御劔八幡宮、石垣や土塁遺構の保存のための整備

ア 構成要素の保存整備に必要な調査

市史跡指定範囲を明確にさせるための基本資料として、市史跡指定地及びその周辺の測量調査を行い、地形図を作成する。

遺構の詳細が不明な箇所については発掘調査及び史料調査を行って実態を解明するとともに、石垣については各箇所の現状をまとめたカルテを作成する。

市史跡の保存整備に必要な樹木管理計画・サイン計画を作成する。また、指定地にふさわしくない石碑などを指定地外へ移転や撤去するため、設置者や寄贈者との調整を進める。

イ 構成要素の保存に必要な復旧、修理など

御劔八幡宮及び付属工作物、塀などの修理、石垣と土塁遺構などの修復、土塁や石垣を傷める樹木や樹根の除去、城跡にふさわしくない工作物などの撤去、指定地境界標の設置を行う。

ウ 本質的価値の普及啓発に資するツールの整備

一般見学者向けや子ども向けなど、用途や年齢層の異なる来訪者別に普及啓発用パンフレットの作成を行う。また、Web や SNS 上での情報交換、発信を行うツールの開発を検討する。

西尾城跡の保存に必要な資金収集と保存整備に投資してもらうための仕組みづくりとして、寄付金の収集やふるさと納税、クラウドファンディングなどに関する西尾城 SNS の創設を検討する。

(2) 西尾城が整備された江戸時代前期の景観の再現

ア 重要遺構の復元展示及び平面表示など

城郭遺構の理解・学習を促進させるため、遺構の見通しを妨げている樹木や工作物の撤去のほか、失われた土塁や塀の立体復元、堀跡の平面表示など、発掘調査結果と史料に基づいた重要遺構の効果的な展示手法を検討する。

イ 情報発信のための施設などの整備

西尾市資料館や西尾市岩瀬文庫などの西尾城の遺物を保管・展示・解説する施設と、西尾観光案内所などの案内誘導機能を有する施設とを連携させて、西尾城跡の解説及び案内機能を向上させる。

西尾市資料館は、ガイドンス施設としての機能をより強化し、常時見学することができない遺構や建造物の解説、展示を充実させる。祇園祭に関しては、中町の大屋形、肴町の大名行列、天王町の神楽獅子、祇園（天王）祭りの神輿と御旅所についての解説と展示を検討する。

(3) 西尾市歴史公園の魅力の向上

ア 案内、解説、展示に必要な施設の整備

来訪者の西尾城跡の価値に対する理解を促すために、設置する位置や形態、意匠、記載内容、多言語対応などに留意して案内・説明サインについては更なる充実を図る。整備にあたっては、サイン計画を策定し、統一的なデザインのサイン整備を目指す。

整備にあたっては、QRコード、AR、VR、電子看板（デジタルサイネージ）などITを活用した多機能型サインの充実、西尾城の古絵図と現在の地番図との対照など、多様な案内・解説・展示を検討する。

隅櫓などの復元建造物や旧近衛邸は、案内・解説・展示施設としての活用を検討する。



図9-1 既設の案内板



図9-2 既設の遺構解説板



図9-3 既設の誘導看板

イ 便益管理施設の整備

遺構の保存を前提としながら、既設の駐車場、遊歩道、トイレ、ベンチ、その他施設の活用を検討し、必要に応じて撤去・改修・設置などを行う。社叢林や古木の保存と、公園樹木の維持管理、憩いの緑地空間の整備を行う。

本丸丑寅櫓、二之丸天守台、姫丸（未指定地）にビューポイントを設置し、展望確保のための樹木伐採、剪定を行う。

総構え内周遊の利便性確保のために、遊歩道と総構え内の主要な遺構とを結ぶ誘導サインの整備と、ベンチや東屋、総合案内板、トイレなどを備えたポケットパークや休憩スポットの整備を進める。

西尾城跡周辺にレンタサイクルステーションの設置を検討する。

また、公共施設に対して西尾市公衆無線LANサービスFree Wi-Fiスポット増設を検討する。

ウ 総構え内の文化財との連携を視野に入れた情報提供

六万石くるりんバスやレンタサイクル、徒歩などの移動手段を効果的に活用し、西尾城跡と総構え内の寺社や五ヶ所門跡などの歴史文化資源とをつなぐルートを設定し、必要な情報提供を行う。

アクセスや学習の拠点となる公共施設（西尾観光案内所、西尾市文化会館駐車場、西尾市岩瀬文庫）に、パンフレットやWeb媒体の情報をまとめて提供する情報提供スポットを設置する。

西尾市文化会館駐車場への自動車向け誘導ルートと誘導看板の整備、及び既存の誘導看板「西尾市歴史公園」に「西尾城跡」の併記を進める。

第3節 ゾーン別整備計画

(1) ゾーニング

保存管理の地区区分をもとに、下表のとおり指定範囲や現在の土地利用に応じたゾーンを設定し、整備を行う。各ゾーンは、P.61 図7-1「地区区分図」の地区に対応する。

各ゾーンや拠点の位置は、P.73の「図8-4 総構え整備活用ネットワーク図」と、P.81-82の「図9-4 整備計画図（西尾市歴史公園周辺）」を参照。

表9-1 ゾーン名と位置付け

地区区分 ゾーン・拠点名		範囲	指定など	位置付け
A1	遺構保存整備ゾーン	ア 本丸跡	市史跡指定地	遺構の調査を行い、保存・活用の核として整備を行うゾーン
A2	現状利用維持ゾーン	ア 姫丸跡（指定地） イ 尚古荘	市史跡指定地	現在の土地利用を維持しながら、西尾城跡の地形を保存するゾーン
B	活用拠点整備ゾーン	ア 二之丸跡 イ 姫丸跡（未指定地）と西尾小学校ビオトープ池 ウ 三之丸大手門跡 エ 三之丸跡 オ 伊文神社 カ 和泉町遺跡周辺	埋蔵文化財包蔵地	市街地内に点在する遺構を保存しながら、活用の拠点として整備を行うゾーン
C	城下町交流ゾーン	総構え内（西尾城下）	—	城郭遺構や寺社などを活用し、交流を促進するゾーン
周辺	アクセス拠点 学習拠点	名鉄西尾駅・西尾観光案内所 西尾市文化会館駐車場 西尾市岩瀬文庫		西尾城跡の活用の起点として便益機能を集積する場所

(2) 遺構保存整備ゾーン（A1）

ア 本丸跡

城跡として土塁や石垣などの遺構が良好に残る一方で、御劔八幡宮が江戸時代前期から今日に至るまで鎮座し続けてきた神社境内地としての側面も持つ。このため、神社としての利用にも配慮しながら遺構の調査と保存を進め、江戸時代の城郭景観を再現する整備を行う。

〔調査・計画〕

- ・発掘調査により本丸表門と門南袖の石垣、土塁遺構の残存状況を確認する。
- ・発掘調査により本丸を囲む土塁と石垣の基底部の残存状況を確認する。
- ・発掘調査により曲輪内の建物遺構などの残存状況を確認する調査する。
- ・樹木の管理計画を作成する。

〔遺構整備〕

- ・御劔八幡宮本殿の屋根葺替や修理を行い、江戸時代の御劔八幡宮の姿を良好な状態で保存する。
- ・御劔八幡宮境内地内の井戸跡や矢穴のある石垣、本丸丑寅櫓への石段などの公開を検討する。

- ・御劔八幡宮境内地のムクノキの古木を適切に保存する。
- ・管理者と協議の上、土塁や石垣遺構を傷めている樹木を伐採する。
- ・本丸西側に残存する土塁の傷んだ部分を修復・復元し、土塁上に見学路や登り口を整備する。
- ・発掘調査結果に基づき、本丸表門の礎石を原位置へ移設し、門の平面表示を行う。
- ・将来的に、表門の復元、袖石垣・土塁の平面表示または立体復元表示を検討する。
- ・本丸未申櫓跡・戌亥櫓跡の礎石など遺構の保存と復元、平面表示を検討する。
- ・必要箇所、二之丸天守と本丸丑寅櫓の関係、本丸丑寅櫓の櫓台化粧石垣、ムクノキの古木の伝承などについての解説板設置を検討する。
- ・必要な箇所に市史跡指定地の境界標を設置する。

〔環境整備〕

- ・二之丸天守台から本丸丑寅櫓への眺望を確保するため、視野を妨げる樹木の伐採、枝打ちを行う。
- ・本丸丑寅櫓の櫓台の化粧石垣を顕在化させるため、水堀に面した斜面の樹木の伐採を行う。
- ・水堀の水質の維持管理を図る。
- ・本丸西側斜面の樹木の間伐などを行い、獣穴を埋め戻す。
- ・社叢林の適切な保全、維持管理を管理者に促す。

(3) 現状利用維持ゾーン (A2)

ア 姫丸跡 (指定地)

姫丸の辰巳櫓跡の遺構が残ることから、西尾小学校の敷地として現状を維持しながら、管理者と長期的な遺構の保存と顕在化に向けた協議を行う。

- ・遺構の顕在化のために樹木伐採や草刈りを行う。
- ・櫓台遺構の削られて傷んだ箇所や、崩落の危険性のある部分を修復する。
- ・西尾城跡に直接関わりのない石碑などの移転や撤去を検討する。
- ・必要な箇所に市史跡指定地の境界標を設置する。

イ 尚古荘

東之丸跡に立地する尚古荘は、日本庭園としての利用を維持しつつ、西尾城との関わりを来訪者に伝える整備を行う。

- ・尚古荘 (日本庭園) と西尾城との関連を示す解説板を設置する。
- ・日本庭園として保存整備された堀跡の地形を維持する。
- ・尚古荘の建造物の適切な維持管理を行う。
- ・必要な箇所に市史跡指定地の境界標を設置する。
- ・東之丸辰巳櫓や土塁の遺構を保護しつつ整備手法を検討する。

(4) 活用拠点整備ゾーン (B)

ア 二之丸跡

西尾市歴史公園二之丸広場として市民に親しまれ、二之丸丑寅櫓、鎗石門など江戸時代の曲輪の様子を理解できる建造物の復元整備が行われてきた。発掘調査により明確な建物遺構が検出された場合は、天守復元を最終目標とし、それに向けて二之丸跡が西尾城の歴史を学び親しむためのガイドダンスの起点及び西尾市歴史公園の活用と情報発信の拠点となるように周辺整備を進める。

- ・二之丸の範囲を顕在化させるため、鎗石門から二之丸丑寅櫓にかけて続いていた土塁と土塀の復元整備を図る。
- ・二之丸東側の堀跡の平面表示を検討する。
- ・二之丸西側の土塁を復元し、土塀についての表現手法を検討する。
- ・二之丸御殿の平面表示や解説板設置などによる顕在化を検討する。
- ・二之丸天守の復元を検討する。
- ・ボランティアガイドの待機場所を整備する。
- ・復元建造物（本丸丑寅櫓、二之丸天守台、二之丸丑寅櫓及び土塀、鎗石門）を適切に管理する。
- ・復元建造物や旧近衛邸の機能の再検討を行う。
- ・公園内の樹木や植栽の適切な維持管理を行う。

イ 姫丸跡（未指定地）と西尾小学校ビオトープ池

姫丸と東之丸の間に堀遺構が良好に残ることから、西尾小学校の敷地として現状を維持しながら、管理者と長期的な遺構の保存と顕在化に向けた協議を行う。

- ・西尾小学校のビオトープ池として利用されている堀跡を姫丸側から見学するために、見通しを遮る樹木を間伐し、ビューポイントを整備する。
- ・既存のウッドデッキは老朽化し、小学校の保安上、児童・生徒の安全上の問題もあるため、小学校への進入路を撤去し堀跡の展望施設として改修するなど、有効活用を検討する。
- ・堀跡の解説板を設置する。
- ・堀跡を安全に見学できるよう、立入禁止区域を設定し、安全施設の設置を検討する。
- ・西尾市資料館のガイダンス施設としての機能を充実させる。

ウ 三之丸大手門跡

発掘調査を行い、堀や土塀の部分的な復元を検討する。

- ・総構え内にある寺社などの歴史文化資源と西尾城とのつながりを示す総合案内板を設置し、見学ルートを提示する。
- ・総構え内を周遊する見学者用の休憩施設としてベンチなどを設置する。

エ 三之丸跡

市街地内に点在する城郭遺構を顕在化させて、土地所有者の保存に対する理解を促すとともに、総構え内の周遊見学スポットの整備を行う。

- ・水野家老邸跡北東の三之丸堀跡に沿って続く見学動線の設定を検討する。
- ・堀跡地形を確認することができる場所に解説板を設置する。
- ・江戸時代の面影を残す狭い路地やまちなみの保存に努める。

オ 伊文神社

伊文神社と西尾城との歴史的な関わりを学習し、理解を深め整備を行う。

- ・伊文神社東側の土塁跡を適切に保存し、見学者用に必要な整備を進める。
- ・土塁跡のほか祇園祭や神輿に関する解説板を設置する。

カ 和泉町遺跡周辺

江戸時代の城下の足軽屋敷の面影を残す和泉町周辺の町割りや、狭い街路などを総構え内の周遊見学スポットとして活用する。同時に、西尾城下町を特徴づける地域資源として位置付け、まちなみ保存に対する土地所有者や地域住民の理解を促す。

(5) 城下町交流ゾーン (C)

西尾城は廃城後も地域に親しまれてきた。しかしながら、市民生活の発展に伴い、総構えの範囲内も様々な用途として利用されてきた経緯を踏まえ、現状を維持しつつ城下町の面影を残す街路や町割り、黒壁通り、平井家住宅、ほと屋の蔵群、須田門の枳形跡などの歴史文化資源を活かした交流の場を創出するための整備を行う。

- ・既存の看板に加えて、新たに遺構所在地などに遺構解説板を設置する。
- ・必要な場所に、ベンチ、東屋、トイレ、水飲みなどを備えた見学者用休憩所を整備する。
- ・総構え内の歴史文化資源を周遊するコースに沿って、必要か所に歩行者・自転車用誘導看板を整備する。
- ・盛巖寺南西の土塁、水野家老邸跡の土塁については、遺構保存への協力を土地所有者に働きかける。
- ・西尾市文化会館駐車場から西尾市歴史公園へと続く二の沢川の護岸上に遊歩道を整備する。
- ・二の沢川と西尾城二之丸との間の市有地をポケットパークとして整備する。
- ・総構え内における Free Wi-Fi スポットの拡充を検討する。

(6) アクセス拠点、学習拠点

西尾城へのアクセス拠点として、公共交通による来訪者向けに「名鉄西尾駅及び西尾観光案内所」を、車利用者向けに「西尾市文化会館駐車場」を位置付ける。西尾城跡の学習拠点として「西尾市岩瀬文庫」を位置付け、必要な便益施設の整備を行う。

- ・主要な国・県道などから西尾市文化会館駐車場への車両用誘導看板を整備する。
- ・西尾市岩瀬文庫にレンタサイクルステーションと Free Wi-Fi スポットの整備を検討する。
- ・西尾市文化会館駐車場、名鉄西尾駅、西尾観光案内所に、西尾城に関する情報提供スポットを整備する。

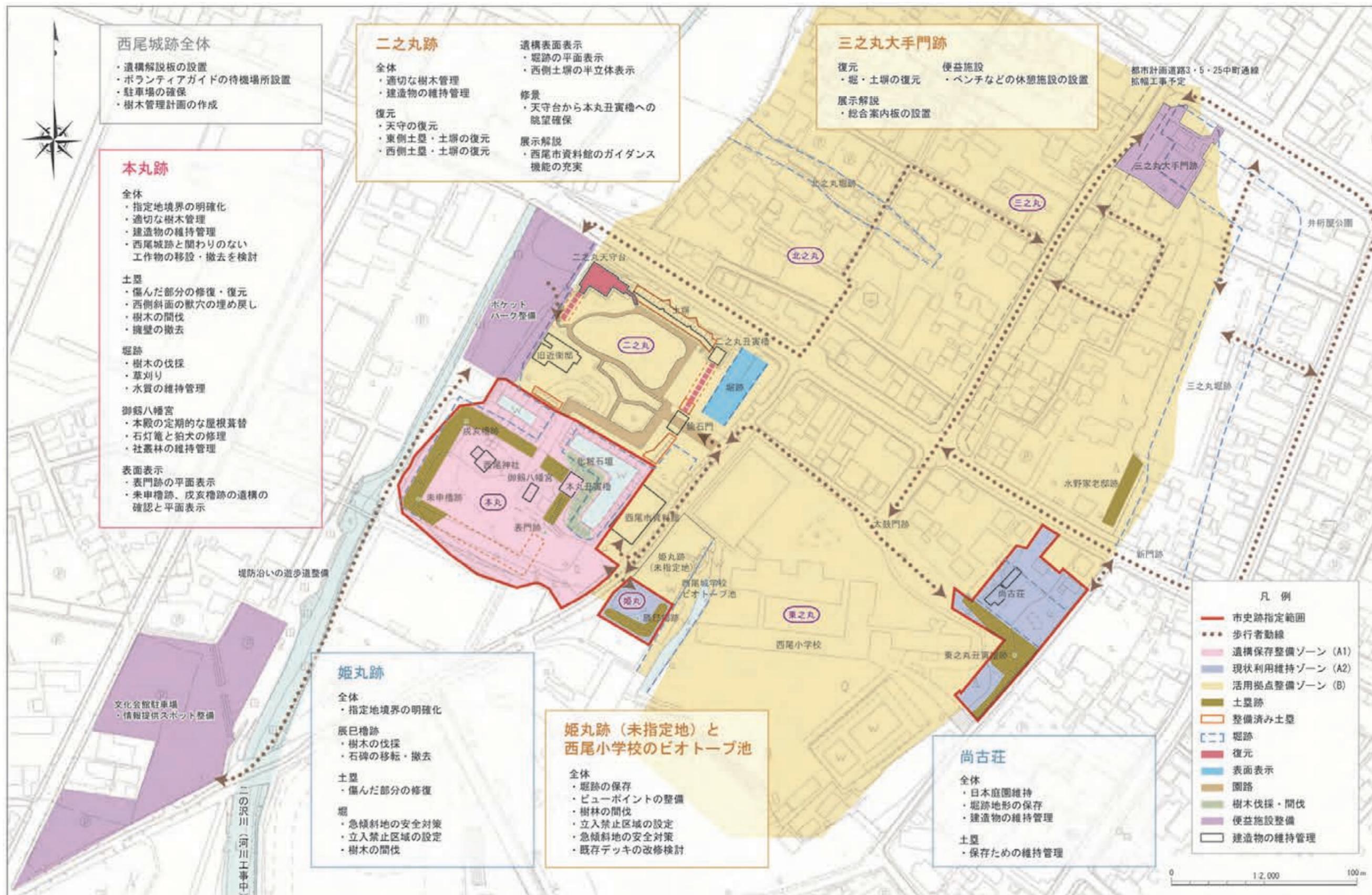


図9-4 整備計画図（西尾市歴史公園周辺）

第10章 運営・体制の整備

第1節 運営・体制整備の方向性

持続可能な運営と体制整備構築にあたっては、庁内関連部局や民間関係団体、土地所有者などで情報共有しながら協力連携することが必要である。そのために、運営・体制整備の方向性を次のとおり示す。

運営・体制整備の方向性	
○	調査研究と西尾城跡総合整備検討委員会の継続
○	庁内の体制整備
○	多様な主体による保存・活用の推進

第2節 運営・体制整備の方法

前節で掲げた運営・体制整備の方向性に基づき、整備の方法を次のとおり示す。

(1) 調査研究と西尾城跡総合整備検討委員会の継続

西尾城跡に関する十分な調査研究結果を踏まえた保存・活用・整備を進めていくために、継続的な調査研究を行う。調査研究に必要な専門的知識を有する人材や保存・活用・整備の担い手の確保・育成を図る。

保存・活用・整備に向けた計画の策定や実施にあたっては、専門家や有識者による西尾城跡総合整備検討委員会を継続し、方向性や手法などを検討しながら進める。

(2) 庁内の体制整備

本丸跡は財政課、二之丸・東之丸跡は観光文化振興課、姫丸跡は西尾小学校、西尾市資料館は文化財課が所管しており、西尾市から委託を受けた指定管理者が西尾市資料館と西尾市歴史公園の維持管理をそれぞれで行っている。西尾城跡の保存・活用・整備のためには、文化財課を核として事業の進捗に応じて所管課及び指定管理者で協議検討を継続的に行っていくことが重要である。

西尾城跡の保存・活用・整備に関する連絡調整を円滑に行うため、公園・観光・まちづくり・学校・自然環境・防災など庁内の関連部局との連絡体制を一層強化していく。

(3) 多様な主体による保存・活用の推進

伊文神社、西尾神社奉賛会、西尾城再建友の会、西尾城周辺のまちづくり団体、地元町内会、商工会、観光協会などの関係団体で意見交換する機会を持ち、西尾城周辺の活性化を推進するための官民協働の体制を強化する。

保存・活用に関しては、市民・ボランティア・地元町内会など、地域で活動する団体関係者との連携を図り、西尾城跡に関する積極的な情報交換と共有を進めていく。

まちづくりルールの策定を検討し、地域全体で西尾城の価値を継承していく体制を整える。

第3節 西尾城跡の管理運営体制の構築

地元住民をはじめ西尾城跡に関わる団体との連携を図り、市民が主体的に西尾城跡の管理運営に関わっていただける体制づくりを検討する。

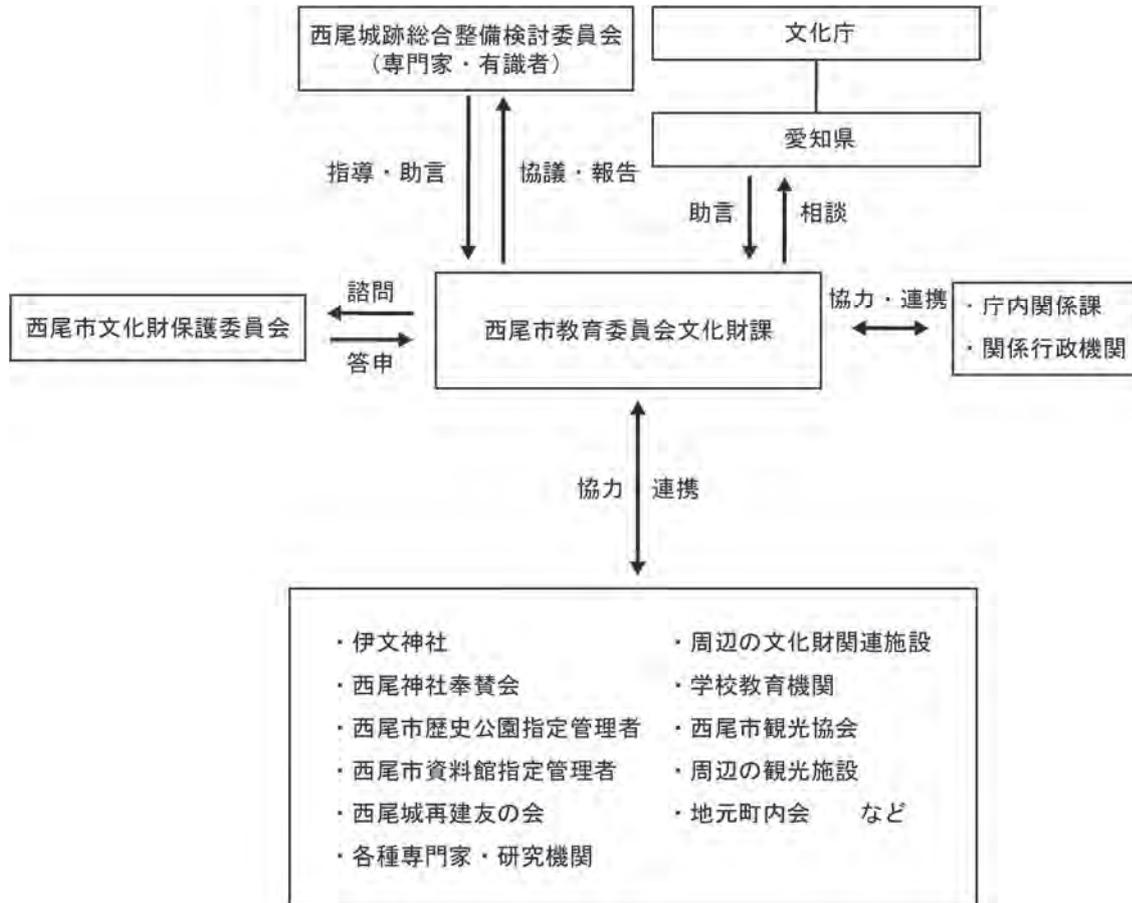


図 10-1 西尾城跡の管理・運営体制のイメージ図

第 11 章 施策の実施計画の策定・実施

第 1 節 施策の実施計画

第 8 次西尾市総合計画前期計画の目標年次である 2027 年度までの 6 年間と、同後期計画（2028～2032 年度）の 5 年間、その後の 10 年間に分けて、各施策の実施計画を下表のとおり定める。

表 11-1 施策の実施計画総括表

項 目		第 8 次総合計画前期	第 8 次総合計画後期	—	
		第 1 期計画 令和 4（2022）年 ～ 令和 9（2027）年 （6 年間）	第 2 期計画 令和 10（2028）年 ～ 令和 14（2032）年 （5 年間）	第 3 期計画 令和 15（2033）年 ～ 令和 24（2042）年 （10 年間）	
保存管理	調査研究			→	
	遺構の確実な保存と追加指定			→	
	現状土地利用との調和			→	
活用	調査研究・情報発信			→	
	学校教育・生涯学習			→	
	観光・まちづくり			→	
整備	構成要素保存のための復旧・修理	調査 →	石垣・土塁・建造物などの復旧・修復	→	
	江戸時代前期の景観の再現	二之丸東・西側土塁と土塀の延長整備		二之丸天守の復元ほか	→
		二之丸東側堀跡の表現			
		三之丸大手門跡の整備			
西尾市歴史公園の魅力の向上	サインの設置 →	サインの更新・改修・デザインの統一	二之丸西側ポケットパーク整備 →	→	
運営・体制整備	西尾城跡総合整備検討委員会の継続			→	
	庁内の体制整備			→	
	多様な主体による保存・活用			→	

表 11-2 第 1 期計画 (案)

項 目		令和 4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年
保存管理	調査研究	→					
	遺構の確実な保存と追加指定	→					
	現状土地利用との調和	→					
活用	天守復元に向けた機運向上のための企画・検討	二之丸でプロジェクトマップ、イルミネーションなどのイベント実施 →					
	祇園祭後継者の育成プログラムの企画・検討	企画 →	親子教室の企画、祇園祭に関する展示・公開など 実施				→
	案内ガイドの充実	ガイドツアーの企画、ガイドの育成など →					
整備	石碑	管理者調査 →		移設・撤去			→
	構成要素保存のための修景	遺構や建造物などの調査 →					
	樹木	樹木調査 →	樹木管理計画の作成 →			剪定・間伐 →	
		本丸丑寅櫓台周辺の樹木の伐採 →					
	二之丸東側土塁・土塀整備及び堀跡の表示	二之丸跡整備計画の見直し →	基本設計 →	実施設計 →	工事 →		
		整備事業の進捗に応じて実施					
	二之丸西側土塁・土塀整備	二之丸跡整備計画の見直し →	基本設計 →	実施設計 →	工事 →		
		整備事業の進捗に応じて実施					
	三之丸大手門跡の整備	整備事業の進捗に応じて実施 →					
サイン	サイン計画の作成 →		サイン設置・更新 →				
Free Wi-fi スポットの増設	→						
資料館	展示の充実 →						
運営・体制整備	委員会の継続	→					
	庁内の体制整備	→					
	多様な主体による保存・活用	→					

第12章 点検・経過観察

第1節 点検・経過観察の方向性

第5章から第11章の内容について、第1期計画の目標年次である令和9(2027)年、第2期計画の目標年次令和14(2032)年、第3期計画の目標年次令和24(2042)年を経過観察の時期に設定し、点検・経過観察を実施する。

第2節 点検・経過観察の方法

西尾城跡の保存活用にあたっては、管理団体である西尾市が中心となって、以下のような項目について点検・経過観察を行い、その結果をその後の保存管理、整備、活用に活かしていく。西尾城跡総合整備検討委員会に点検・観察結果を報告し、助言を受ける。

表12-1 経過観察項目一覧

区分	項目	観察時期(年)			観察主体	内容
		2027	2032	2042		
計画全体	総合計画に位置付けられているか	○		○	事務局	西尾城跡総合整備検討委員会への実績の報告
	予算確保のための取り組みはあるか	○	○	○		
	保存活用計画書の見直しは実施されているか		○			
	西尾市文化財保存活用地域計画との整合はとれているか		○			
保存管理	遺構・遺物の調査の進展はあったか	○	○	○	事務局	西尾城跡総合整備検討委員会への実績の報告
	公有化は進んだか		○	○		
	追加指定は行われたか		○	○		文化財保護委員会への諮問
	現状変更の取扱基準は適正に運用されているか	○	○	○		
活用	西尾城跡の情報発信はされているか	○	○	○	事務局	活用実績や年間利用者数、利用者意見の公開
	イベントや体験プログラムなどは計画的に企画・実施されたか	○	○	○		
	授業による史跡見学は増えたか(学校数、児童生徒数)	○	○	○		
	出土遺物及び祇園祭などの展示は行われたか	○	○	○		

区分	項目	観察時期(年)			観察主体	内容
		2027	2032	2042		
活用	総構え内の観光客は増えたか	○	○	○	事務局	活用実績や年間利用者数、利用者意見の公開
	レンタサイクルの利用者は増えたか		○			
	ボランティアガイドの体制は充実したか	○				
	地域との連携は十分か	○	○	○		
整備	二之丸跡の整備は行われたか	○				
	遺構の修復は行われたか	○	○	○		
	樹木管理は適切に行われたか	○	○	○		
	サイン整備は進んだか	○				
	西尾市資料館のガイダンス機能は向上したか	○				
	西尾城跡周辺の整備は行われたか	○	○	○		
運営・体制	委員会は継続されているか	○	○	○	事務局ほか	活動実績の評価、公表
	他部署や地域との連携は十分であるか	○	○	○		

資料編

1	西尾城主などの年表	1
2	西尾城跡現況航空写真	5
3	西尾城跡陰陽図	6
4	西尾城跡標高段彩図	7
5	本丸跡建築物・工作物などの現況位置図	8
6	姫丸跡工作物などの現況位置図	16
7	尚古荘建築物・工作物などの現況位置図	19
8	本丸跡、姫丸跡樹木現況位置図	22
9	本丸跡、姫丸跡の主な樹木位置図	24
10	歴史文化資源分布図	28
11	西尾城絵図	32
12	シンポジウムなどの開催歴	38

1 西尾城主などの年表

	城主など	在城期間 (吉良氏は生没年)	禄高 (石)	主な事跡
鎌倉時代	足利 義氏 よしうじ	文治5(1189)年 ～ 建長6(1254)年		承久の乱の戦功で、三河守護、吉良荘等の地頭に補任した。西条城(西尾城の前身)を創建したと伝えられる。
	足利(吉良) 長氏 おさうじ	承元4(1210)年 ～ 正応3(1290)年		義氏の庶長子といわれ、吉良・今川氏の祖である。建長3(1251)年、鶴ヶ崎天満宮を創建したと伝えられる。
	足利(吉良) 満氏 みつうじ			文永8(1271)年、上町に吉良氏の菩提寺である実相寺を創建した。建治元年(1275)、越前守護に任じられた。
室町時代	吉良 貞義 さだよし	不詳 ～ 康永2・興国4(1343)年		一門の重鎮で正慶2(1333)年、足利尊氏の鎌倉幕府離反を支持した(『難太平記』)。
	吉良 満義 みつよし	不詳 ～ 延文元・文和5・正平10(1356)年		足利尊氏に従い転戦した。引付頭人(訴訟などを扱う役職)等室町幕府の要職を務めた。
	吉良 満貞 みつさだ	不詳 ～ 元中元・至徳元・弘和4・永徳4(1384)年		天龍寺供養の随兵に供奉した。足利直義に従い南朝を支持し、各地を転戦した。幕府帰順後、引付頭人となる。
	吉良 俊氏 としようじ			相国寺供養の随兵に供奉した。幕府の引付頭人や武者頭(禁裏警護の長官)に就任した。
	吉良 義尚 よしなお			足利氏御一家(御三家)として幕府に仕えた。御一家筆頭の吉良氏は、管領以上の家格になった。
	吉良 義真 よしざね	不詳～ 文明13(1481)年		父義尚同様足利氏御一家(御三家)として幕府に仕えた。応仁・文明の乱(1467-77)。
	吉良 義信 よしのぶ			将軍家とともに吉良氏は衰退する。在京をあきらめ、吉良荘の在地経営に移った。
	吉良 義元 よしもと			吉良邸が将軍の仮御所となった。父義信に先立ち死去した。
	吉良 義堯 よしたか			祖父義信から吉良氏の家督を継承した。今川氏親の娘(義元姉)と結婚した。
	吉良 義郷 よしさと	不詳～ 天文9(1540)年		天文9(1540)年に織田方との戦いで討死したといわれる(「養寿寺本吉良氏系図」)。

	城主など	在城期間 (吉良氏は生没年)	禄高 (石)	主な事跡
室町時代	吉良 義安 <small>よしやす</small>	不詳～ 永禄 12 (1569) 年		天文 18 (1549) 年と弘治元 (1555) 年の二度にわたって今川氏に反逆。その後、駿河国の藪田に幽閉された。
	牧野 成定 三浦 元政 <small>なりさだ もとまさ</small>	弘治 3 (1557) 年 ～ 永禄 4 (1561) 年		今川氏の在番として西尾城に入ったが、桶狭間の戦いの後、西尾城は松平勢に押さえられた。
	酒井 政家 (正親) <small>まさいえ まさちか</small>	永禄 4 (1561) 年 ～ 天正 4 (1576) 年		松平元康(徳川家康)から家臣として最初に城を与えられた。永禄 7 (1564) 年に御劔八幡宮に鰐口を寄進した(銘文より)。
安土・桃山時代	酒井 重忠 <small>しげただ</small>	天正 4 (1576) 年 ～ 天正 18 (1590) 年		天正 13 (1585) 年東之丸、帯曲輪を拡張し、櫓を構えた(④、『家忠日記』)。
	田中 吉政 <small>よしまさ</small>	文禄 4 (1595) 年 ～ 慶長 5 (1600) 年	10 万(岡崎兼領)	文禄 4 (1595) 年に西尾城主を兼任した。それ以前は吉政が代官として管理していた。三之丸を構築した(①)。
江戸時代	本多 康俊 <small>やすとし</small>	慶長 6 (1601) 年 ～ 元和 3 (1617) 年	2 万	慶長 6 (1601) 年、伊文神社の天王祭に剣旗、撒鉾、笠鉾を納め、祭礼を援助した(④)。
	松平 成重 <small>なりしげ</small>	元和 3 (1617) 年 ～ 元和 7 (1621) 年	2 万	元和 3 (1617) 年、御劔八幡宮に 3 反 5 畝 22 歩を寄進した(③)。
	本多 俊次 <small>としつぐ</small>	元和 7 (1621) 年 ～ 寛永 13 (1636) 年	3 万 5 千	寛永 2 (1625) 年に妙満寺を伊文天王下に移築した(⑨)。
	幕府代官時代 (鳥山牛之助、鈴木八右衛門)	寛永 13 (1636) 年 ～ 寛永 15 (1638) 年		
	太田 資宗 <small>すけむね</small>	寛永 15 (1638) 年 ～ 正保元 (1644) 年	3 万 5 千	寛永 15 (1638) 年に城下町を包含する総構えの構造を計画した(①)。
	幕府代官時代 (鳥山牛之助、鈴木八右衛門)	正保元 (1644) 年 ～ 正保 2 (1645) 年		
	井伊 直之 (直好) <small>なおゆき なおよし</small>	正保 2 (1645) 年 ～ 万治 2 (1659) 年	3 万 5 千	明暦 3 (1657) 年、総構えを完成させた。城下町すべてを包含する土塁、水濠をめぐらせ、五ヶ所門(追羽門、天王門、須田門、丁田門、鶴ヶ崎門)をおいた(①)。

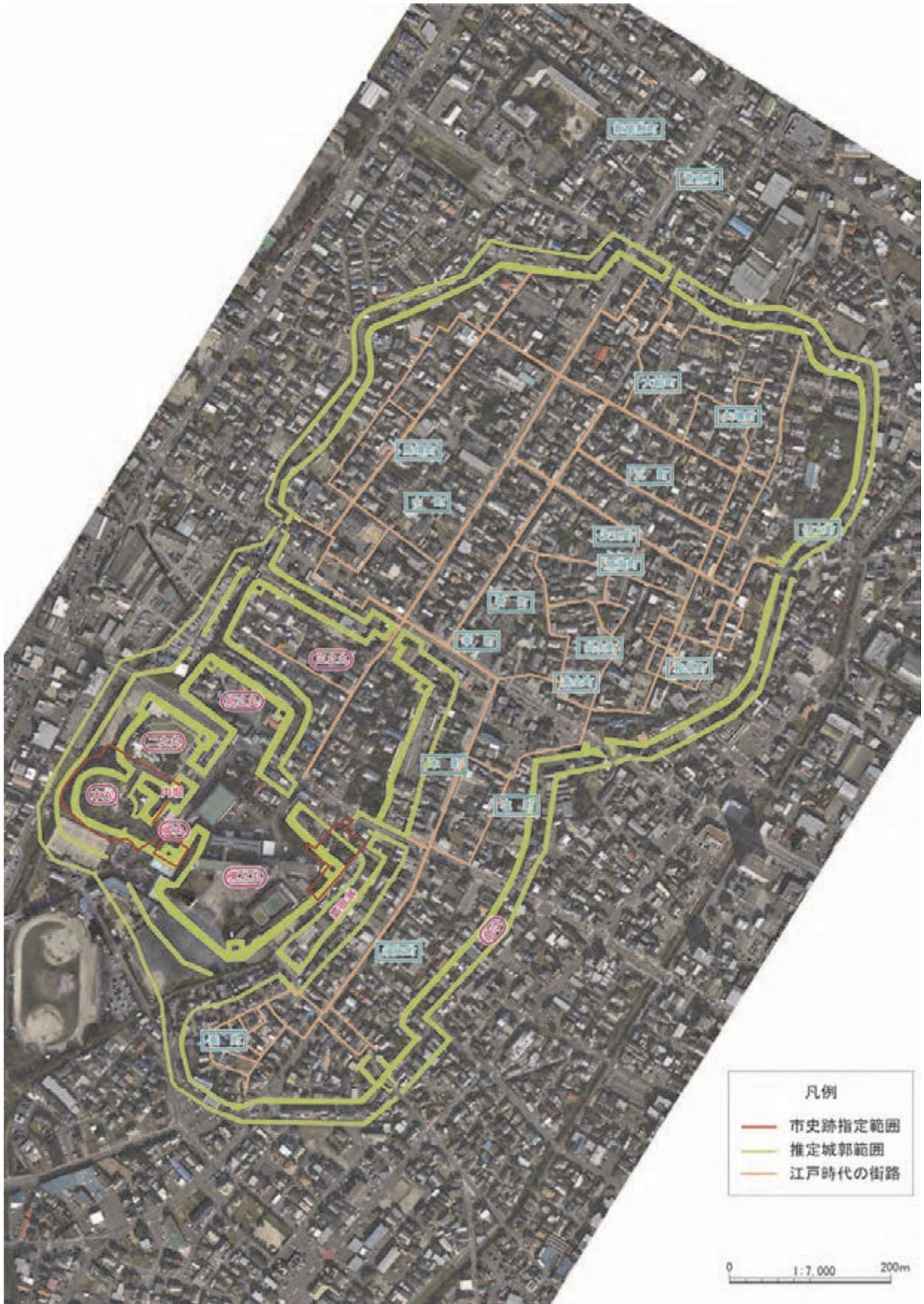
	城主など	在城期間 (吉良氏は生没年)	禄高 (石)	主な事跡
江戸時代	増山 <small>まさとし</small> 正利	万治2(1659)年 ～ 寛文2(1662)年	2万	万治2(1659)年に妙満寺を菩提寺と定めて大給町に移築した(⑨)。
	増山 <small>まさみつ</small> 正彌	寛文2(1662)年 ～ 寛文3(1663)年	2万	父正利の急死により10歳で西尾城主を継いで10か月在城し、寛文3(1663)年に常陸下館(茨城県)へ転封した(『寛政重修諸家譜』巻第1440)。
	土井 <small>としなが</small> 利長	寛文3(1663)年 ～ 延宝9(1681)年	2万3千	延宝6(1678)年に御劔八幡宮の社殿を再建した(石燈籠銘文より)。利勝寺を建立した。
	土井 <small>としとも</small> 利意	延宝9(1681)年 ～ 享保9(1724)年	2万3千	延宝6(1678)年、貞享4(1687)年に御劔八幡宮に石燈籠を奉納した(銘文より)。貞享3(1686)年に洪水により、西尾藩領の村々が浸水したため矢作古川に大二重堤を設けた(③)。宝永4(1707)年、宝永地震により天守、櫓4か所、長藏が大破し、太鼓門が2階より上崩れした(『楽只堂年録』)。
	土井 <small>としつね</small> 利庸	享保9(1724)年 ～ 享保19(1734)年	2万3千	享保16(1731)年に伊文神社を補修した(③)。
	土井 <small>としのぶ</small> 利信	享保19(1734)年 ～ 延享4(1747)年	2万3千	延享2(1745)年に儉約による藩財政改革を行った(①)。
	三浦 <small>よしさと</small> 義理	延享4(1747)年 ～ 宝暦6(1756)年	2万3千	刈谷藩から転封した。宝暦2(1752)年、御劔八幡宮に石燈籠を奉納した(銘文より)。
	三浦 <small>あきつぐ</small> 明次	宝暦6(1756)年 ～ 明和元(1764)年	2万3千	明和元(1764)年、美作国(岡山県)へ転封後、勝山城を創建した(『寛政重修諸家譜』巻第521)。
	松平 <small>のりすけ</small> 乗佑	明和元(1764)年 ～ 明和6(1769)年	6万	侍屋敷を葵町に増設(①)。明和2(1765)年、御劔八幡宮に石燈籠を奉納した(銘文より)。
	松平 <small>のりさだ</small> 乗完	明和6(1769)年 ～ 寛政5(1793)年	6万	老中として寛政の改革を担った。寛政4(1792)年、西尾城の堀さらいを幕府に願い出た(①)。

	城主など	在城期間 (吉良氏は生没年)	禄高 (石)	主な事跡
江戸時代	松平 <small>のりひろ</small> 乗寛	寛政5(1793)年 ～ 天保10(1839)年	6万	財政難打開策として、町人からは借金(御用金の賦課)、家臣には上米(給与の減額)、農民には年貢を先納させた。文化2(1805)年に西尾城の土塁、石垣の修復を幕府に願い出た(③)。
	松平 <small>のりやす</small> 乗全	天保10(1839)年 ～ 文久2(1862)年	6万	文久3(1863)年に隠居し、西尾に居住した。馬場町の盛巖寺に葬られた(⑧)。
	松平 <small>のりつね</small> 乗秩	文久2(1862)年 ～ 明治2(1869)年	6万	明治2(1869)年、版籍奉還後に西尾藩知事に任命された(①)。明治3(1870)年西尾城の名称を廃止し、藩庁とした。鑰石門が藩庁表門となった(③)。
明治時代	西尾県			明治4(1871)年、太鼓櫓を廃止した。大手門新門、五ヶ所門を廃止した(③)。
	額田県			明治5(1872)年、西尾城を額田県権典事に引渡した。西尾城郭、旧藩主邸が入札売払いになった(③)。
	愛知県			明治6(1873)年に廃城令が出された。明治9(1876)年に旧西尾城外堀地を士族に、15年間年貢免除で払い下げた(③)。明治10(1877)年7月、西尾城が完全に取払われた(③)。

出典：『西尾城シンポジウム1 西条城から西尾城』

〈文献〉

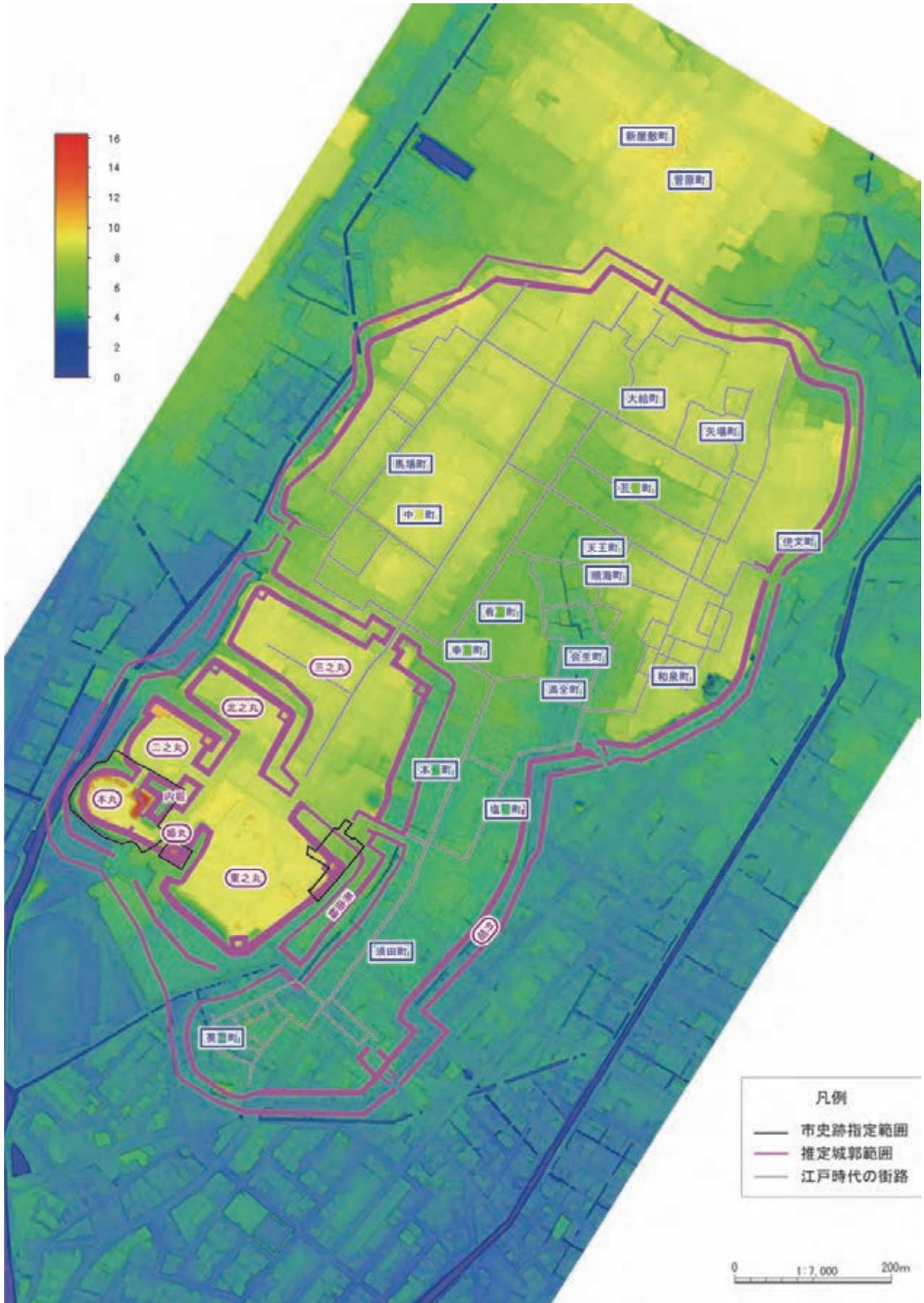
- ①『西尾市史 二 古代・中世・近世上』西尾市 1974
- ②『西尾市史 三 近世下』西尾市 1976
- ③『西尾市史 六 年表』西尾市 1983
- ④『西尾市岩瀬文庫叢書三 鶴城記・西尾城由来記』西尾市岩瀬文庫 2001
- ⑤『西尾の人物誌』西尾市 1995
- ⑥『吉良の歴史』吉良町 2004
- ⑦『吉良の人物誌』吉良町 2008
- ⑧『大給松平氏と西尾藩 付 西尾城下町』西尾市資料館 2004
- ⑨『西尾市悉皆調査報告四社寺文化財(建造物Ⅱ)報告書』西尾市 1999
- ⑩『西尾市悉皆調査報告六社寺文化財(建造物Ⅲ)報告書』西尾市 2001



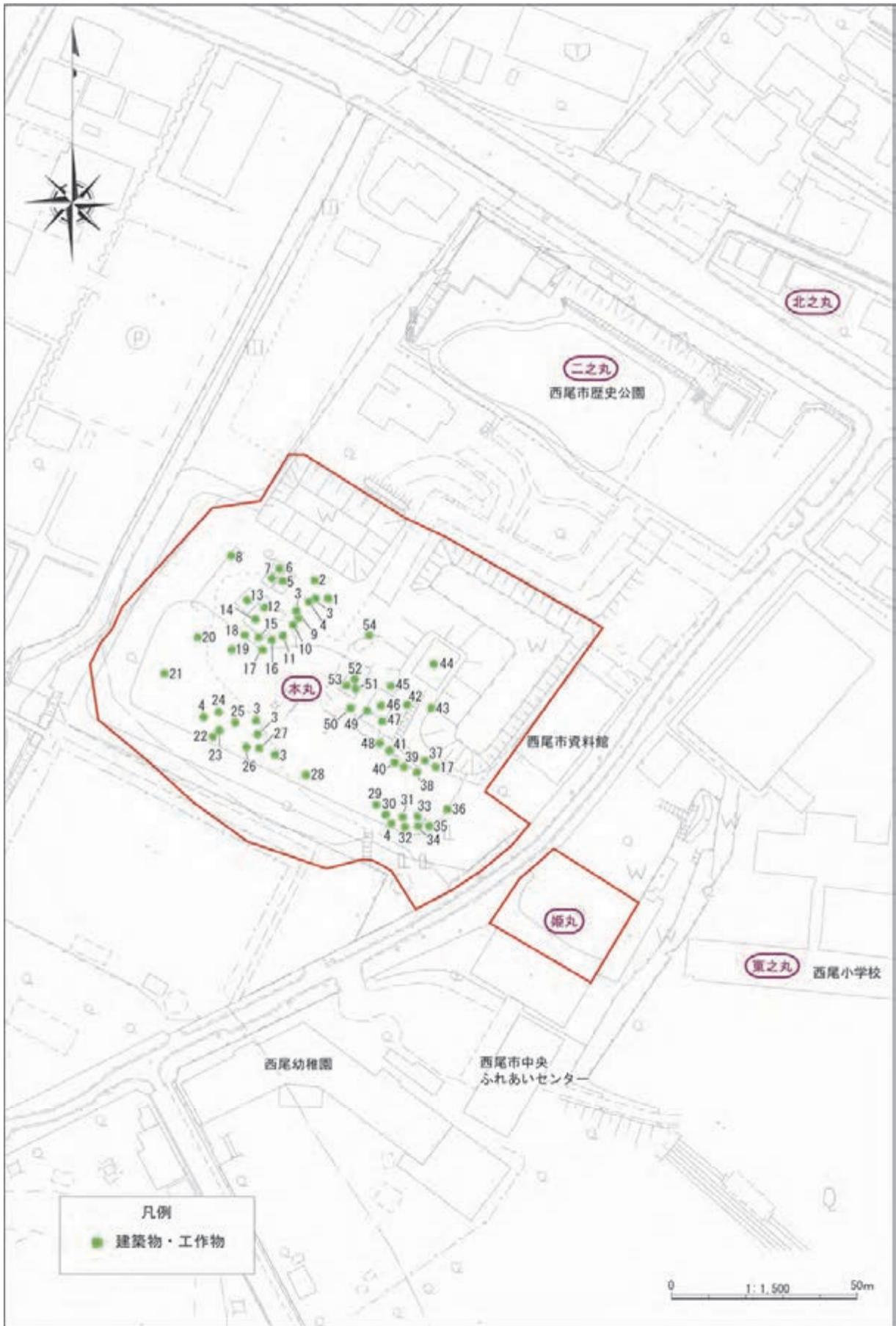
2 西尾城跡現況航空写真（平成 30（2018）年撮影航空写真に加筆）



3 西尾城跡陰陽図（平成 30（2018）年作成図に加筆）



4 西尾城跡標高段彩図（平成30（2018）年作成図に加筆）



5 本丸跡建築物・工作物などの現況位置図

本丸跡建築物・工作物などの一覧

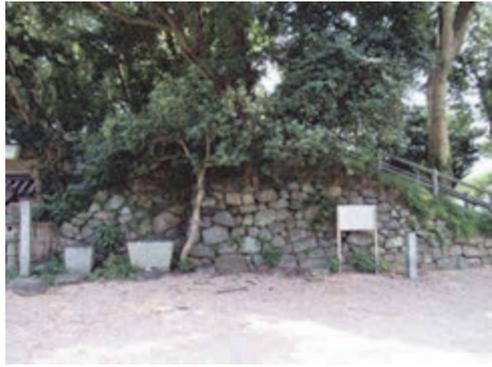
	
<p>1. 稲垣一郎先生像</p>	<p>2. 陸軍大臣中澤稔之碑</p>
	
<p>3. 巨石</p>	<p>4. 街灯</p>
	
<p>5. 西尾神社社務所</p>	<p>6. 西尾神社倉庫（プレハブ）</p>
	
<p>7. 倉庫</p>	<p>8. 擁壁</p>

	
<p>9. 西尾神社解説板</p>	<p>10. 二本の幟立て</p>
	
<p>11. 西尾神社鳥居</p>	<p>12. 西尾神社狛犬</p>
	
<p>13. 西尾神社</p>	<p>14. 西尾神社灯籠</p>
	
<p>15. 西尾神社手水鉢</p>	<p>16. 西尾神社碑</p>

	
<p>17. 電柱</p>	<p>18. 西尾神社玉垣</p>
	
<p>19. 本丸古井戸址</p>	<p>20. 川住君之碑</p>
	
<p>21. 石碑</p>	<p>22. 心乃印</p>
	
<p>23. 国旗掲揚場</p>	<p>24. 朝日西尾友好の記念樹</p>

	
<p>25. 朝日西尾友好の碑</p>	<p>26. 旗の支柱</p>
	
<p>27. 飛騨高山友好の桜</p>	<p>28. 錦城町石柱</p>
	
<p>29. 西尾城址標柱</p>	<p>30. 秋山恬堂石碑</p>
	
<p>31. 灯籠</p>	<p>32. 碑戦死忠勒名碑</p>

	
<p>33. 大廟</p>	<p>34. 伊勢神宮遥拝所</p>
	
<p>35. 記念樹</p>	<p>36. 車止め</p>
	
<p>37. 本丸丑寅櫓解説板</p>	<p>38. 看板</p>
	
<p>39. 本丸表門址標柱</p>	<p>40. 本丸表門址解説板</p>



41. 本丸丑寅櫓登り口階段の石垣



42. 照明



43. 本丸丑寅櫓付土塀



44. 本丸丑寅櫓



45. 御劔八幡宮社務所



46. 神明社と鳥居



47. 神明社碑



48. 手水鉢

	
<p>49. 神明社灯籠</p>	<p>50. 御劔八幡宮解説板</p>
	
<p>51. 御劔八幡宮三対の灯籠と陶製狛犬、ロープ柵</p>	<p>52. 御劔八幡宮と鳥居</p>
	
<p>53. 御劔八幡宮解説板</p>	<p>54. 御劔八幡宮付土塀（築地塀）</p>



6 姫丸跡工作物などの現況位置図

姫丸跡工物物などの一覧

	
1. ベンチ	2. 七字のうた碑①
	
3. 姫丸辰巳櫓解説板	4. 公衆電話
	
5. ポスト	6. 電柱
	
7. 看板	8. 擁壁



9. 筒井水碑



10. 分電盤



11. 柵



12. 松田君碑



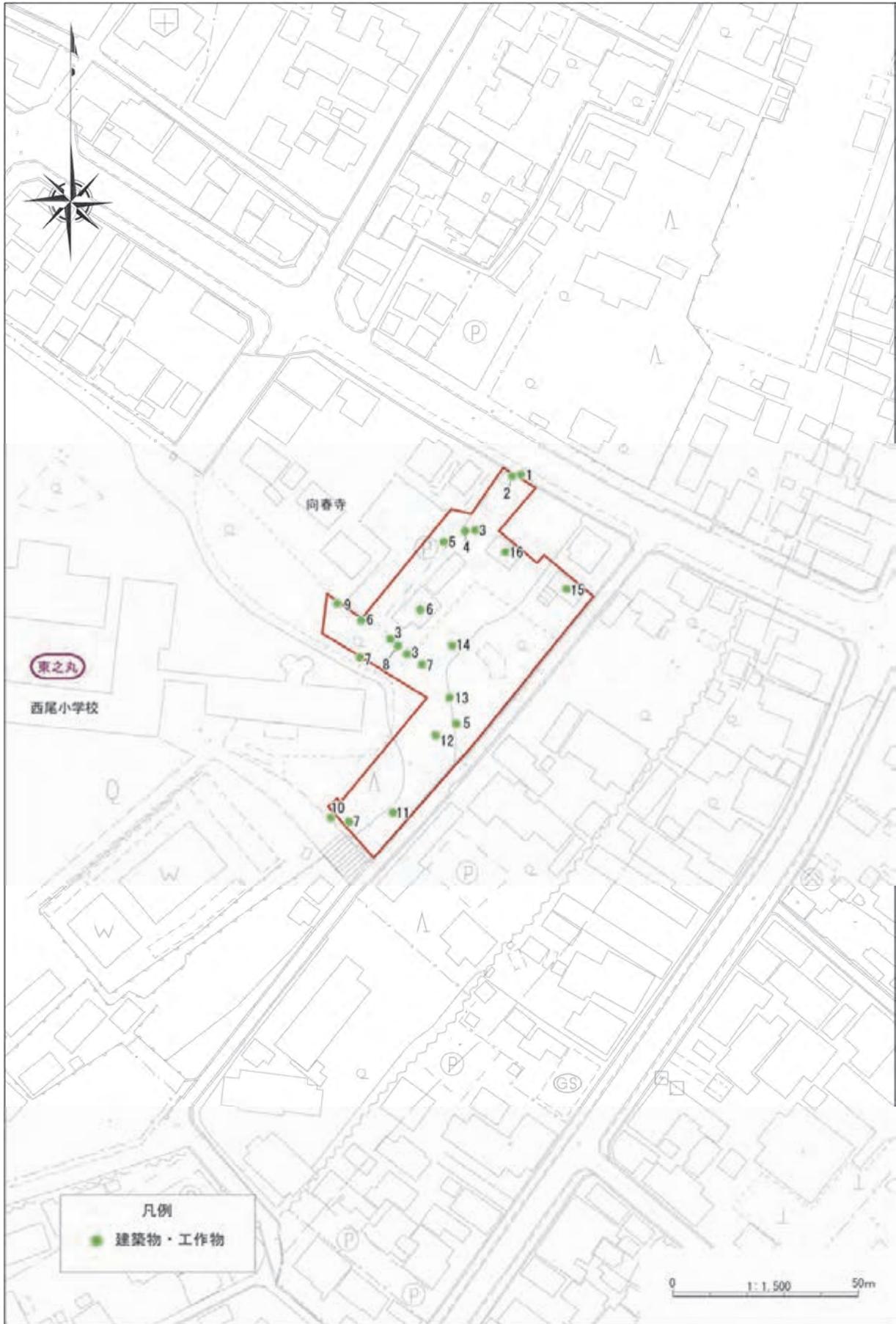
13. 関口長太郎君碑



14. 看板



15. 柵

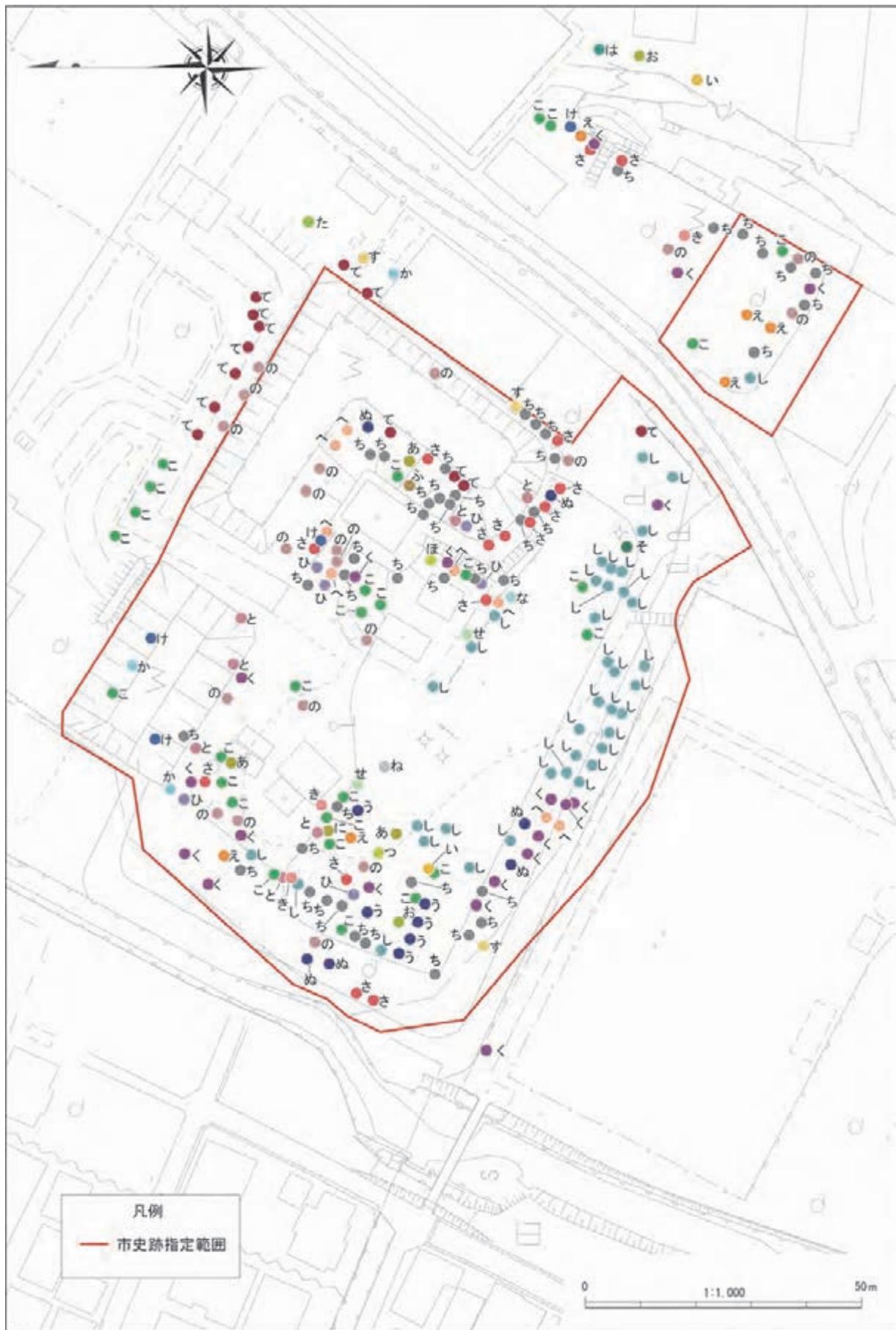


7 尚古莊建築物・工作物などの現況位置図

尚古莊建築物・工作物などの一覧

	
<p>1. 掲示板</p>	<p>2. 尚古莊北門</p>
	
<p>3. 照明</p>	<p>4. 尚古莊案内板</p>
	
<p>5. 街灯</p>	<p>6. 大広間</p>
	
<p>7. 灯籠</p>	<p>8. 誘導看板</p>

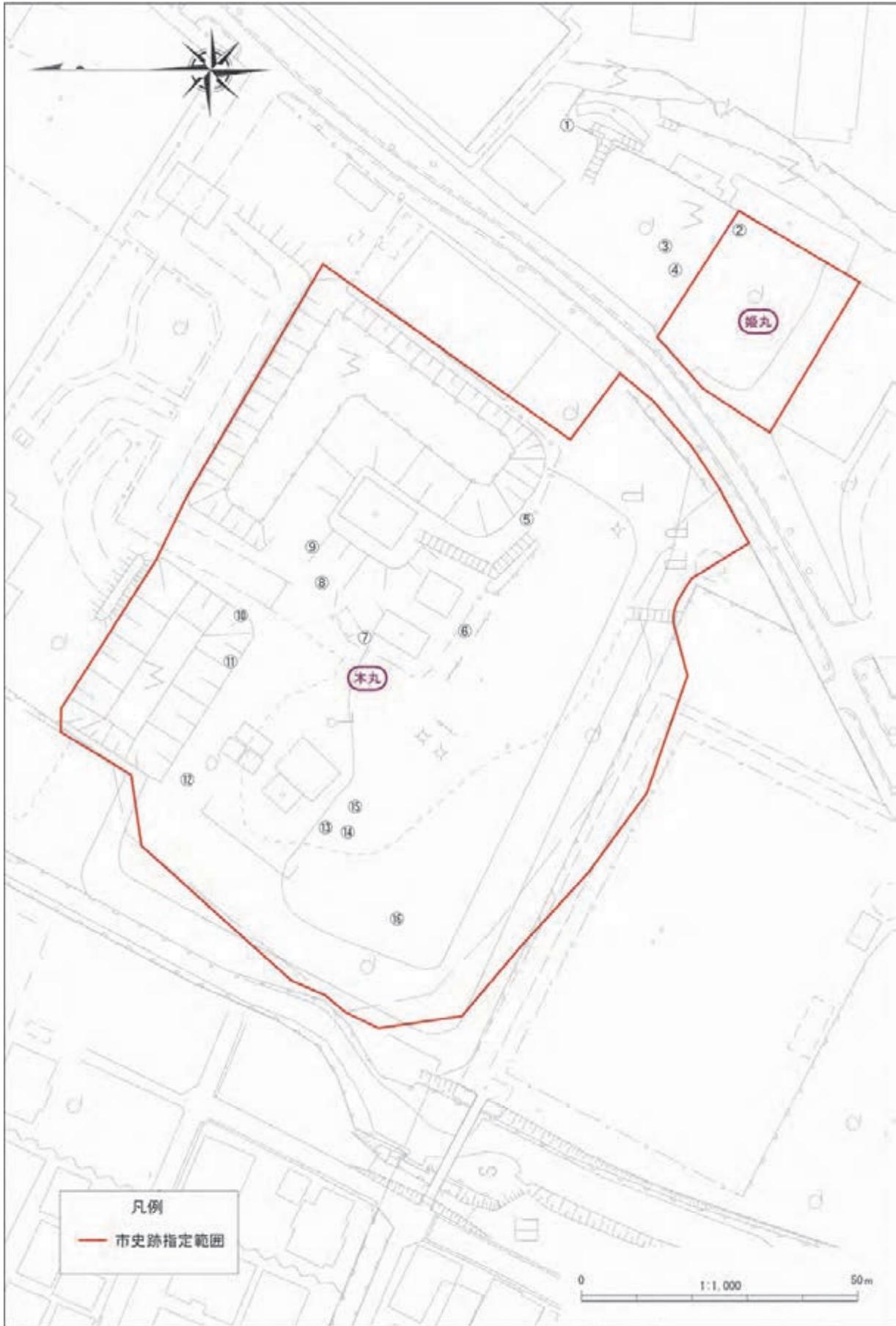
	
<p>9. 柵</p>	<p>10. フェンス</p>
	
<p>11. 橋</p>	<p>12. 石碑</p>
	
<p>13. 東屋</p>	<p>14. 橋</p>
	
<p>15. 茶室</p>	<p>16. 管理事務所</p>



8 本丸跡、姫丸跡樹木現況位置図

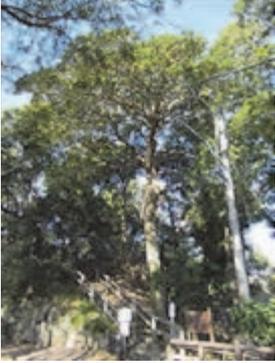
本丸跡、姫丸跡樹木現況図対応表

記号	名称	科目	種別	備考
あ	アカメガシワ	トウダイグサ科	落葉樹	葉に「星状毛」がある
い	アベマキ	ブナ科	落葉樹	「ドングリ」の仲間
う	アラカシ	ブナ科	常緑樹	「ドングリ」の仲間
え	イスノキ	マンサク科	常緑樹	別名「ヒョンノキ」
お	イチョウ	イチョウ科	落葉樹	銀杏
か	イヌビワ	クワ科	落葉樹	イチジク属
き	イロハモミジ	カエデ科	落葉樹	ムクロジ科
く	エノキ	ニレ科	落葉樹	
け	カクレミノ	シコギ科	常緑樹	
こ	クスノキ	クスノキ科	常緑樹	西尾市の木
さ	クロガネモチ	モチノキ科	常緑樹	葉の主脈は赤紫色になる
し	クロマツ	マツ科	常緑樹	オマツ
す	ケヤキ	ニレ科	落葉樹	
せ	サカキ	サカキ科	常緑樹	先端の芽は鎌形
そ	サルスベリ	ミソハギ科	落葉樹	
た	シダレザクラ	バラ科	落葉樹	イトザクラ
ち	シラカシ	ブナ科	常緑樹	「ドングリ」の仲間
つ	スギ	ヒノキ科	常緑樹	スギ科
て	ソメイヨシノ	バラ科	落葉樹	
と	タブノキ	クスノキ科	常緑樹	イヌグス
な	トベラ	トベラ科	常緑樹	
に	ナギ	マキ科	常緑樹	神社に植えられる
ぬ	ハゼノキ	ウルシ科	落葉樹	かぶれる
ね	ヒムロ	ヒノキ科	常緑樹	
の	ムクノキ	アサ科	落葉樹	アサ科に含合
は	メタセコイヤ	ヒノキ科	落葉樹	アケボノスギ
ひ	モチノキ	モチノキ科	常緑樹	
ふ	モッコク	サカキ科	常緑樹	和名新称
へ	ヤブツバキ	ツバキ科	常緑樹	
ほ	ヤブニッケイ	クスノキ科	常緑樹	



9 本丸跡、姫丸跡の主な樹木位置図

本丸跡、姫丸跡の主な樹木一覧

	
① カクレミノ	① カクレミノの葉
	
② シラカシ	② シラカシの樹皮
	
③ ムクノキ	④ エノキ
	
⑤ クロガネモチ	⑤ クロガネモチの樹皮



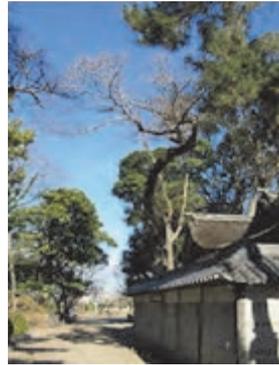
⑤ クロガネモチの実



⑥ サカキ



⑥ サカキの葉



⑦ ムクノキ



⑧ モチノキ



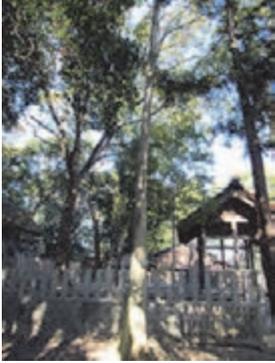
⑨ クロガネモチ



⑩ タブノキ



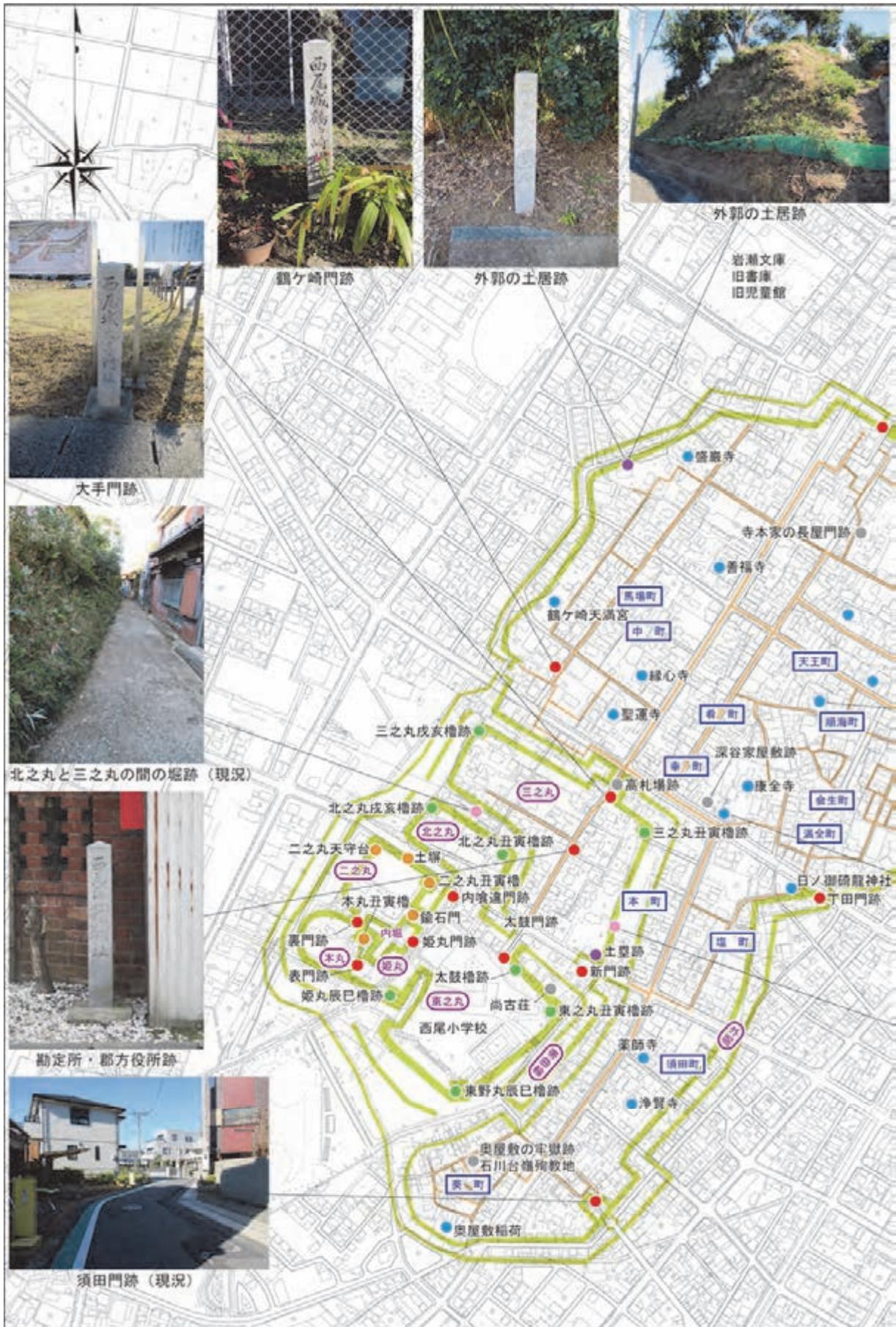
⑩ タブノキの葉

	
<p>⑪ タブノキ</p>	<p>⑫ 左：クロガネモチ 中：エノキ 右：タブノキ</p>
	
<p>⑬ ナギ</p>	<p>⑬ ナギの葉</p>
	
<p>⑭ イスノキ</p>	<p>⑭ イスノキの樹皮</p>
	
<p>⑮ アラカシ</p>	<p>⑯ イチョウ</p>

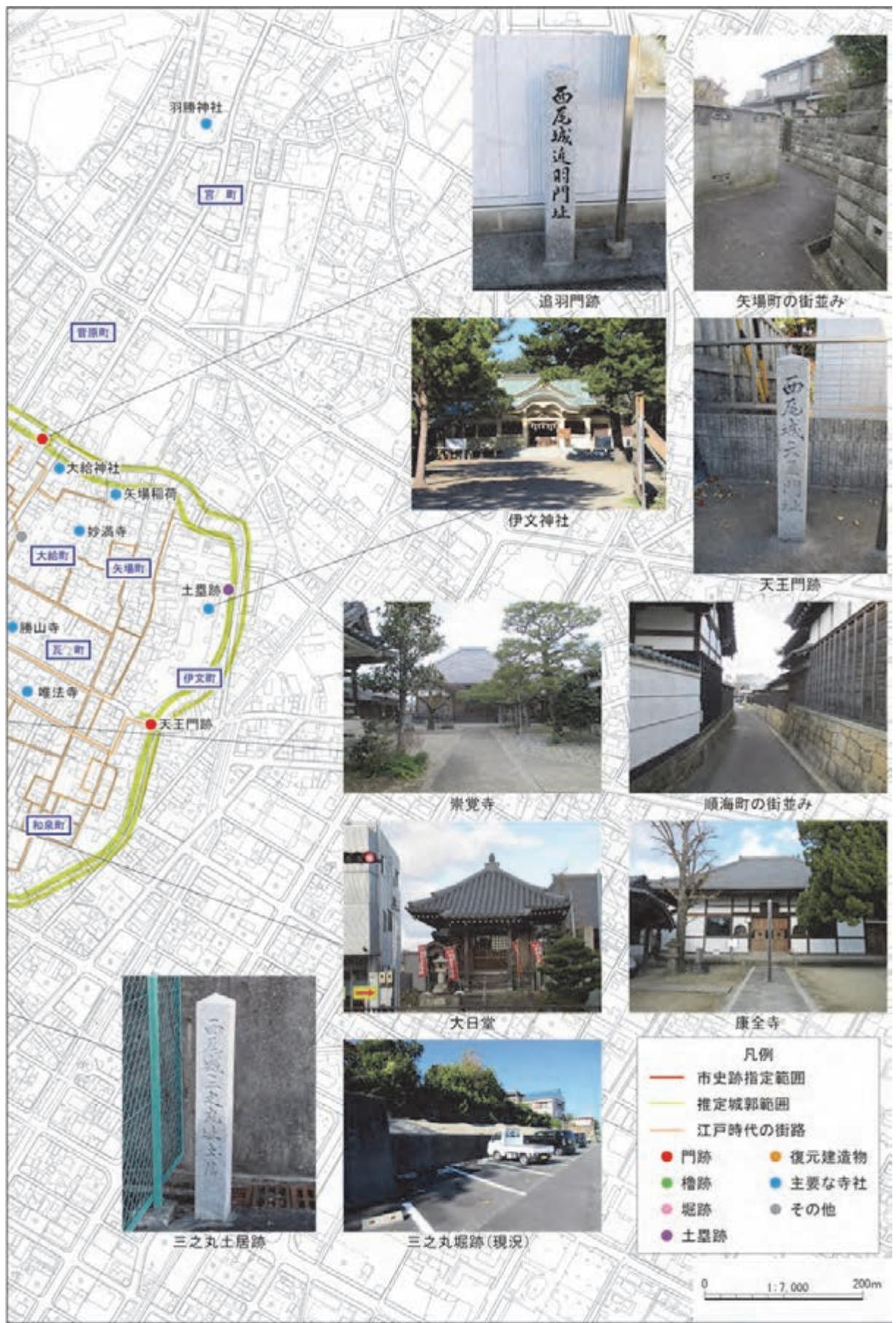


10 歴史文化資源分布図（市史跡指定地周辺）





歴史文化資源分布図（総構え全体）



追羽門跡



矢場町の街並み



伊文神社



天王門跡



崇覚寺



順海町の街並み



大日堂



康全寺



三之丸土居跡



三之丸堀跡(現況)

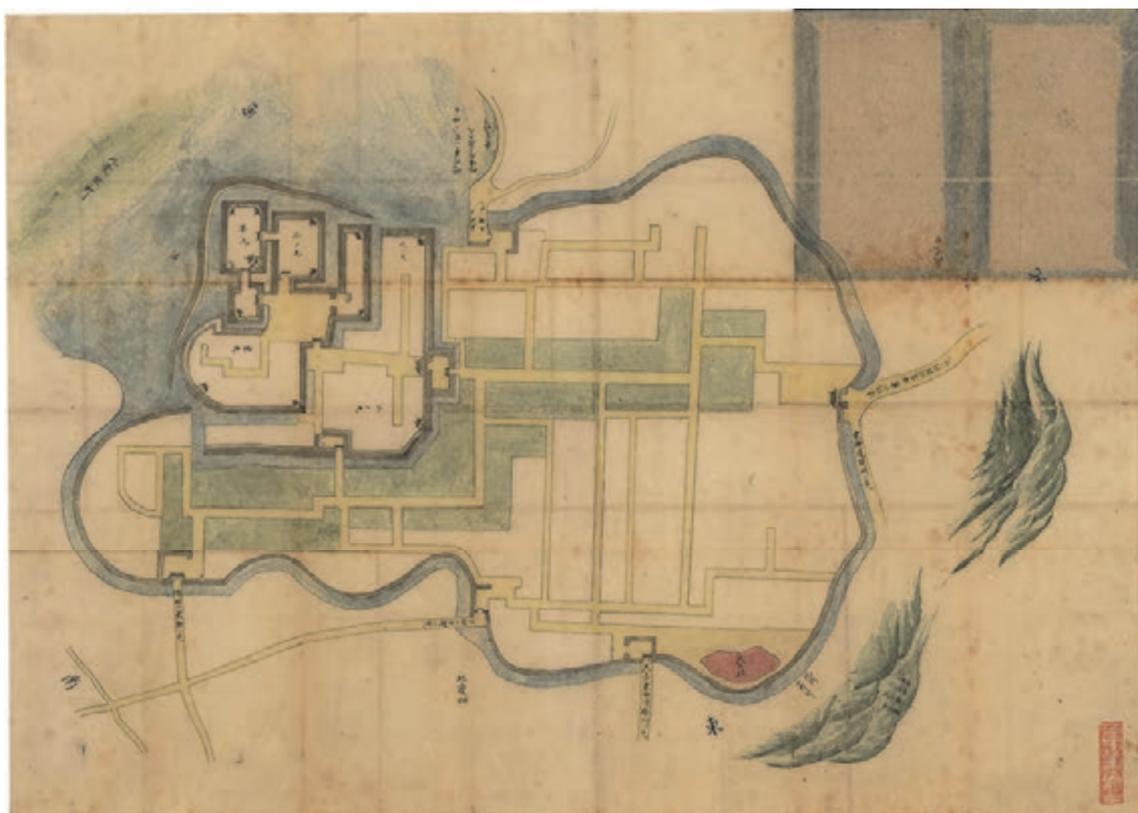
凡例

- 市史跡指定範囲
- 推定城郭範囲
- 江戸時代の街路
- 門跡
- 櫓跡
- 堀跡
- 土塁跡
- 復元建造物
- 主要な寺社
- その他

0 1:7,000 200m

11 西尾城絵図

	名 称	所 蔵
①	三州西尾図	西尾市岩瀬文庫
②	三河国西尾城絵図	国立公文書館・内閣文庫
③	西尾城図	個人蔵（西尾市寄託）
④	三河国西尾城図（参河国西尾城土居崩候覚）	西尾市教育委員会
⑤	三州西尾之城図（「城郭図」のうち）	西尾市岩瀬文庫
⑥	三河国西尾城図（参河国西尾城堀浚之覚）	西尾市教育委員会
⑦	三河国西尾城図（三河国西尾城門修補之覚）	西尾市教育委員会
⑧	三河国西尾城下絵図	個人蔵（西尾市寄託）
⑨	西尾郷の図	西尾市教育委員会
⑩	二之丸居所之図	西尾市教育委員会



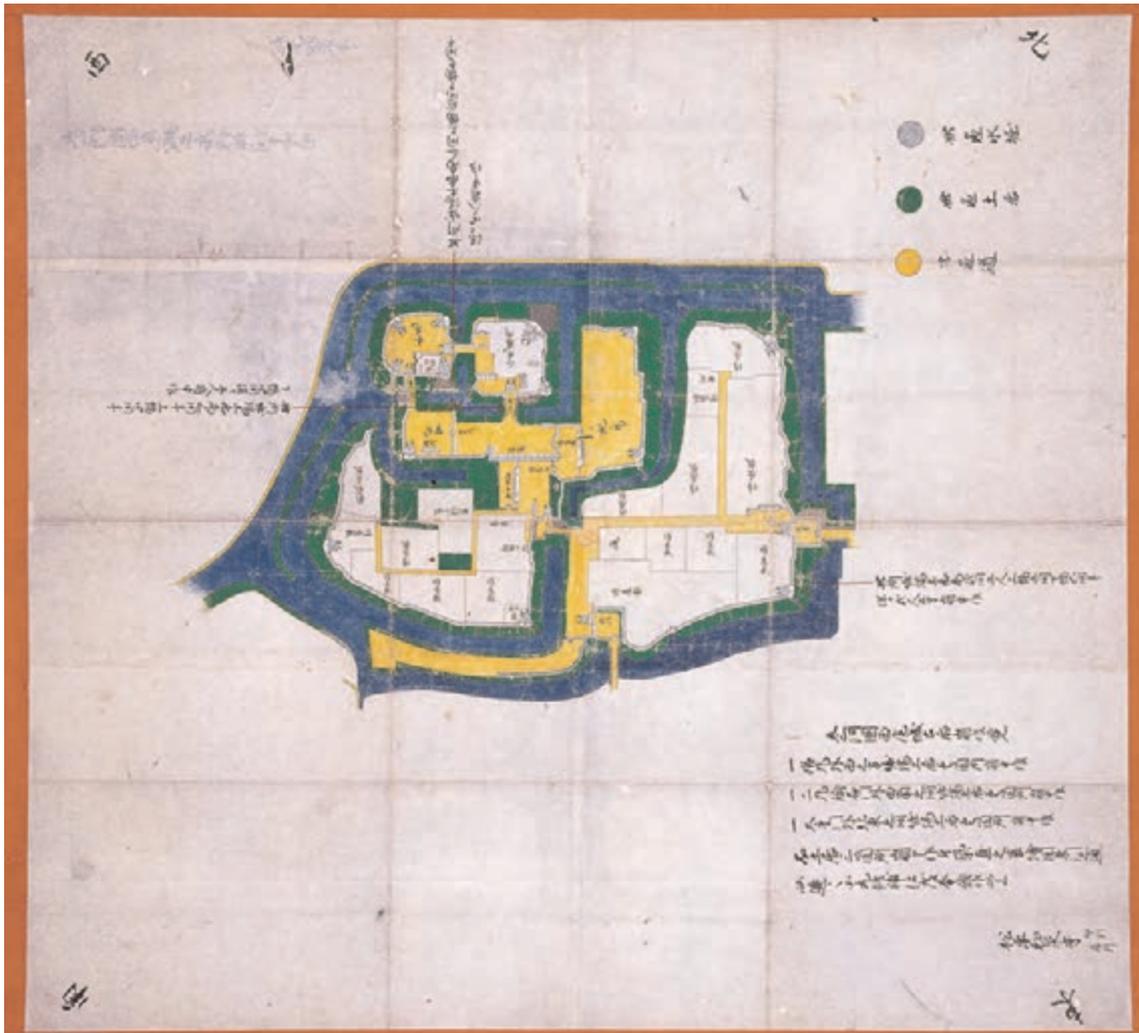
① 三州西尾図



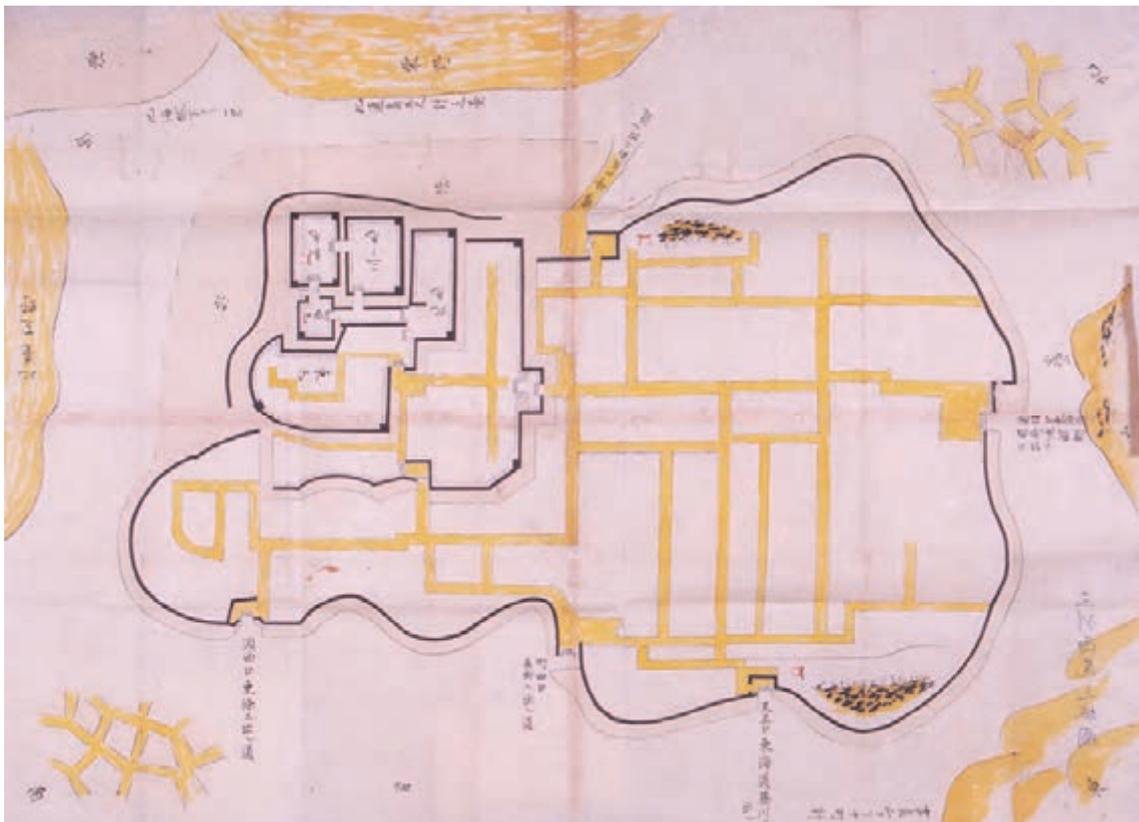
② 三河国西尾城絵図



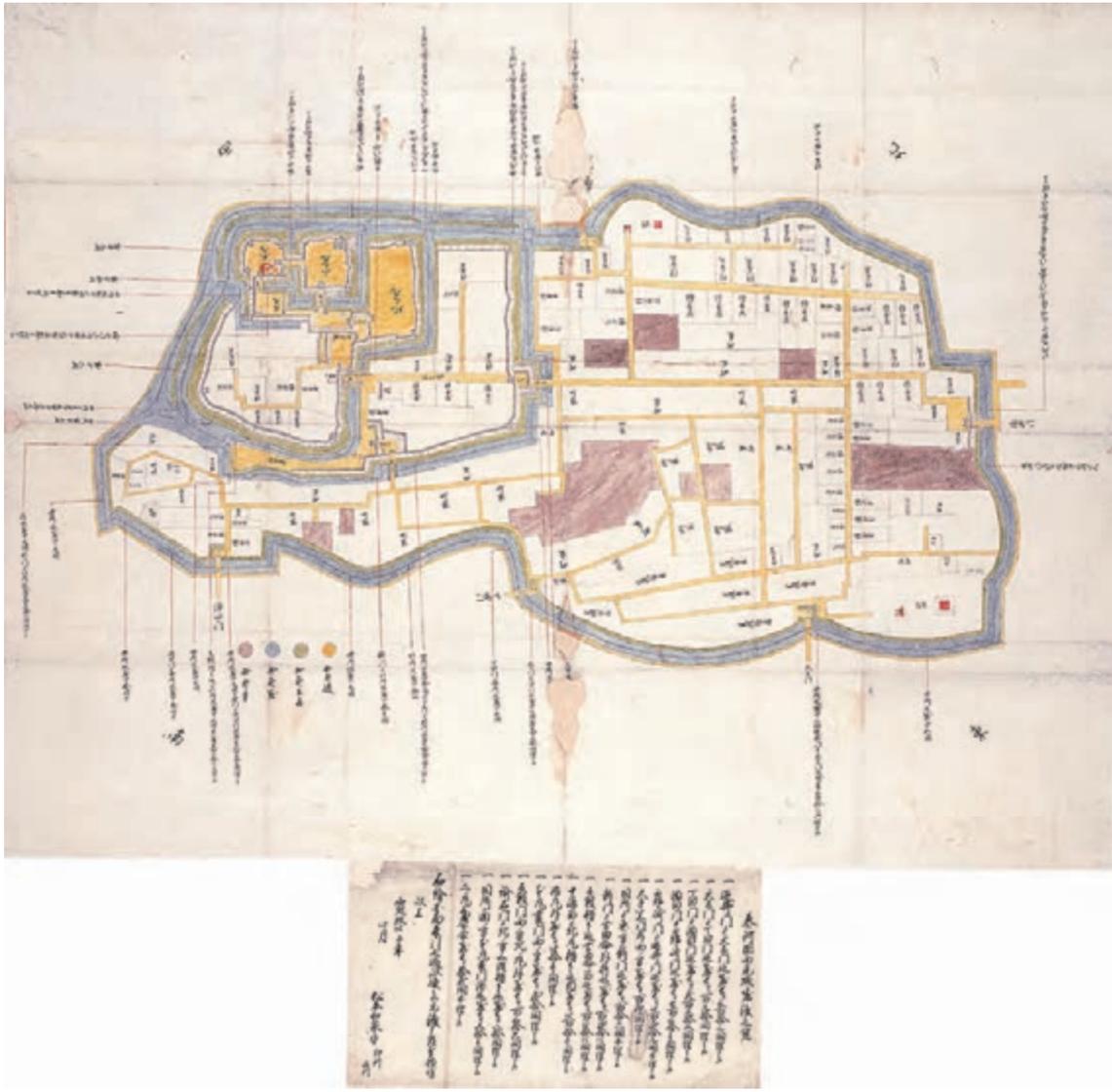
③ 西尾城図



④ 三河国西尾城図（参河国西尾城土居崩候覚）



⑤ 三州西尾之城図（「城郭図」のうち）



⑥ 三河国西尾城図（参河国西尾城堀浚之覚）



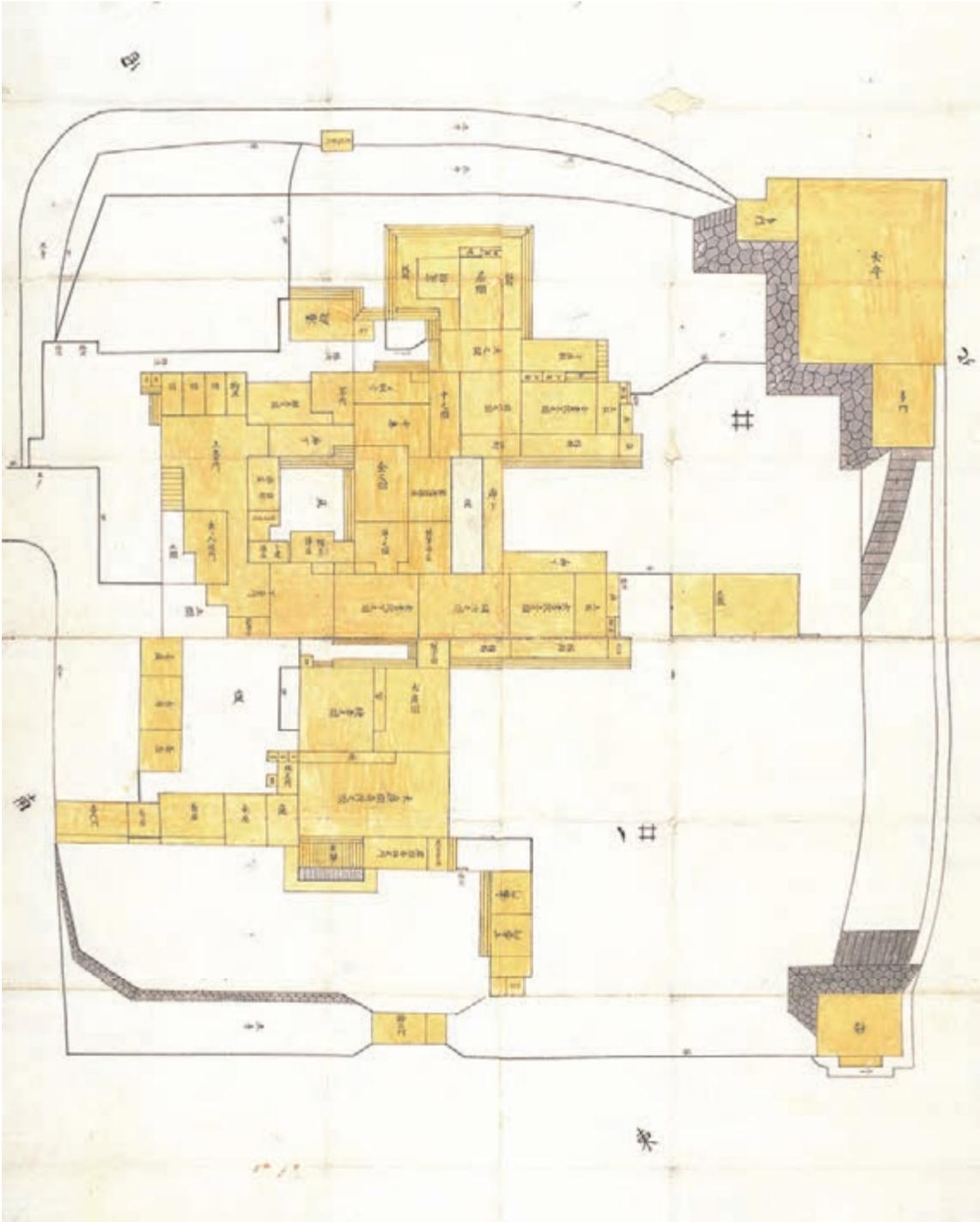
⑦ 三河国西尾城図（三河国西尾城門修補之覚）



⑧ 三河国西尾城下絵図



⑨ 西尾郷の図



⑩ 二之丸居所之図

12 シンポジウムなどの開催歴

(1) 西尾城シンポジウム

日付・テーマ	人数	講演・報告者	講演・報告テーマ
第1回 平成26(2014)年 6月21日 西条城から西尾城	350	基調講演	
		中井均 (滋賀県立大学教授)	東海地方の織豊期の城郭について
		報告	
		浅岡優 (西尾市教育委員会)	考古学から見た西尾城二之丸跡
		小林輝久彦 (西尾市史調査員)	文献から見た西尾城
		奥田敏春 (西尾市史執筆員)	縄張りから見た西尾城について
第2回 平成27(2015)年 12月5日 戦国時代の西尾城 ～吉良氏と西尾城～	300	基調講演	
		山田邦明(愛知大学教授)	戦国時代の三河
		報告	
		平野明夫 (国学院大学講師)	吉良氏と松平氏
		谷口雄太 (西尾市史執筆員)	吉良氏とはいかなる一族か
第3回 平成28(2016)年 11月19日 戦国時代の西尾城 ～吉良氏をめぐる 在地領主～	300	基調講演	
		山田邦明 (愛知大学教授)	戦国時代の三河の動乱
		報告	
		奥田敏春 (西尾市史執筆員)	城館構造からみた在地領主
		小川雄 (西尾市史執筆員)	三河湾の水軍 幡豆小笠原氏
		小林輝久彦 (西尾市史調査員)	大河内・巨海・高橋氏及び富永氏の系譜
第4回 平成29(2017)年 11月18日 西尾城と地震災害	100	基調講演	
		北原糸子 (立命館大学歴史都市防災研究所)	災害と城 宝永地震の城郭被害 —各藩修復の願いの歴史的意味を問う—
		報告	
		鈴木正貴 (愛知県埋蔵文化財センター)	考古学から見た地震災害 —清州城下町遺跡を中心に—
		神尾愛子 (西尾市教育委員会)	西尾市の災害史

日付・テーマ	人数	講演・報告者	講演・報告テーマ
第5回 平成30(2018)年 12月1日 近世城郭の整備と復元、 そして活用 ～西尾城・岡崎城・刈谷城～	350	基調講演	
		三浦正幸 (広島大学名誉教授)	近世城郭の整備と復元について
		報告	
		浅岡優 (西尾市教育委員会)	西尾城二之丸の整備と復元
		山口遥介 (岡崎市教育委員会)	岡崎城の整備計画と復元
		鵜飼堅証 (刈谷市文化観光課)	刈谷城の整備と復元

(2) 西尾城二之丸丑寅櫓完成記念講演会

日付・テーマ	人数	講演者	講演・報告テーマ
令和2(2020)年 9月5日 西尾城二之丸丑寅櫓完 成記念講演会	100	講演会	
		三浦正幸 (広島大学名誉教授)	建築学からみた西尾城
		中井均 (滋賀県立大学教授)	縄張りからみた西尾城
		お城鼎談	
		三浦正幸 (広島大学名誉教授)	
		中井均 (滋賀県立大学) クリス・グレン (ラジオDJ・城郭愛好家)	

(3) 西尾城絵図集完成記念講演会

日付・テーマ	人数	講演者	講演・報告テーマ
令和3(2021)年 8月1日 西尾城絵図集完成記念 講演会	150	講演会	
		石川浩治 (前西尾市文化財課長)	西尾城研究の現状と課題
		中井均 (滋賀県立大学名誉教授)	絵図が語る西尾城の構造

西尾城跡保存活用計画

令和4年3月

編集・発行 西尾市教育委員会文化財課
住所 愛知県西尾市亀沢町 480 番地
TEL/FAX 0563-56-2459/0563-56-2787

